

令和 7 年度兵庫地方労働審議会労働災害防止部会 (労働衛生関係資料)

資料No.1 - 1 労働衛生の取組 (兵庫第 14 次労働災害防止推進 5 か年計画)

資料No.2 - 1 令和 7 年度兵庫労働衛生行政のあらまし

資料No.2 - 2 業務上疾病発生状況

資料No.2 - 3 各種健康診断実施状況の概要

資料No.3 - 1 働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」(羽休め)

資料No.4 - 1 令和 7 年度全国労働衛生週間の実施について (プレスリリース)

(職場の健康診断強化月間、粉じん障害総合防止対策推進強化月間、治療と仕事の両立支援セミナー)

資料No.4 - 2 小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業のご案内 (令和 7 年度)

資料No.5 - 1 令和 7 年 10 月 7 日「治療と仕事の両立支援セミナー」開催状況

資料No.5 - 2 治療と仕事の両立支援 事例集・相談支援機関リーフレット

資料No.6 - 1 「化学物質管理者」と「リスクアセスメント対象物」

資料No.6 - 2 令和 7 年 2 月「第 1 回化学物質管理強調月間講演会」開催状況

資料No.7 - 1 解体・改修工事を行う施工業者の皆さまへ/工作物石綿事前調査者に

よる事前調査が必要です!

資料No.7 - 2 兵庫第 10 次粉じん障害防止総合対策 5 か年計画

資料No.8 - 1 「今夏もクールワークキャンペーンを実施」(プレスリリース)

資料No.8 - 2 熱中症対策・法改正にかかる報道 (NHK、サンテレビ、神戸新聞)

資料No.9 - 1 電離放射線商売防止規則等の改正について

労働衛生の取組

(兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画)

令和8年1月23日

 厚生労働省

兵庫労働局

第14次労働災害防止計画

1 第14次労働災害防止計画の重点事項（労働衛生関係）

- (1) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (2) 労働者の健康確保対策の推進
 - ① メンタルヘルス対策
 - ② 過重労働対策
 - ③ 産業保健活動の推進
- (3) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
 - ① 化学物質による健康障害防止対策
 - ② 石綿、粉じんによる健康障害防止対策
 - ③ 熱中症、騒音による健康障害防止対策
 - ④ 電離放射線による健康障害防止対策

2 アウトプット指標とアウトカム指標

- (1) 計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力のもと、事業者において実施される事項をアウトプット指標として定め、国はその達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱い、事業者がアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定める。
- (2) アウトカム指標に掲げる数値は、計画策定時において一定の仮定、推定及び期待のもと、試算により算出した目安であり、計画期間中は従来のように単にその数値の達成状況のみの数値比較をして評価するのではなく、当該仮定、推定及び期待が正しいかも含め、アウトプット指標として掲げる事業者の取組がアウトカムに繋がっているかどうか、計画に定める実施事項の確認と評価を行うための指標として扱う。

1 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

(1) 職場における腰痛予防対策指針に基づく作業態様に応じた腰痛予防対策の推進
 (2) 福祉用具（機器）の導入による省力化の促進

増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。

2 労働者の健康確保対策の推進

(1) 年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。
 (2) 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。

(1) 年次有給休暇について、集中的な広報による取得促進
 (2) 助成金、働き方・休み方改善コンサルタントの活用、好事例・運用マニュアルの周知

週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。

(3) メンタルヘルス対策（50人以上）に取り組む事業場の割合を2027年までに100%を目指す。
 (4) 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。

(1) 労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）に基づく対策の推進
 (2) ストレスチェック制度の履行確保とストレスチェック結果に基づく集団分析を活用した職場環境改善の促進

自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み又はストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。

(5) 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

(1) 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じた産業保健活動の支援
 (2) 兵庫県地域両立支援推進チームの活動を通じ、事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知啓発を強化

労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待する。（指標は立てず）

3 化学物質等による健康障害防止対策の推進

(1) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・安全データシート（以下「SDS」という。）の交付の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。

(2) 法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。

(3) 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。

(1) 労働安全衛生規則等の改正による「新たな化学物質規制」の円滑な施行に向けた周知徹底

(2) 化学物質に関するラベル表示、安全データシート（SDS）交付の徹底と化学物質に係るリスクアセスメントの実施等、「ラベルでアクション」プロジェクトの推進

(3) 厚生労働省委託事業を通じた化学物質管理に係る相談窓口、訪問指導、リスクアセスメント等の支援

(1) 職場における熱中症予防基本対策要綱の周知及びSTOP！熱中症クールワークキャンペーンの推進

(2) 熱中症予防対策の実施を促進するために、暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及促進

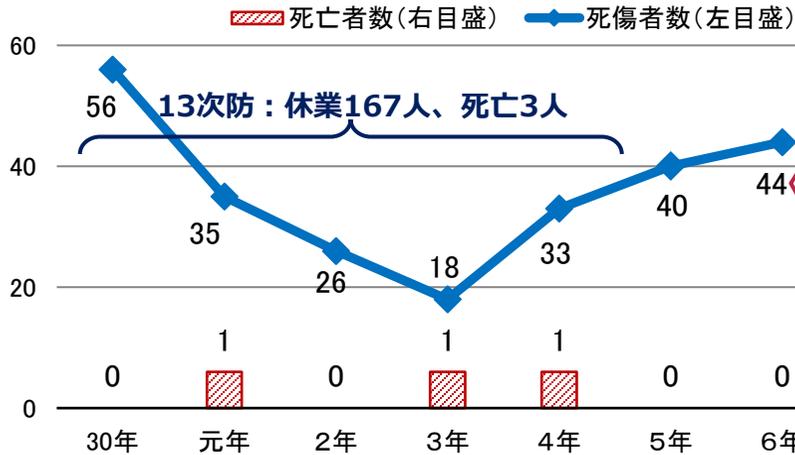
化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発又は火災によるもの）の件数を第13次労働災害防止計画期間と比較して、5%以上減少させる。

増加が見込まれる熱中症による死者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。

※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの

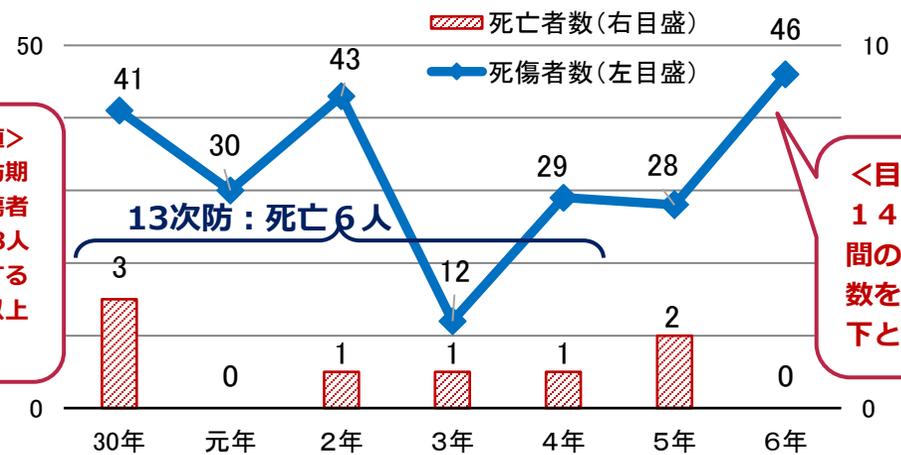
目標設定について

図1 化学物質災害発生状況



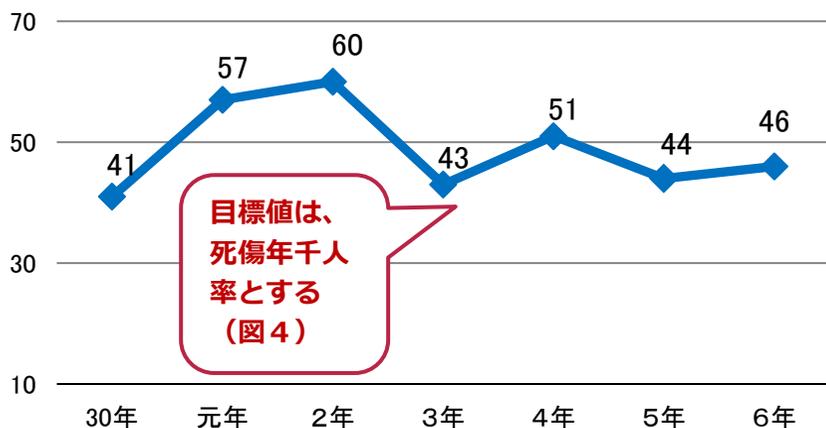
<目標値>
14次防期間の死傷者数を158人以下とする
(5%以上減少)

図2 熱中症発生状況



<目標値>
14次防期間の死亡者数を5人以下とする

図3 腰痛災害発生状況 (社会福祉施設)



目標値は、死傷年千人率とする (図4)

図4 腰痛死傷年千人率 (社会福祉施設)



<目標値>
腰痛の死傷年千人率を令和4年と比較して令和9年までに減少させる

(注) 令和6年確定値

14次防止期間中の経過について

図1 化学物質災害発生状況

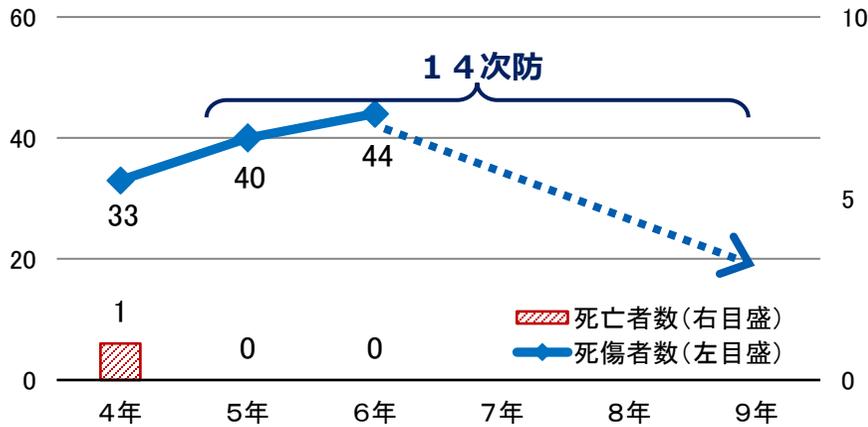


図2 熱中症発生状況

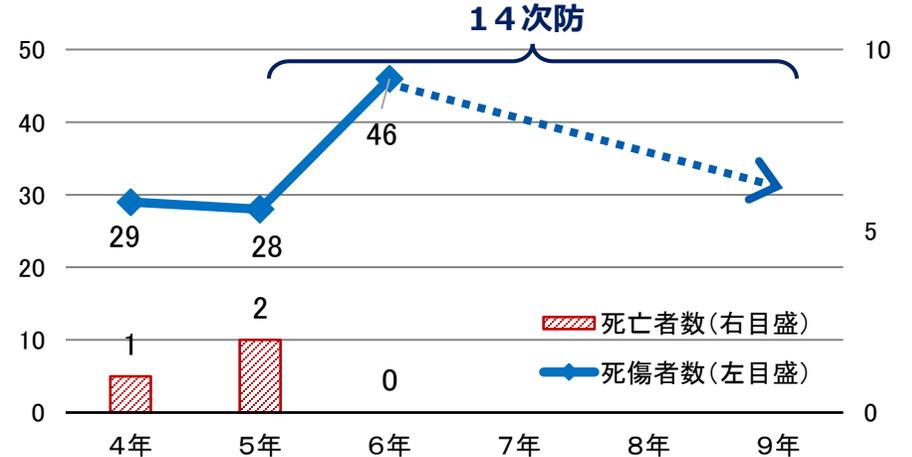


図3 腰痛災害発生状況 (社会福祉施設)

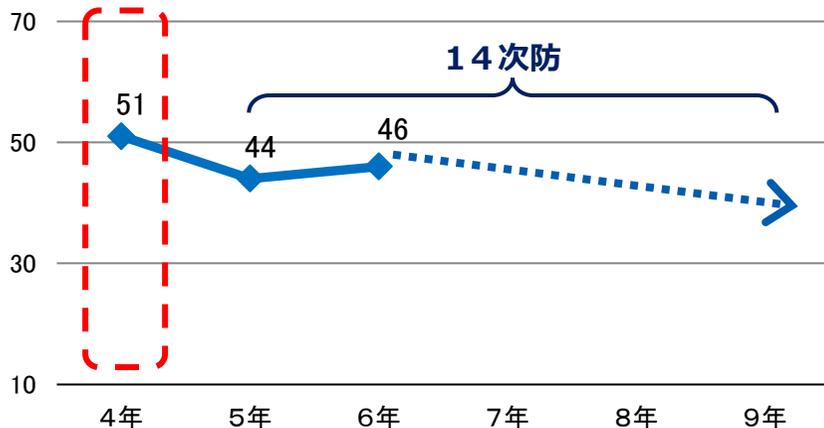
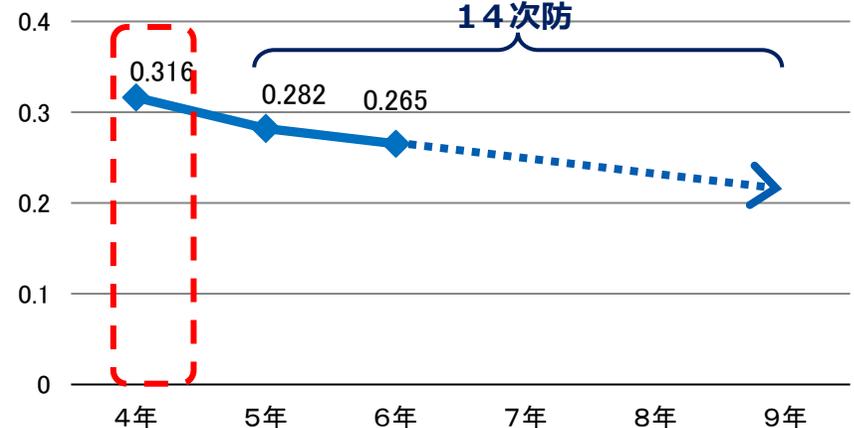
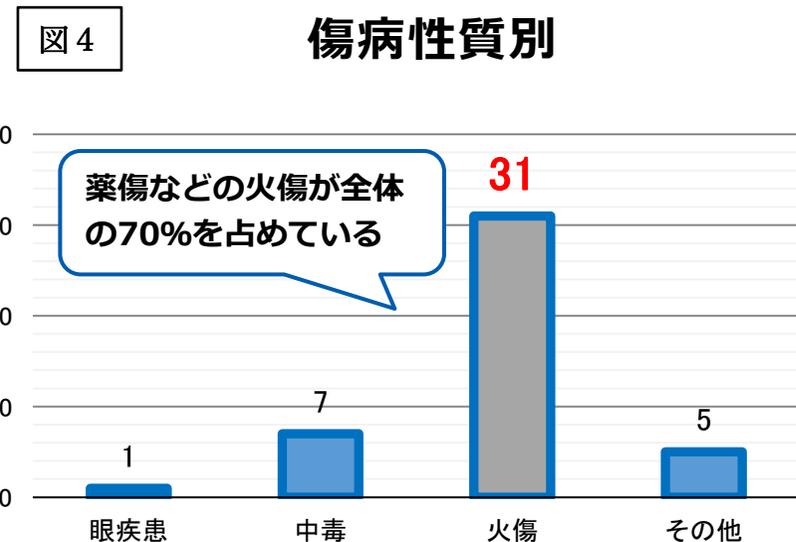
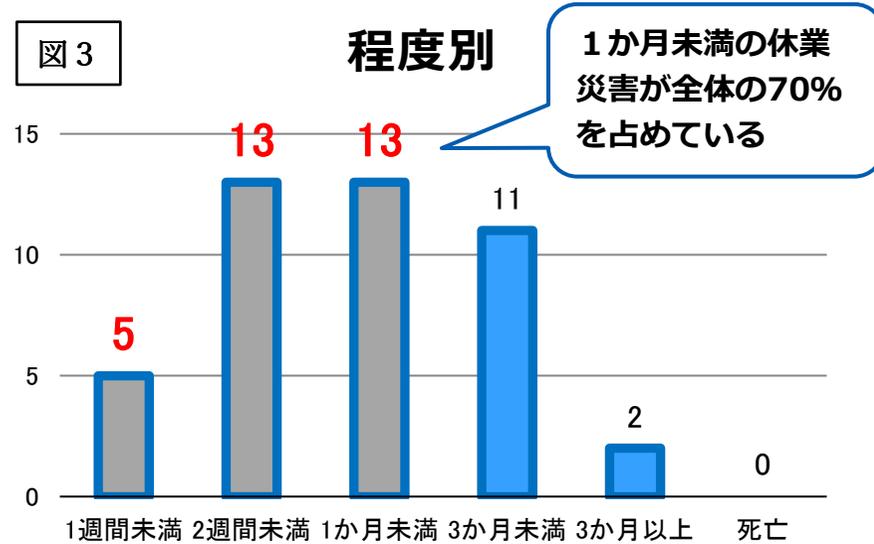
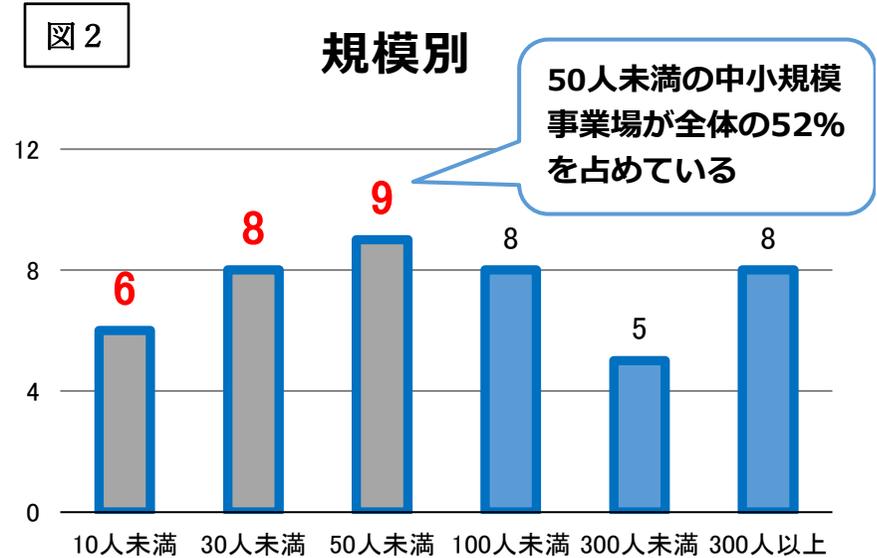
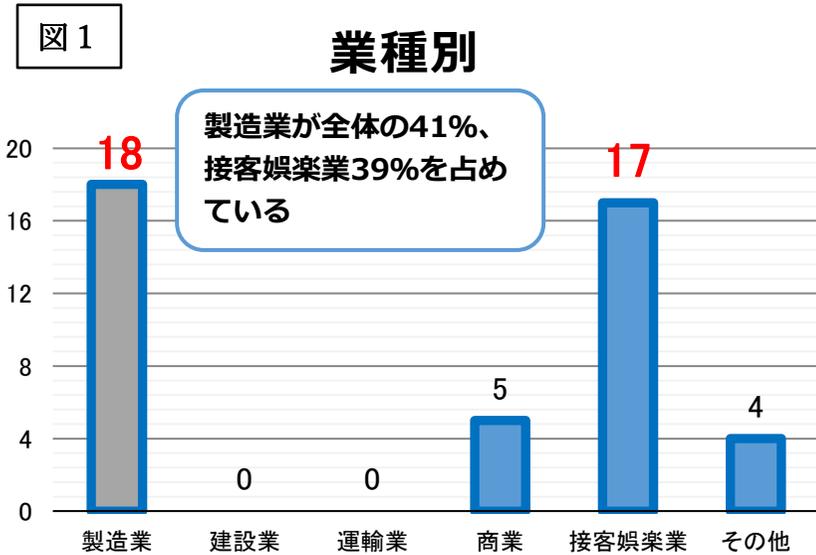


図4 腰痛死傷年千人率 (社会福祉施設)



(注) 令和6年確定値

令和6年化学物質災害発生状況



(注) 令和6年確定値

令和6年熱中症発生状況

図1

業種別

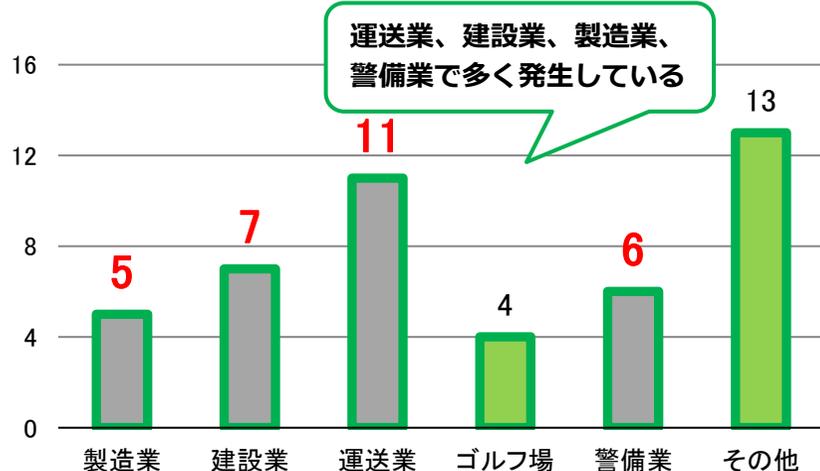


図2

規模別

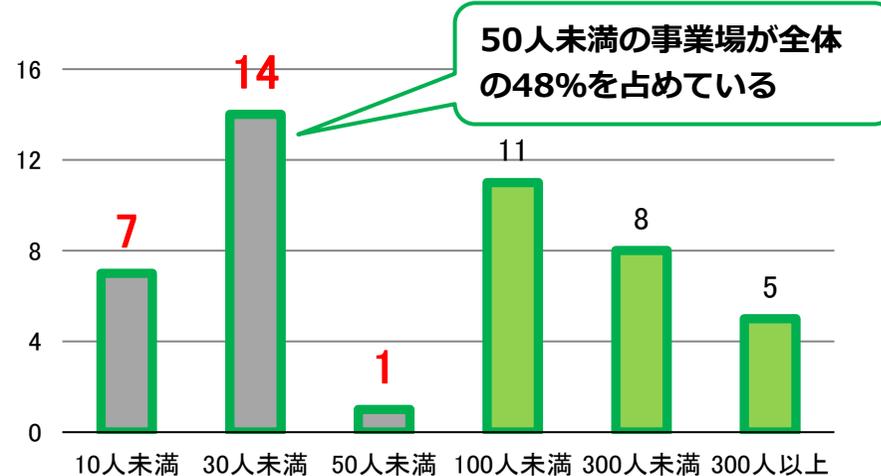


図3

程度別

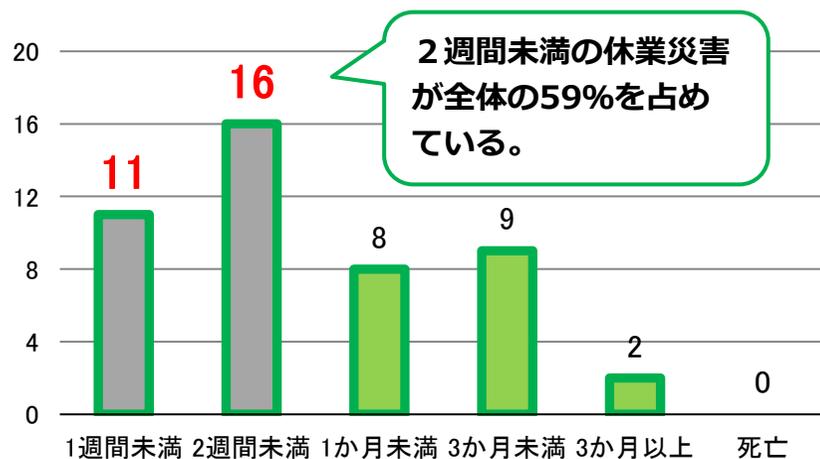
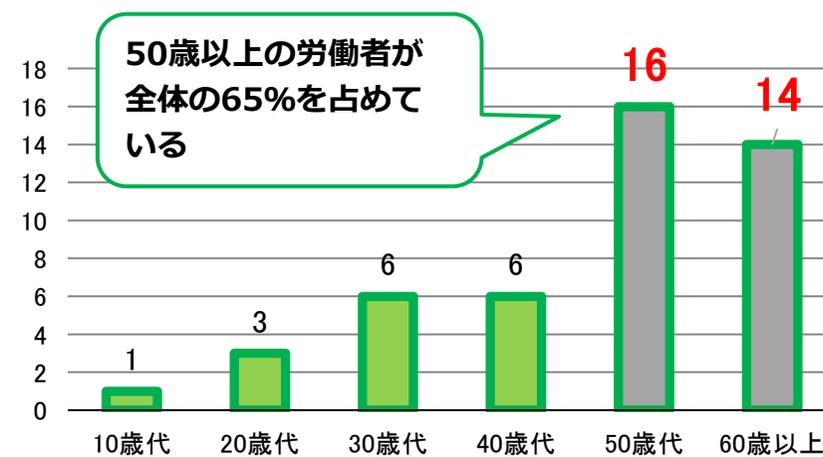


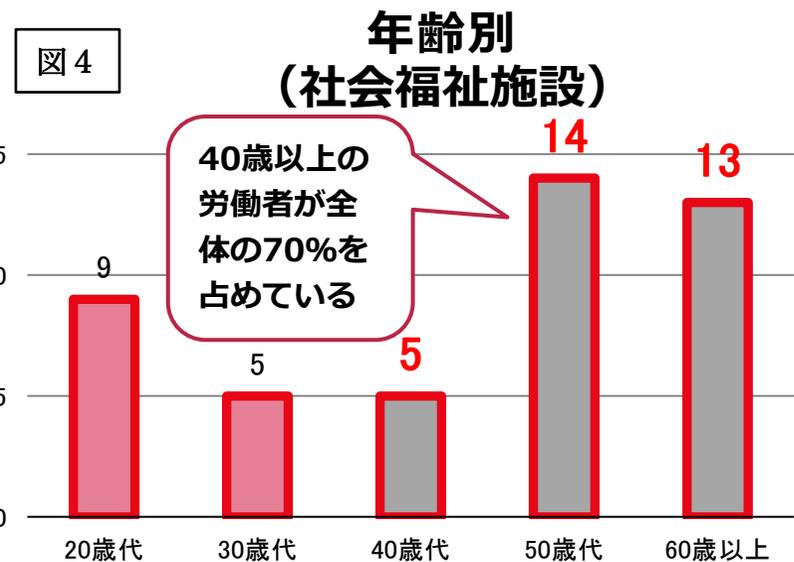
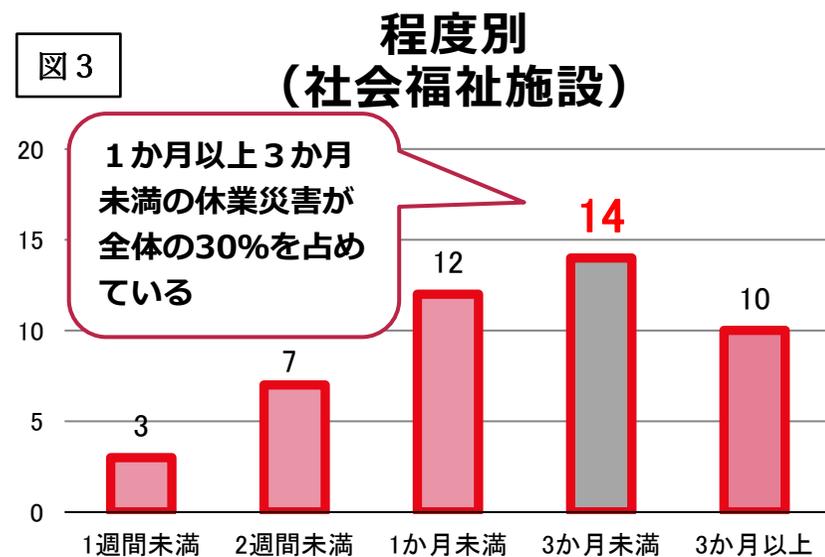
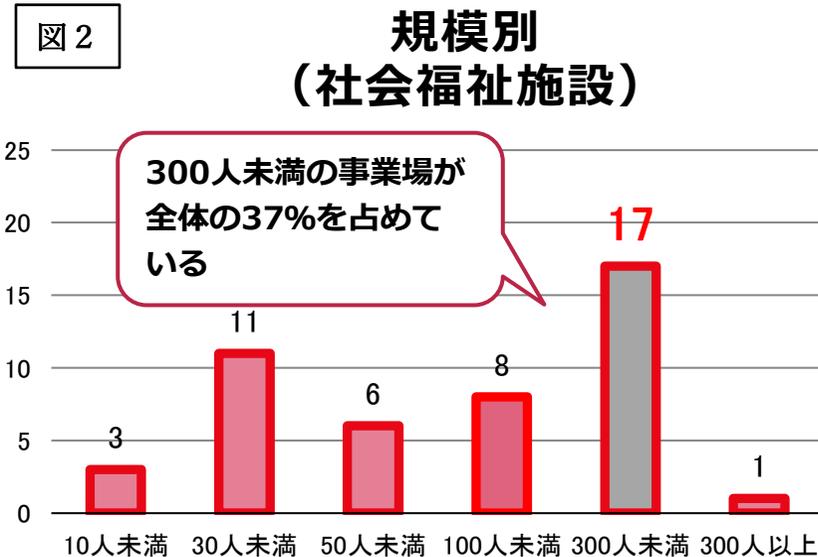
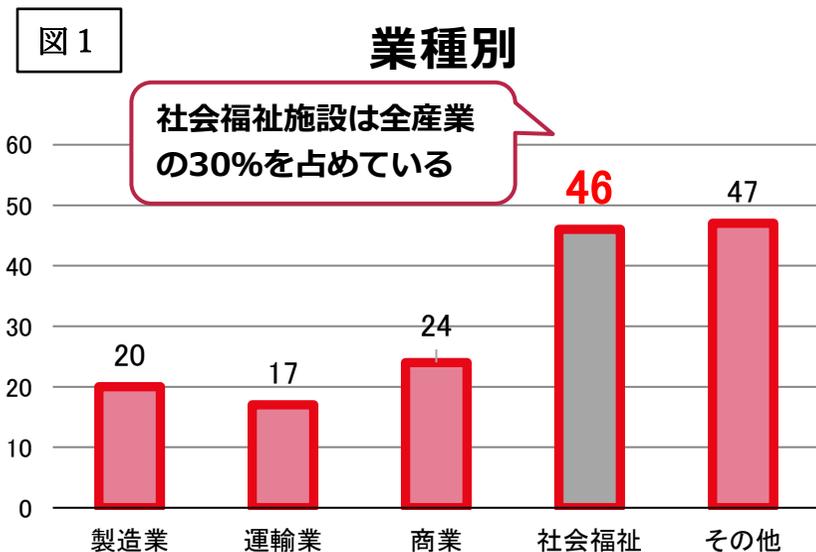
図4

年齢別



(注) 令和6年確定値

令和6年腰痛災害発生状況



(注) 令和6年確定値

1 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

【介護・看護作業における腰痛予防対策の推進】

兵庫県内の介護施設の主要な法人・企業、地方公共団体、関係団体等で構成・運営している「兵庫SAFE協議会（介護施設）」の取組の一つとして、令和6年度に事業者向けのリーフレットを作成しました。同リーフレットでは、協議会構成員での取組事例や関連動画を紹介し、社会福祉施設における腰痛予防対策について、周知を図っています。

合わせて、「腰痛を防ぐ職場の事例集」では、介護・看護業務における89の取組事例及び各事例における費用の目安も掲載されていることから、主に社会福祉施設に対する集団指導、監督指導等の機会を捉えて、周知を図っているところです。

その他、保健衛生業事業者向けのリーフレット（R7. 2月）について、集団指導、監督指導等の機会を捉えて周知し、腰痛予防対策の推進を図っています。

介護施設の労働災害防止に向けて
兵庫SAFE協議会「介護施設」の取組

兵庫SAFE協議会「介護施設」について
兵庫SAFE協議会「介護施設」は、地域社会と一体となって介護施設の労働災害を防止するため、兵庫県内の介護施設の主要な法人・企業や、地方公共団体、関係団体等で構成し、運営しています。

兵庫県内の社会福祉施設における労働災害発生状況

令和6年 社会福祉施設 598人
転倒 36%
腰痛など 29%
全体の 65%

転倒予防対策・腰痛予防対策を徹底しましょう！！

転倒予防 Check!!

- 道路の水などの拭き取り
- 整理整頓の徹底
- 段差の解消・見える化

腰痛予防 Check!!

- ノーリフトケア
- 介護機器等の導入
- 作業姿勢の見直し

兵庫SAFE協議会

腰痛予防対策実施事例

A社の場合 ノーリフトケアを導入

- 腰痛予防対策委員会がノーリフトケアの動画を作成し、配信した。モデル演習に対して、1回30分（全2回）の研修を実施した。
- ノーリフト装置のポスターを作成、貼付した。
- 介助のときにベッドの高さを調整するようにになり、前かがみ姿勢が軽減した。
- 福祉器具（例：スタッキングボード、スタッキングボード）の使用頻度が増加し、職員が患者を持ち上げないようになった。

B社の場合 ノーリフトケアのリーダーを養成

- 医療・介護では、職員が腰痛を起こしやすい場面（例：ベッドからの移乗、掛け布団移動、入浴介助）が多いことから、健康経営の課題に腰痛予防を挙げて取り組んだ。
- 介護福祉士にノーリフトマイスター研修を実施し、ノーリフトを推進する職場のリーダーを養成した。
- マイスターによる指導により、職員の意識が機器を使用せずに早く済ませようという意識から機器を使用し安全に行おうという意識に変わった。
- ノーリフトに取り組みていることを把握している求職者からの応募があった。

C社の場合 腰痛予防体操を導入

- 業務の合間に取り入れることができる簡単なストレッチとして、「腰痛予防体操」を導入した。
- さまざまな場面で実践できるように、ポスターを作成して案内のエレベーター前や入り口等に貼付した。

※令和4年度厚生労働省委託事業「腰痛を防ぐ職場の事例集」より抜粋
詳しくは→

もっと詳しく！
「職場における腰痛予防対策指針」では、腰痛予防の取組みを紹介しています。

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」

腰痛予防指針 健康体操
保健衛生業 腰痛予防 作業

ご不明な点などは、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署へお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 (R7.2)

腰痛を防ぐ
職場の事例集

厚生労働省 中央労働災害防止協会

保健衛生業の事業者の皆さまへ

腰痛予防していますか？

こんな作業していませんか？

- 前屈や中腰姿勢の抱きかかえ
- 体格の大きな方の移乗
- 床からの持ち上げ

腰痛の発生要因には、
動作要因、環境要因、個人的要因、心理・社会的要因

等様々なものがあります。
動作要因、環境要因は
作業管理、作業環境管理で防ぐことができます。
腰痛災害は職場復帰までに長い時間がかかるため、
労働者の協力のもと、事業者が主体的に日頃の予防対策を実施しましょう。



2 労働者の健康確保対策の推進（1）

【過重労働対策・メンタルヘルス対策】

年次有給休暇の取得、勤務間インターバル制度の導入、働き方・休み方改善コンサルタントの活用等について、集団指導、監督指導等、認定産業医研修の場を活用するなど、あらゆる機会を捉え、周知を図っています。

- ・年休取得率 R5: **65.3%** (R4:62.1%) S59～過去最高値
- ・勤務間インターバル制度 R6: **5.7%** (R5:6.0%)
(就労条件総合調査)
- ・週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合 R6: **8.0%** (R5:8.4%)
(労働力調査)

「過労死等ゼロ」緊急対策を踏まえ、精神障害に関する労災請求が行われた事業場に対して必要な指導を実施し、専用ポータルサイト「こころの耳」の紹介及びリーフレット等の配付により、事業場の取組を支援しています。

また、兵庫産業保健総合支援センターと連携し、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の周知を行うなど、メンタルヘルス対策の取組について推進しています。

ストレスチェックの実施、その結果に基づく集団分析及び職場環境改善の取組についても、あらゆる機会を捉え周知しています。集団分析結果に基づく職場環境改善については、兵庫産業保健総合支援センターの利用勧奨を行っています。

さらに、昨年5月14日公布の改正労働安全衛生法（ストレスチェック実施義務対象拡大）についても、公布後3年以内の施行となっていることから、あらゆる機会を捉えて周知を図っています。

【働き方・休み方改善コンサルタント】
(兵庫労働局HP)
*雇用環境・均等部に5名配置



【働き方・休み方改善ポータルサイト】
・勤務間インターバル制度
・時間単位年次有給休暇等について



こころの“羽休め”
できていますか？

こころの耳がサポートします
「こころの耳」は、働く方と、周りで支える方々をサポートする
職場のメンタルヘルス対策専門の情報サイトです

無料でご利用
いただけます

セルフチェック
ストレスの程度を把握する

セルフケア
ストレスと上手につきあう

相談機関等の情報
一人で悩まず相談する

こころの耳の相談窓口

働く人の「こころの耳電話相談」
0120-565-455
受付 17:00～22:00
土日 10:00～16:00
※受付時間外は、音声メッセージが受け付けられます

働く人の「こころの耳SNS相談」
スマートフォンとインターネットが
必要なお使いの環境が必要です

働く人の「こころの耳メール相談」
こころの耳メール
受付
24時間受付
1週間以内にご返信します

※相談内容は関係機関へ伝達されます。必ずお心当り情報等に留意してください。

働く人のメンタルヘルスポータルサイト「こころの耳」
http://kokoro-ear.jp/

厚生労働省

兵庫産業保健総合支援センター
のメンタルヘルス対策支援事業
(令和7年4月～9月末)

支援事業	実施回数
訪問支援	70回
管理監督者教育	17回 (297人)
若年労働者向け教育	25回 (532人)

2 労働者の健康確保対策の推進（2）

【産業保健活動の推進①】

健康診断結果における有所見者に係る医師の意見聴取及び就業上の措置について、9月の「職場の健康診断実施強化月間」において重点的な周知・指導を行うとともに、兵庫県下の自治体に対して、ホームページや広報誌への掲載依頼を行っています。

さらに、「職場の健康診断実施強化月間」のリーフレットを作成し、兵庫産業保健総合支援センターを通じ、地域窓口（地域産業保健センター）に配布の上、関係事業場への周知依頼を行っています。

また、小規模事業場に対しては、兵庫産業保健総合支援センター及び地域窓口（地域産業保健センター）における各種支援事業の利用勧奨を行っています。

令和5年6月に設けられた「団体経由産業保健活動推進助成金」についても周知し、中小企業等の産業保健活動の促進を図っています。

支援モデル事業（新設）

令和7年度産業保健活動総合支援事業において「小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業」が新設されました。

本事業では、希望する労働者数50人未満規模（特に労働者数30人～49人規模の事業場）の事業場を対象に、職場巡視や健診結果に対する意見聴取等をパッケージにして地域産業保健センターに登録された同一の登録産業医により支援しています。

兵庫県内では、尼崎地域産業保健センター、西脇産業保健センターがモデル事業に登録し、支援活動を実施しました。

（尼崎地産保 8事業場、西脇地産保 2事業場）

労働者数50人未満規模の事業場のみなさまへ

令和7年度

小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業のご案内

登録産業医による産業保健活動を体験してみませんか？

小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業では、一部の地域産業保健センター（地産保）において、労働者数50人未満規模の事業場を対象に、職場巡視や健診結果に対する医師による意見聴取をパッケージにして、地産保に登録された同一の登録産業医（登録産業医）により支援します。

産業医を自主的に選任して、労働者の健康管理等を行うことに関心がある事業場のうち、労働者数が30～49人規模の事業場のみなさまに、特にご利用をオススメします。

※申込受付期間：令和7年4月～11月末



利用可能なサービス内容

以下のサービス内容について、必要なサービスを選択して申し込むことが可能です。

（必須）意見交換

事業場の業務内容、作業内容、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の現状・課題を踏まえ、労働衛生管理等について登録産業医と意見交換。

（選択）職場巡視

（※年2回以内。危険有害業務・化学物質取扱事業場は年4回以内）

作業場等の巡視を行い、改善が必要な場合には助言を行う。登録産業医と相談の上、職場と併せて健康管理等に関する簡単な講義を依頼することも可能。

（選択）意見聴取（年1回）

労働安全衛生法に基づく健診結果に対する登録産業医による意見聴取。

※本事業を利用いただく場合、サービス終了後、本モデル事業による効果や、産業医活動に係る費用の考え方に関するアンケートへの回答にご協力いただけます。

対象地産保

※R7.4月時点。対象は変更になる可能性があります。

青森：八戸 埼玉：熊谷、大宮 東京：台東区、北、西多摩、東京東部
新潟：上越、新潟 石川：石川中央、加賀・江沼
福井：福井、奥越、南越、嶺南 山梨：中北、峡東 京都：京都上
兵庫：尼崎、西脇 奈良：葛城 鳥取：西部、中部 岡山：東備
広島：広島北 山口：小野田 鹿児島：鹿児島 沖縄：那覇

2 労働者の健康確保対策の推進（3）

【産業保健活動の推進②】

兵庫労働局では、病気を抱える労働者が治療をしながら仕事ができる環境を整備するため、平成29年度に県内の地方自治体、医療機関、関係団体等（合計20団体）を構成員とする「兵庫県地域両立支援推進チーム」を設置し、多方面から関係者のサポートを行っています。



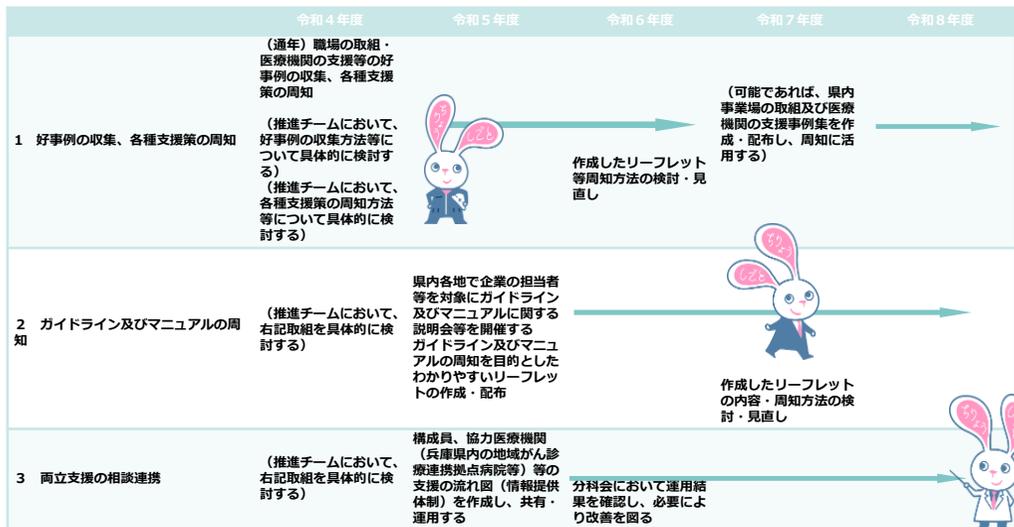
推進チームでのさらなる取組の推進と治療と仕事の両立支援の実現に向け、令和4年度を初年度とする**アクションプラン！（5か年計画）**を策定しました。

毎年10月にチーム推進会議を開催し、推進チーム内に設置した3つの作業部会（好事例集作成部会、イベント・セミナー作業部会、相談支援機関分科会）の取組状況を報告するとともに、チームとしての今後の取組の方向性等を共有し、地域における両立支援の促進を図ることとしています。

下記アクションプラン！に基づき、キックオフから令和6年度にかけて、県内事業場における好事例の収集を行い、取組事例集及び相談支援機関紹介リーフレットを作成しました。

令和7年度は「治療と仕事の両立支援セミナー」を開催し、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の周知及び労働施策総合推進法の改正により、令和8年4月1日から、企業における治療と仕事の両立支援のための措置が努力義務となることの周知を行いました。

アクションプラン！（5か年計画）＜各年度の取組＞



令和7年10月7日開催「治療と仕事の両立支援」セミナー （専門家による講演、企業による事例発表）



3 化学物質等による健康障害防止対策の推進（1）

【化学物質による健康障害防止対策の推進】

令和6年4月より、化学物質の自律的な管理を基軸とする規制が全面施行されたことから、特に次の事項について、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図っています。

- ①化学物質の製造・取扱事業場へのラベル表示・SDS交付義務対象物質の追加に係る対応、②リスクアセスメントの実施の徹底、③リスクアセスメント対象物健康診断、④皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止、⑤化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任、⑥事業場内別容器保管時の措置、⑦作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化、⑧呼吸用保護具に関する周知、指導、⑨化学物質管理強調月間の実施

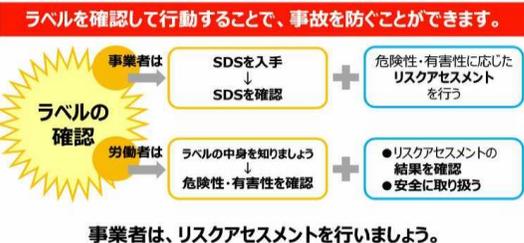
化学物資管理についてなじみがない業種・業界もあることから、当課で周知啓発用リーフレットを作成し、活用しています。

また、化学物質管理の定着を図るための「化学物質管理強調月間」（令和7年2月創設、毎年2月実施）には、当課主催で講演会を開催したところ、166社198名の参加がありました。講演会最後には複数の質問が出るなど、盛況のうちに終了しました。

今年度においても、第2回化学物質管理強調月間にかかる講演会を令和8年2月3日に開催する予定です。



GHSラベルから危険性・有害性を知り、化学品から身を守ろう！



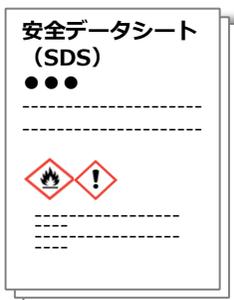
事業者は、リスクアセスメントを行いましょ。



第1回化学物質管理強調月間スローガン
「正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう」

第2回化学物質管理強調月間スローガン
「慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方」

パンフレット
「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」



あなたの職場は大丈夫?!

いつもの作業の「化学製品」適切に管理していますか？

労働災害防止のため新たな化学物質管理規制が始まっています！

労働安全衛生関係法令の改正により令和6年度から業種・事業規模を問わず、化学物質管理者の選任やリスクアセスメント等に基づく適切な管理等が義務付けられます。

まずはホームページで必要な対応をチェック!
<https://chemiguide.mhlw.go.jp/>

厚生労働省

3 化学物質等による健康障害防止対策の推進（3）

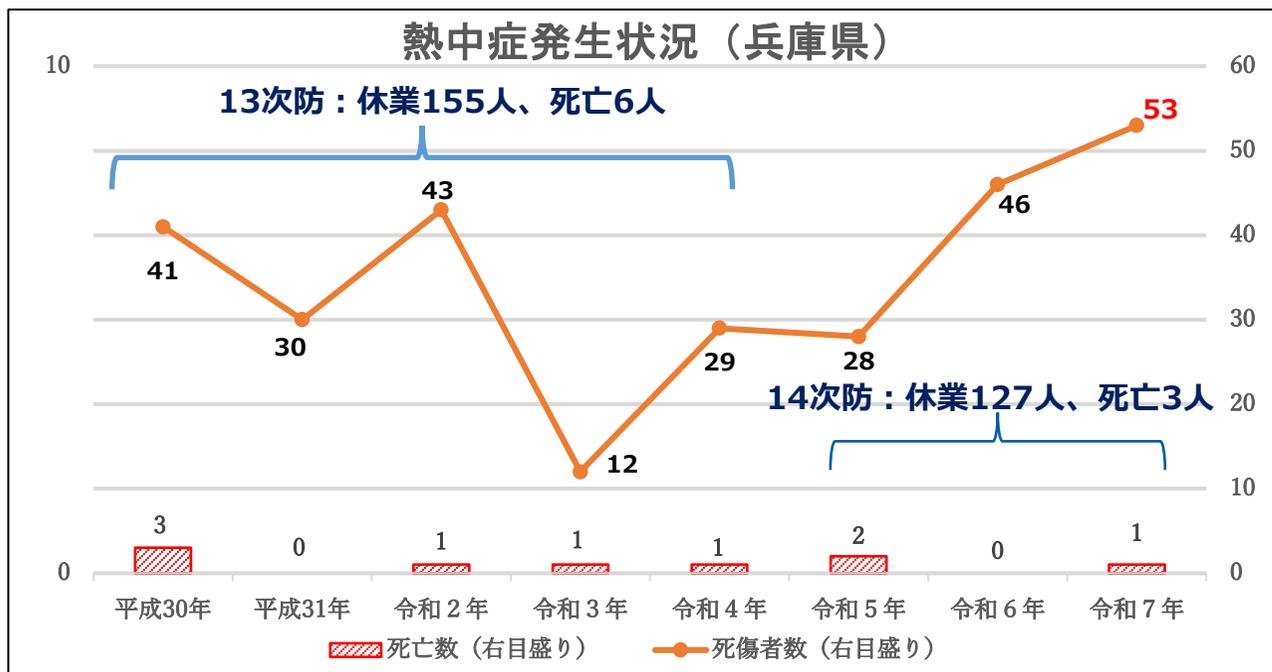
【熱中症予防対策】

職場における熱中症予防対策の取組については、4月を準備期間、7月を重点取組期間、5月から9月をキャンペーン期間とした「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、広報や熱中症予防セミナー開催などによる周知啓発を行っています。

令和7年6月1日施行の改正労働安全衛生規則、令和5年度厚生労働省が作成した「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」、熱中症対策への支援策として新たに設けられた「令和7年度エイジフレンドリー補助金（熱中症予防対策プラン）」についても、あらゆる機会を捉え、広く周知を行いました。

兵庫労働局主催で開催した熱中症予防セミナー（今年度は6月・7月の2回開催）について、6月開催のセミナーの様子がテレビ局（サンテレビ）で放映されました。

また、5月末には法改正にかかる取材があり、NHK神戸、神戸新聞で「熱中症予防対策」についても合わせて取り上げられました。



【令和7年は令和7年11月18日現在の速報値】

事業主、安全・衛生担当者、現場作業者向け
働く人の今すぐ使える**熱中症ガイド**

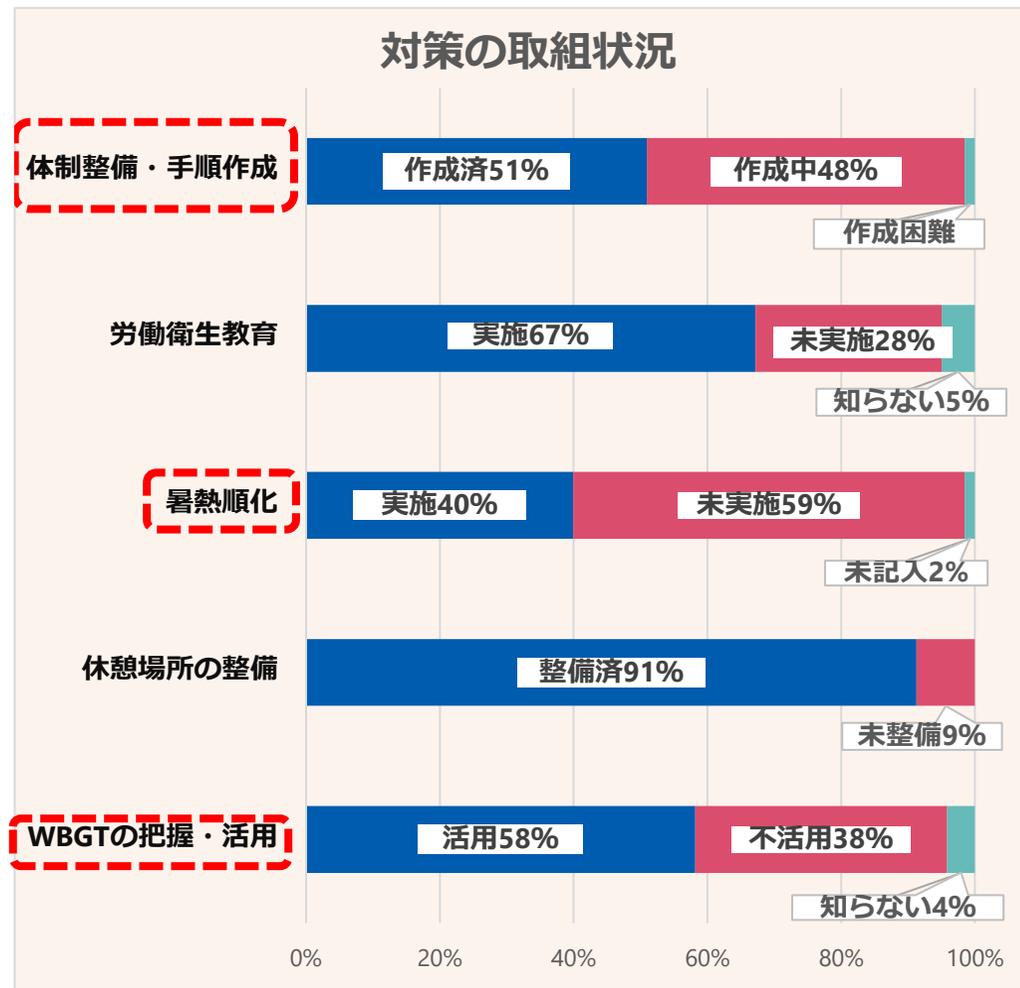
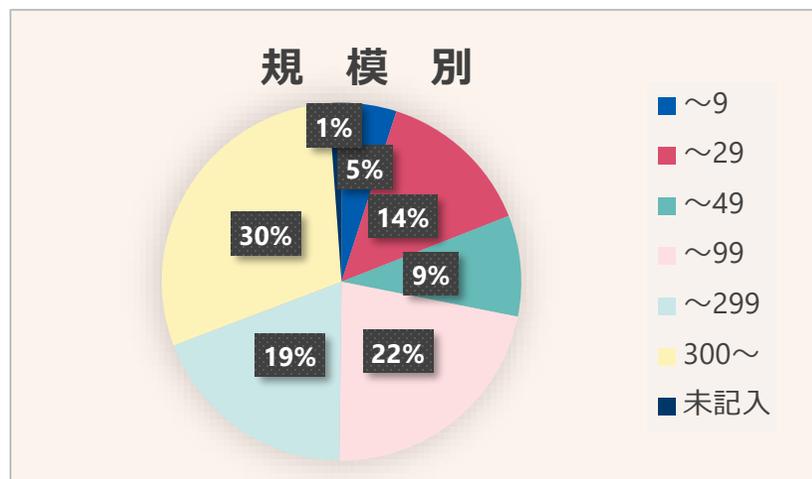
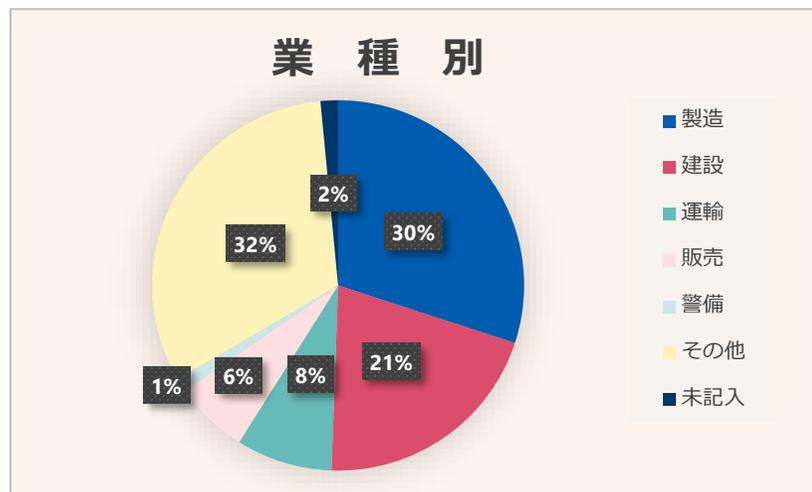
働く人の
今すぐ使える
熱中症ガイド



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

3 化学物質等による健康障害防止対策の推進（4）

熱中症セミナーアンケート集計結果（R7.6.12及びR7.7.7開催合計）



3 化学物質等による健康障害防止対策の推進（5）

【騒音障害の予防】

令和5年4月、約30年ぶりに改正された「騒音障害防止のためのガイドライン」について、特に騒音性難聴の新規労災認定者が多く認められる業種（建設業・製造業）を中心に、あらゆる機会を通じて周知啓発を図っています。

騒音障害防止のためのガイドライン パンフレット



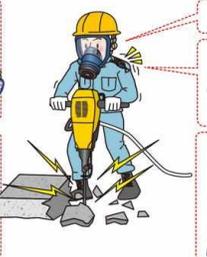
健康診断



適切な遮音値の聴覚保護具



適切な測定→対策





管理者の選任



管理者、労働者への教育

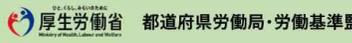
騒音障害防止対策は、その対象となる全ての作業場において広く浸透しているとは言えず、更なる対策を進める必要があります。また、近年の技術の発展や知見の蓄積もあることから、厚生労働省は2023(令和5)年4月に「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂しました。一度失われた聴力は元に戻りません。適切な対策を行い、騒音障害を防止しましょう。

ガイドラインの主なポイント

- 騒音障害防止対策の管理者を選任する
- 作業場ごとに適切な測定等を行い、結果に応じて必要な対策を講ずる
- 聴覚保護具は適切な遮音値のものを用いる
- 雇入時等健康診断、定期的健康診断を実施し、結果に応じて措置を講ずる
- 管理者、労働者にそれぞれ教育を行う

ガイドラインについてのより詳細な情報は、ガイドライン本文、解説をご確認下さい。





【電離放射線障害防止対策等の推進】

放射線業務従事者等に対する線量測定等の徹底及び眼の水晶体への被ばく防止対策など、電離放射線障害防止規則に基づく対策の遵守徹底及び放射線測定器の適切な装着等の被ばく低減対策について、引き続き周知徹底を図ります。

また、令和7年10月29日公布の改正電離放射線障害防止規則（安全対策の強化と特別教育の拡充）について、今後周知啓発を実施します。

眼の水晶体の等価線量限度の引下げ等を内容とする改正電離線の施行（令和3年4月1日）

放射線業務を行う事業主の皆さまへ

令和3年4月1日から

「改正電離放射線障害防止規則」が施行されます（増補版）

厚生労働省は、「電離放射線障害防止規則」（以下「電離規」）と「電離放射線障害防止規則第三条第三項並びに第八条第五項及び第九条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件」（以下「告示」）を改正し、令和3年4月1日から施行・適用します。改正内容は以下のとおりです。

※下線部は改正内容

1 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量の限度の引き下げ（電離規第5条）

事業者は、放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量が、**5年間につき100mSv** および**1年間につき50mSv**を超えないようにしなければなりません。

・「5年間」の途中で新たに放射線業務従事者となった労働者については、その労働者が前の事業場から交付された線量の記録（ない場合は、前の事業場から再交付を受けさせてください）により、「5年間」の期間以降の総ばく線量を確認してください。

・健康診断を行う前年1年間に、眼の水晶体に受けた等価線量が20mSvを超え、かつ前年1年間に眼の水晶体に受ける等価線量が20mSvを超えおそれのある方については、電離放射線健康診断の自内検に関する届の検査を省略することは（電離規第56条第3項）、適当ではありません。また、このような方の自内検に関する届の検査は、眼科医に行われることが望まれています。

2 線量の測定および測定方法の一部変更（電離規第8条、告示第3条）

放射線業務従事者などの管理区域内で受ける外部被ばくによる線量の測定は、**1cm線量当量、3mm線量当量および70µm線量当量のうち、実効線量および等価線量の別に応じて、放射線の種類およびその有するエネルギーのエネルギーに基づき、線量を測定するために適切と認められるもの**について行うことが必要です。

また、眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類およびエネルギーの種類に応じて、**1cm線量当量、3mm線量当量または70µm線量当量のうちいずれか適切なもの**によって行うことが必要です。

眼の水晶体に受ける等価線量は、3mm線量当量の測定による算定を原則とします。ただし、1cm線量当量及び70µm線量当量を測定・確認することにより3mm線量当量が眼の水晶体の労働者線量を算定できないよう管理できる場合は、これらのうち適切な線量当量による算定でも差し支えありません。

3 線量の測定結果の算定・記録・保存期間の追加（電離規第9条）

放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量は、**3か月ごと、1年ごとおよび5年ごとの合計**を算定・記録・保存することが必要です。

放射線業務従事者の使用時には、電離規第8条第3項に掲げる法定の単位（線量または線量当量）に加え、防護眼鏡の角度などで測定した結果に基づき算定した眼の水晶体の等価線量を記録・保存の対象として差し支えありません。



眼の水晶体に受ける等価線量の算定には、防護眼鏡の使用を有効です。

4 電離放射線健康診断結果報告書様式の項目の一部変更（電離規第27条）

受診労働者数の欄中「眼の水晶体の等価線量による区分」の欄に関する項目が、**「20mSv以下の者」、「20mSvを超え50mSv以下の者」および「50mSvを超える者」**に変わります。また、全区分の欄に**「検出限界未満の者」**の項目が追加されます。

令和3年4月1日以前に所管労働衛生監督官に提出する「電離放射線健康診断結果報告書」は、新様式を用いてください。この場合、報告書を出さず6ヶ月健康診断を行った前年1年間に受診した労働者が受けた実効線量および等価線量について、新様式の区分にしたがって、人数を集計して記入してください。

5 前記1に関する経過措置（改正告示附則第2条）

一定の医師等については、眼の水晶体に受ける等価線量の限度を以下のとおりとします。

- ・令和3年4月1日～令和5年3月31日の間 **1年間につき50mSv**
- ・令和5年4月1日～令和8年3月31日の間 **3年間につき60mSvおよび1年間につき50mSv**

※放射線業務従事者のうち、業務そのものの適切に放射線業務を測定してもなおその眼の水晶体に受ける等価線量が5年間につき100mSvを超えおそれのある医師等であって、その行為が診療に際しての医学的な知識の習得を必要とし、かつ、そのために後任者を育成することができないもの（以下、「**経過措置対象医師**」）

- ・経過措置対象医師は、令和5年3月31日までの間に、厚生委員会の調査等を経て、事業者が指定してください。
- ・事業者は、経過措置対象医師に指定する旨を通知するとともに、氏名、医師登録番号、診療科名、経過措置の対象とする業務となった具体的な事由を記録して令和8年3月31日まで保存してください。
- ・改正電離線の施行（令和3年4月1日）時に、現に使用している医師を経過措置対象医師に指定しようとする場合は、改正電離線の施行後遅くとも指定してください。また、施行日の令和5年3月31日までに導入された医師は経過措置対象医師に指定しようとする場合は、導入後または配属後遅くとも指定してください。

このリーフレットに関するご質問などについては、東京都労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(令和3年3月)

令和7年度 兵庫労働衛生行政のあらまし

～労働者が安全で健康に働くことができる職場づくり～

兵庫労働局労働基準部 健康課

令和7年度 兵庫労働衛生行政のポイント

兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画取組ポイント（令和5年度～令和9年度）

- ◇ 労働者の健康確保対策、過労死等の防止対策
- ◇ 治療と仕事の両立支援対策の推進
- ◇ 化学物質等による労働災害防止対策
- ◇ その他の職業性疾病予防対策



兵庫県下における労働衛生の現況

図1 業務上疾病の推移



図2 定期健康診断有所見率

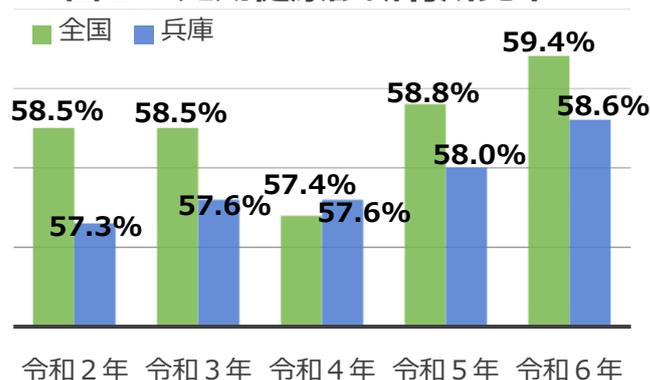


図3 じん肺有所見率の推移

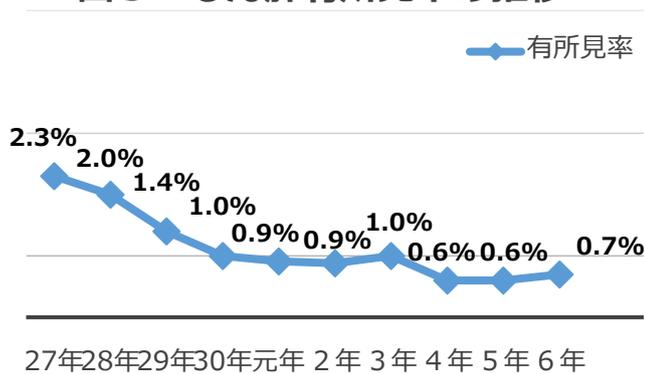
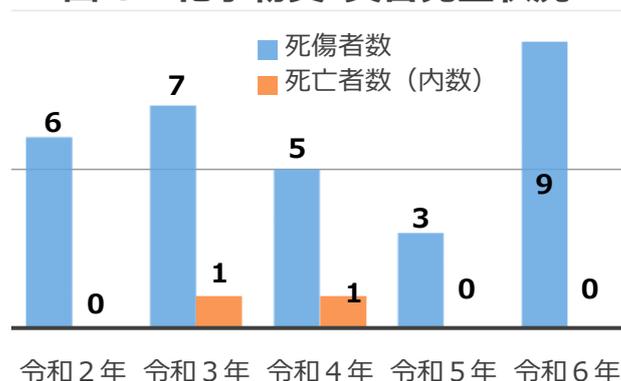


図4 化学物質・災害発生状況



主な労働衛生対策

◇ 労働者の健康確保対策、過労死等の防止対策

1 過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進

長時間労働やメンタルヘルス不調等により、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないよう、引き続き、労働安全衛生法に基づく労働者の健康確保措置の確実な実施の徹底を図ります。特にメンタルヘルス対策の取組が進んでいない事業場を中心に、同対策の取組の支援を図ります。

2 労働者の心の健康の保持増進のための指針などに基づくメンタルヘルス対策の推進

兵庫産業保健総合支援センターと連携し、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」などの周知・指導を行います。また、ストレスチェック実施の徹底を図るため、労働者数 50 人以上の事業場に対して重点的に指導等を行い、集団分析及びこれを活用した職場環境改善の取組についても促進します。さらに、労働者数 50 人未満の事業場を中心に、上記同様の取組について協力要請をするとともに、産業保健活動を支援するための団体経由産業保健活動推進助成金及びポータルサイト「こころの耳」の研修ツールや取組事例等の活用について周知を図ります。

3 職場における健康づくりの推進

令和 5 年 3 月改正の「事業場における労働者の健康保持増進のための指針」の周知を図ります。

4 健康診断及び事後措置等の徹底

健康診断及び事後措置等の指導を行うとともに、「職場の健康診断実施強化月間」（9 月）、コラボヘルスの実施や安衛法に基づく定期健康診断の結果の記録を医療保険者に提供すること等についても周知徹底を図ります。また、小規模事業場に対しては、兵庫産業保健総合支援センター及び地域窓口（地域産業保健センター）における各種支援事業の周知・利用勧奨を行います。

◇ 治療と仕事の両立支援対策の推進

「兵庫県地域両立支援推進チームアクションプラン！」に基づき、引き続き「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」、「企業医療機関連携マニュアル」、「団体経由産業保健活動推進助成金」、「両立支援コーディネーター養成研修」、令和 6 年 10 月に作成された「仕事と治療の両立支援事例集」について事業者へ周知啓発を図ります。

◇ 化学物質等による労働災害防止対策

1 化学物質による健康障害防止対策の推進

化学物質の自律的な管理を基軸とする規制が令和 6 年 4 月に全面施行されたことから、あらゆる機会を捉えて、特に次の事項について周知啓発を図ります。①化学物質の製造・取扱事業場へのラベル表示・SDS 交付義務対象物質の追加に係る対応、②リスクアセスメントの実施の徹底、③リスクアセスメント対象物健康診断、④皮膚等障害化学物質等への直接接点の防止、⑤化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任、⑥事業場内別容器保管時の措置、⑦作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化、⑧呼吸用保護具に関する周知、指導、⑨化学物質管理強調月間

2 石綿による健康障害防止対策の推進

建築物等の解体・改修工事の事前調査に対しては「建築物石綿含有建材調査者講習」修了者が行うこと、事前調査において石綿等の使用の有無が明らかとならなかった場合に行う分析調査については、分析調査講習修了者もしくは同等以上の知識及び技能を有すると認められる者に行わせることについて、引き続き周知を図ります。また、令和 8 年 1 月 1 日より、工作物の解体等工事の事前調査を行う者について「工作物石綿事前調査者講習」の修了が義務化されることについての周知も図ります。

3 粉じん障害防止対策の推進

第 10 次粉じん障害防止総合対策（令和 5 年度～令和 9 年度）に基づき、引き続き①呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底、②ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策、③じん肺健康診断の着実な実施、④離職後の健康管理の推進、⑤地域の実情に即した粉じん障害防止対策を推進します。

4 熱中症の予防対策の推進

令和 7 年 6 月 1 日施行の熱中症にかかる省令改正について周知を図るとともに、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を推進し、JIS 規格に適合した暑さ指数計による WBGT 値の把握と WBGT 値に応じた作業計画の策定、作業環境管理、作業管理、健康管理、異常時の措置等の取組の徹底を図ります。

5 騒音障害の予防

令和 5 年 4 月改訂の「騒音障害防止のためのガイドライン」について、引き続き周知を図ります。

6 電離放射線障害防止対策等の推進

放射線業務従事者等に対する線量測定等の徹底及び眼の水晶体への被ばく防止対策など、電離放射線障害防止規則に基づく対策の遵守徹底及び放射線測定器の適切な装着等の被ばく低減対策について、引き続き周知徹底を図ります。

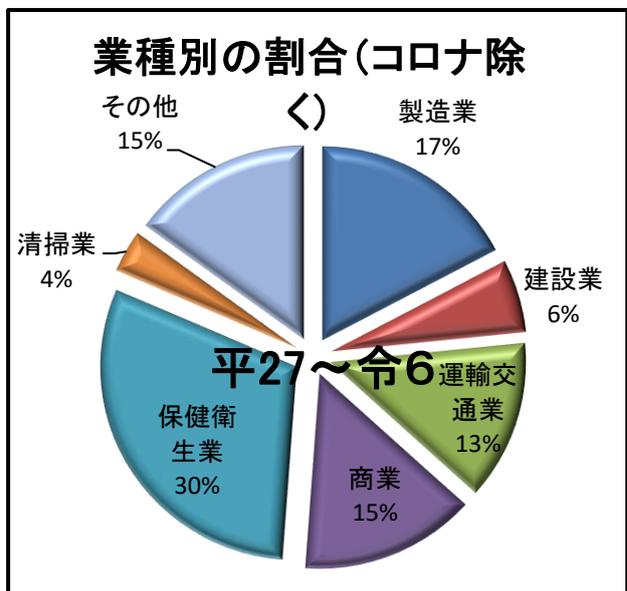
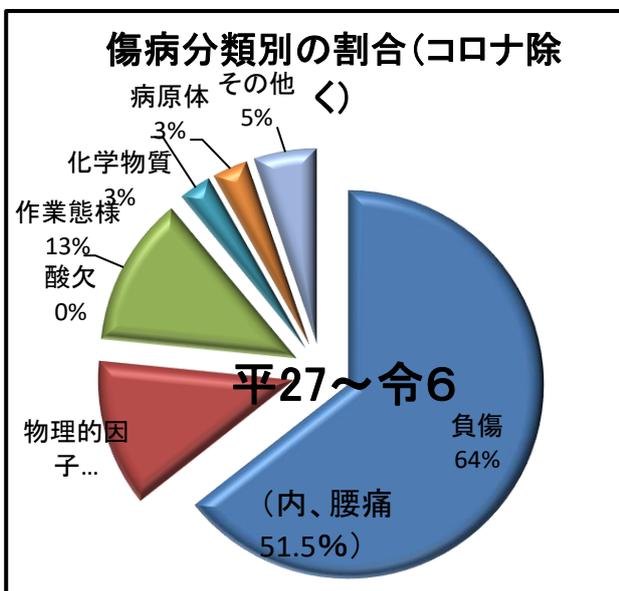
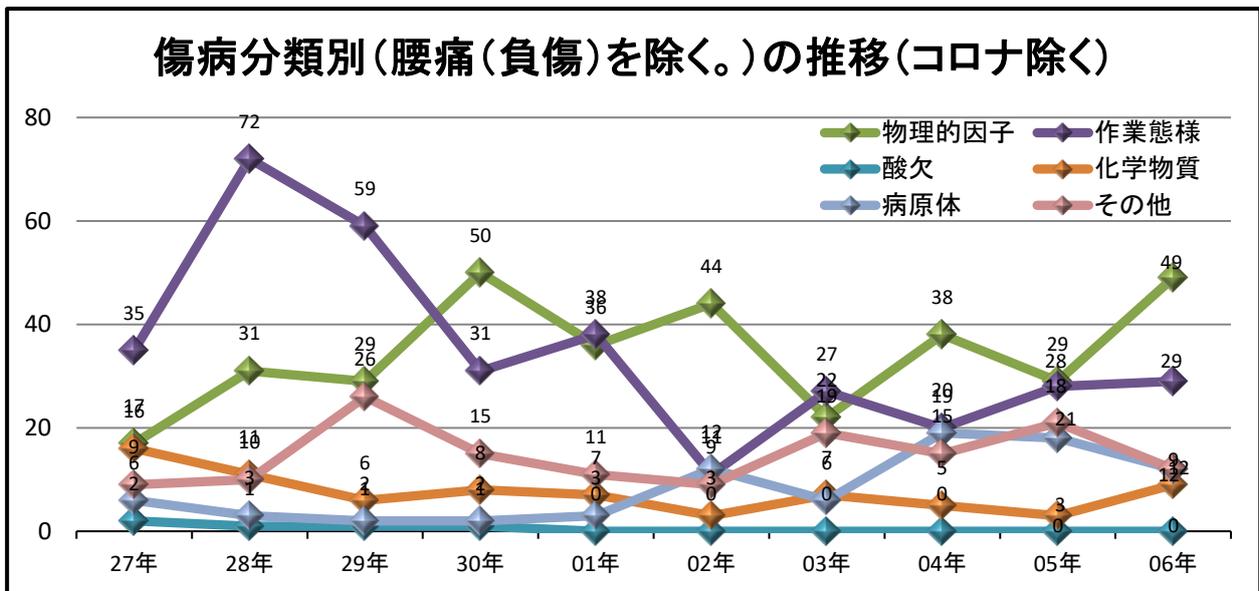
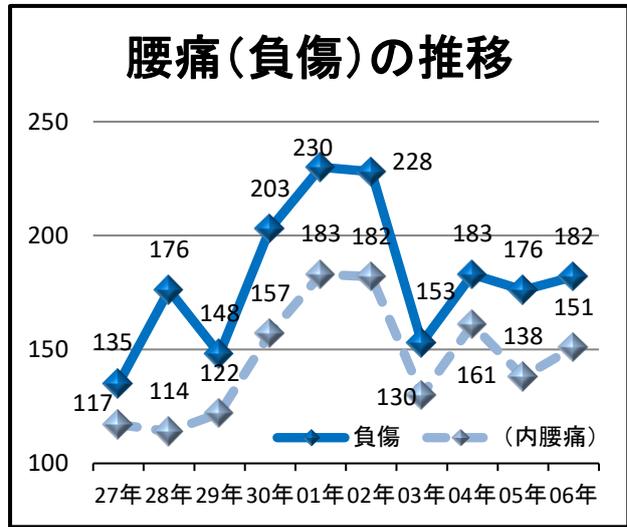
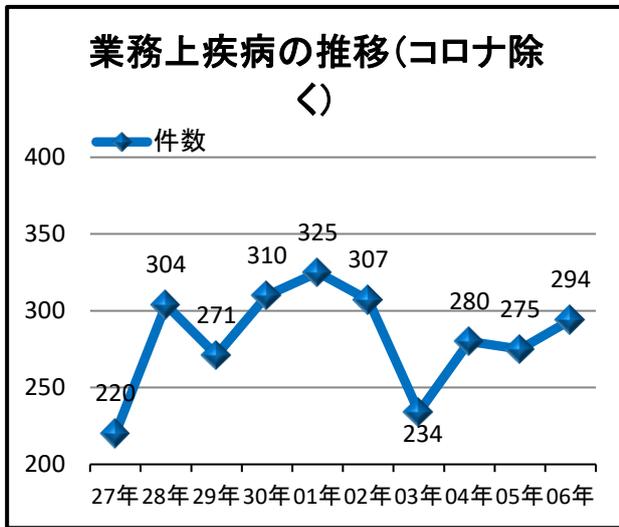
◇ その他の職業性疾病予防対策

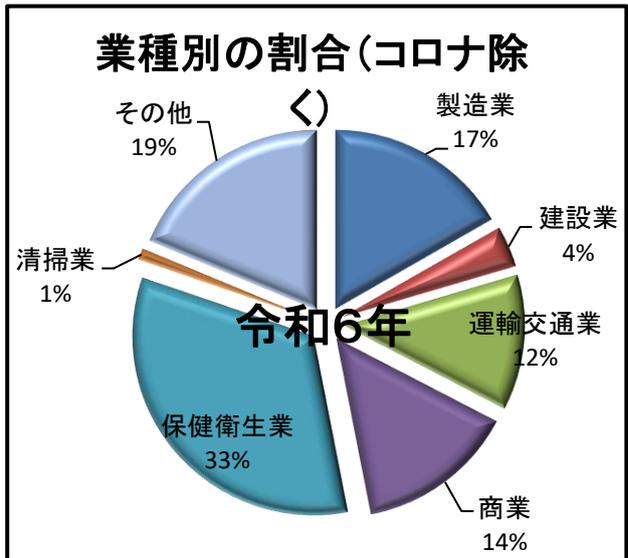
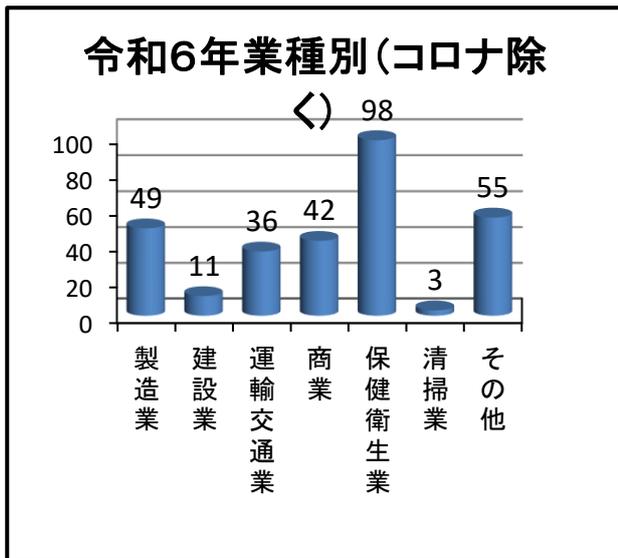
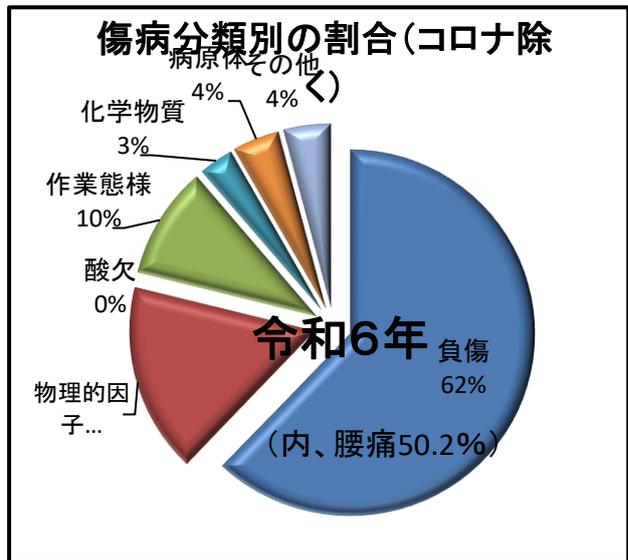
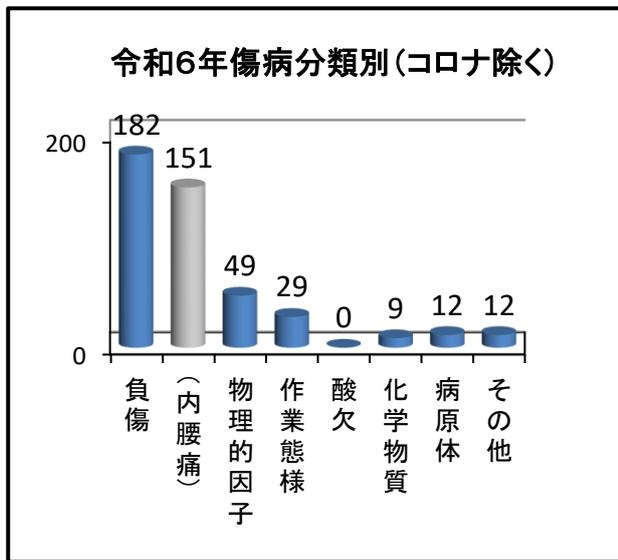
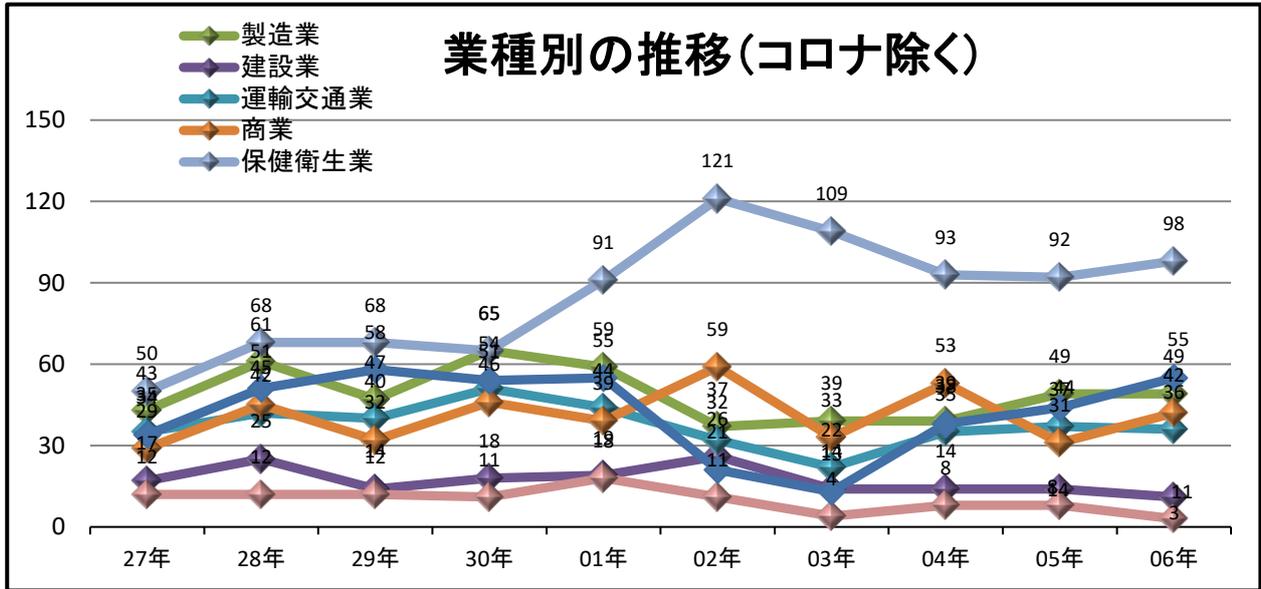
1 腰痛予防対策の推進

介護・看護作業を行う労働者がいる事業場に対し、改めて「職場における腰痛予防対策指針」（平成 25 年改正）の周知を行うとともに、介護・看護作業における身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器、福祉用具等の導入による作業の省力化と腰痛予防対策の普及促進を図ります。

業務上疾病発生状況

兵庫労働局労働基準部 健康課





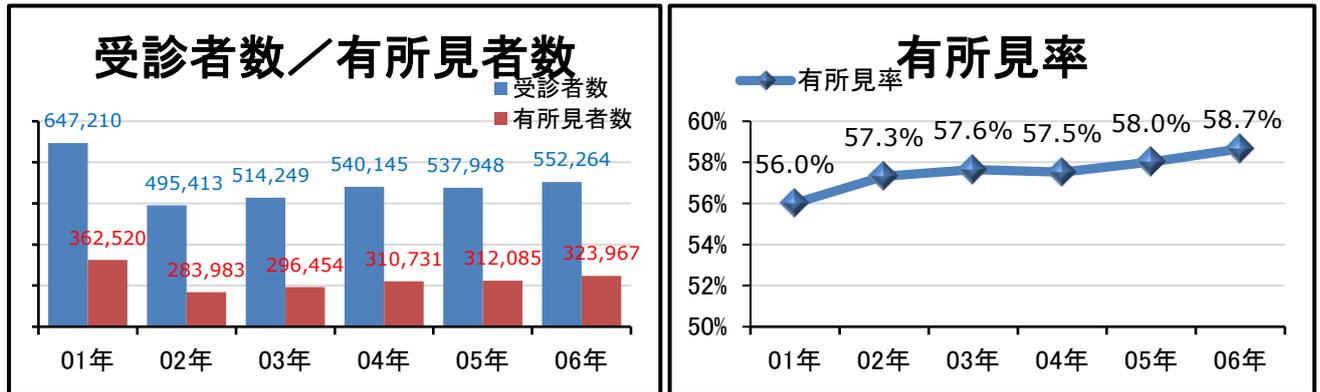
(備考)

- 1 「物理的因子による疾病」は、有害光線、電離放射線、異常気圧下、異常温度条件、騒音による耳の疾患等を含む。
- 2 「作業態様に起因する疾病」は、重激業務による運動器疾患と内臓脱、負傷によらない業務上の腰痛、振動障害、手指前腕の障害及び頸肩腕症候群等を含む。
- 3 「その他」は、がん(電離放射線、化学物質等)、過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等、強い心理的負荷を伴う業務による精神障害等を含む。

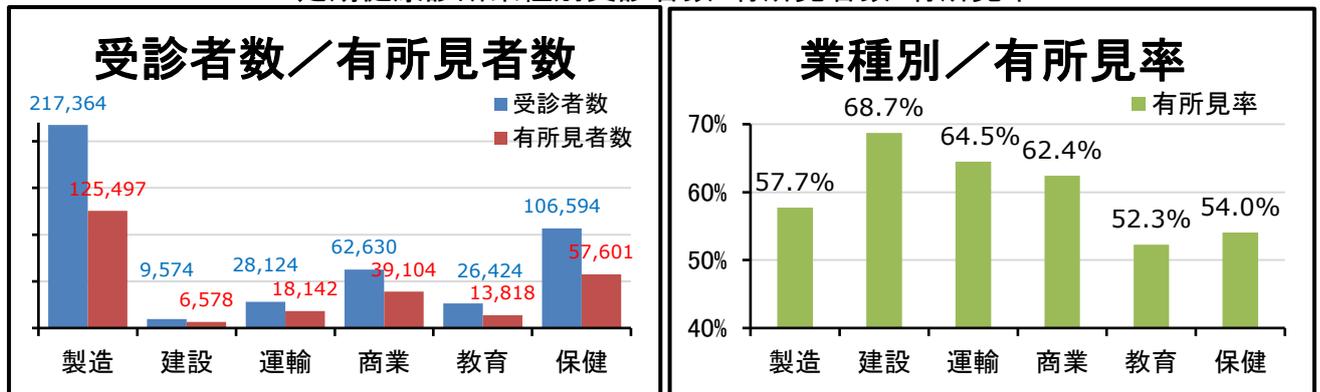
令和6年 各種健康診断実施状況の概要

兵庫労働局労働基準部 健康課

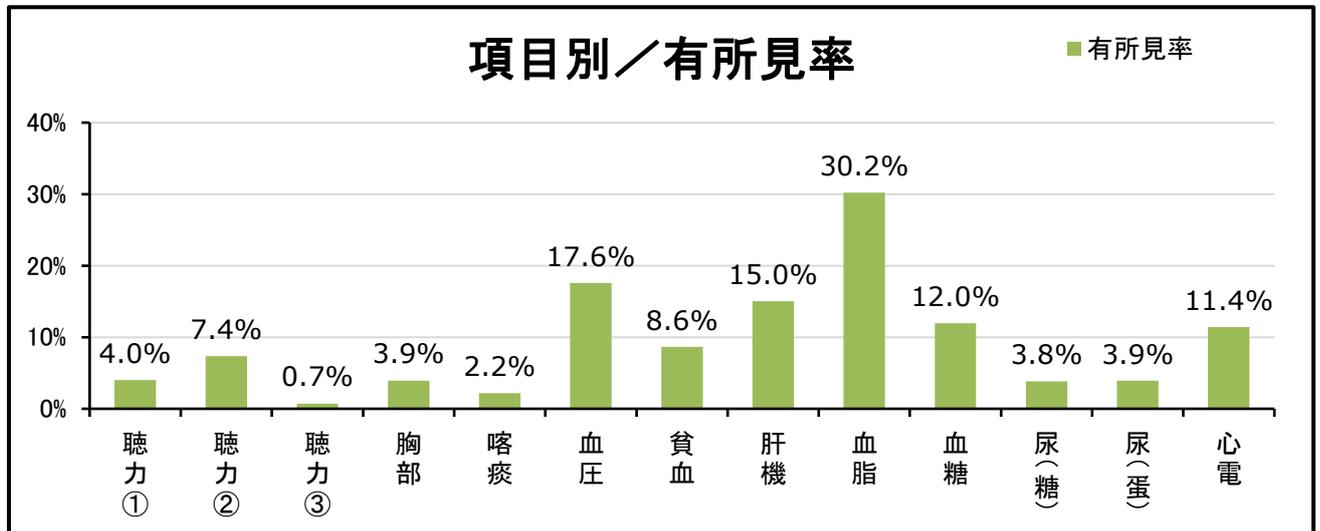
定期健康診断受診者数・有所見者数・有所見率の推移



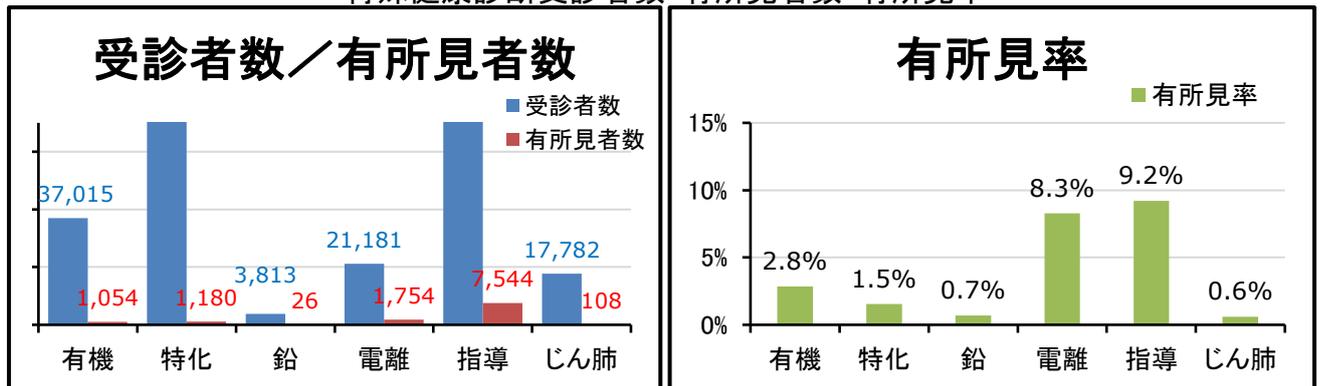
定期健康診断業種別受診者数・有所見者数・有所見率



定期健康診断項目別有所見率



特殊健康診断受診者数・有所見者数・有所見率



こころの“羽休め” できていますか？



こころの耳キャラクター「ココロロー」

こころの耳がサポートします

「こころの耳」は、働く方と、周りで支える方々をサポートする
職場のメンタルヘルス対策専門の情報サイトです



無料でご利用
いただけます

セルフチェック

ストレス状態を把握する

セルフケア

ストレスと上手につきあう

相談機関等の情報

一人で悩まず相談する

こころの耳の相談窓口



働く人の
「こころの耳電話相談」

 0120-565-455



平日 17:00～22:00
土・日 10:00～16:00
(祝日、振替休日、年末年始を除く)

働く人の
「こころの耳SNS相談」

スマートフォンなどで右のQRコード
を読み取ると友だち登録できます



平日 17:00～22:00
土・日 10:00～16:00
(祝日、振替休日、年末年始を除く)

働く人の
「こころの耳メール相談」

こころの耳メール

検索



24時間受付
1週間以内に返信します

※相談の受付には利用規約への同意が必要です。あらかじめ利用規約をご確認ください。



こころの耳キャラクター
「ココロ」

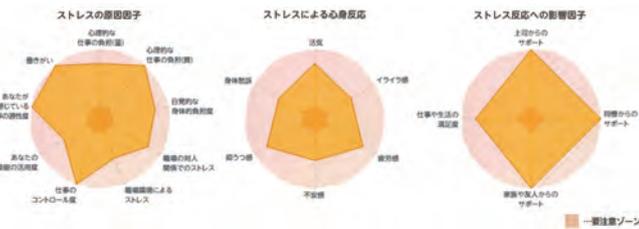
あなたは一人ではありません
あなたの力になる 場所や人を一緒に探しましょう

よく見られているコンテンツ

5分でできる職場の ストレスセルフチェック



4つのSTEPによる簡単な質問から、あなたの職場におけるストレスレベルを測定します。
質問は全部で57問です。



ご存知ですか？ うつ病



うつ病とは、脳のエネルギーが欠乏した状態です。

それによって、憂うつな気分や意欲低下などの心理的症状のほか身体的な自覚症状を伴うことも珍しくありません。

うつ病について正しい知識をもって、必要な対応や支援につなげていただけるよう、情報をまとめています。

ストレスチェック制度について



ストレスチェック制度に関する様々な情報をまとめています。

- 実施マニュアル
- 実施ツール (各種調査票、医師による面接指導など)
- 職場環境改善ツール
- ストレスチェック実施プログラム

など

相談窓口案内



問題解決に向けて一歩を踏み出すための相談機関や窓口を紹介しています。

● 仕事に関する相談



● こころの健康に関する相談



● 仕事に関する相談
(若者向け相談窓口)



● 職場のパワハラ・セクハラに関する相談



● 生活に関する相談



● DV、性暴力などに関する相談



5分研修シリーズ



5分研修

職場のメンタルヘルスに関する様々なテーマについて、動画で短時間で学ぶことができます。

- 生活習慣と睡眠からはじめるセルフケア
- 嫌な気持ちを相手に伝えるときのコツ
- 不安との付き合い方
- 日頃からの部下への声かけ

など



Press Release

兵庫労働局発表
令和7年8月28日

報道関係者 各位

[照会先]

兵庫労働局労働基準部健康課
課長 高石康子
労働衛生専門官 岸本昌一
健康主任 古川浩司
直通電話 (078) 367-9153

令和7年度 全国労働衛生週間の実施について

本週間 10月1日 ~ 10月7日

準備期間 9月1日 ~ 9月30日

【スローガン】

ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて ストレスチェックで健康職場

全国労働衛生週間は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第76回目を迎えます。

兵庫労働局（局長 金成真一）は、全国労働衛生週間に際し、兵庫県内の事業場における自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図るため、本週間中の 10月7日（火） に「治療と仕事の両立支援」セミナーを開催（詳細は裏面3参照）するほか、その準備期間である9月に、以下1及び2の取組を実施します。

1 職場の健康診断実施強化月間（9月）

兵庫労働局は、毎年9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置づけ、**健康診断の実施、有所見者に対する医師の意見聴取等の事後措置、医療保険者への健康診断結果の提供（コラボヘルス）**等について、重点的に周知啓発指導を行います。

2 粉じん障害防止総合対策推進強化月間（9月）

兵庫労働局は、毎年9月を「粉じん障害総合防止対策推進強化月間」と位置づけ、**局所排気装置の適切な稼働、有効な呼吸用保護具の使用、じん肺健康診断の実施等、職場における粉じん障害防止対策の徹底**を図ります。

3 「治療と仕事の両立支援」セミナー（10月）

治療方法の進歩に加え、労働者の高齢化が進むことが見込まれる中、事業場において、疾病を抱えながら働く労働者の「治療と仕事の両立支援」への対応が、今後さらに必要となることが想定されます。その後押しとなるべく、労働施策総合推進法の改正により、「治療と仕事の両立支援が企業の努力義務」となります（令和8年4月1日施行）。

以上のような背景も踏まえ、全国労働衛生週間期間中に、兵庫県地域両立支援推進チーム（事務局：兵庫労働局健康課）の主催により、「治療と仕事の両立支援」に取り組もうとする企業の方に向けたセミナーを開催します。

「治療と仕事の両立支援」セミナー 概要

日時：令和7年10月7日（火）14時00分～16時15分

会場：クリスタルホール（神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号神戸クリスタルタワー3階）

内容：治療と仕事の両立支援について ～疾病を抱えた労働者のサポートについて～

講演：社会保険労務士 伊藤貴志氏

『これから始める治療と仕事の両立支援

～“治療しながら働く”を支えるために～』

事例発表：株式会社イボキン

『やってよかった両立支援の環境整備』

参加費：無料

定員：100名（受付サイトでの申し込み、先着順）

【申込ページ】

https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/search?bri_flag=2&labor_code=028



※より多くの方々に「治療と仕事の両立支援」について知っていただくため、積極的な取材・発信にご協力をお願いします。取材いただける場合は、お手数ですが、開催日の5日前までに兵庫労働局健康課へご連絡をお願いします。

<別添資料>

- 1 リーフレット「第76回全国労働衛生週間」（当局版）
 - 2 令和7年度全国労働衛生週間実施要綱（本省）
 - 3 リーフレット「職場の健康診断実施強化月間」（当局版）
 - 4 リーフレット「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」（当局版）
 - 5 リーフレット「治療と仕事の両立支援」セミナー案内
- 参考 兵庫県地域両立支援推進チームアクションプラン！関係資料

第76回 全国労働衛生週間

令和7年10月1日(水)～7日(火) [準備期間：9月1日～30日]

兵庫労働局では、令和5年度を初年度とする**兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画**を策定し、「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」「労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進」等、8つの重点事項を定め、労働災害の防止や働く人の健康保持・増進のために取り組んでいます。

全国労働衛生週間は、事業場における**労働衛生意識を高め、自主的な職場の労働衛生管理活動を促す**ための強化期間です。

事業場においては、準備期間と本週間の取組を通じて、**こころとからだの健康職場を実現**しましょう！

第76回
全国労働衛生週間スローガン

ワーク・ライフ・バランス
に**意識**を向けて

ストレスチェックで**健康職場**

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

以下の重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう。

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

本週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

[詳しくはこちら]

主唱	厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛	建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、 港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



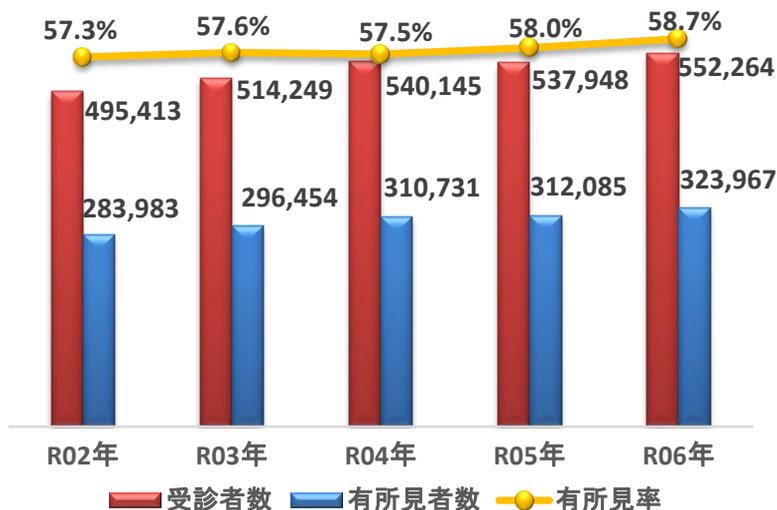
職場の健康診断実施強化月間

実施期間 令和7年9月1日～30日

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、平成25年から、**全国労働衛生週間準備月間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け**、集中的・重点的な啓発に取り組んでいます。

各事業場におかれましては、**健康診断と健康診断実施後の事後措置等を適切に実施**していただきますようお願いいたします。

定期健康診断受診者数・有所見者数・有所見率の推移
【兵庫】



重点事項

●健康診断の実施

労働安全衛生法に基づき、労働者に対し、医師による健康診断を実施しましょう。また、労働者は事業者が行う健康診断を受けましょう。

●健康診断実施後の措置

健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、医師等から就業上の措置について意見聴取（通常勤務、就業制限、要休業等）を行う必要があります。また、事業者は医師等の意見を踏まえて就業上の措置を講じ労働者の健康保持増進を図る必要があります。

●健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対し、医師又は保健師による保健指導（日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、再検査・精密検査の受診勧奨治療の受診勧奨等）を受けさせるよう努めましょう。

●医療保険者と連携した健康保持増進（コラボヘルス）

高齢者の医療の確保に関する法律や健康保険法に基づき、医療保険者から、労働安全衛生法に基づく労働者の定期健康診断結果を求められた際には、健康診断結果を医療保険者に提供しましょう。医療保険者と積極的に連携し、労働者の健康づくりを効果的・効率的に進めましょう。

粉じん障害防止総合対策推進強化月間

実施期間 令和7年9月1日～9月30日

趣旨

粉じん障害の防止については、昭和56年以降、9次にわたって総合対策に取り組みましたが、兵庫労働局管内におけるじん肺新規有所見者数は、大幅な減少は認められるものの依然として毎年発生しています。

当局では、一昨年6月に「**兵庫労働局第10次粉じん障害防止総合対策5か年計画**」（令和5年度から令和9年度）を策定し、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」を示すとともに、**毎年9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、より一層の対策の徹底を推進**しています。

重点事項

- ◆ 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- ◆ ずい道等建設工事における粉じん対策
- ◆ じん肺健康診断の着実な実施
- ◆ 離職後の健康管理の推進
- ◆ アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん対策

『粉じん障害防止対策に関する意識高揚と自主的な粉じん障害防止対策の取組を！』

1 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

- ◆ 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底及び保守管理の推進
- ◆ 粉じん保護具着用管理責任者の選任と職務の励行
- ◆ 電動ファン付き呼吸用保護具の使用の推進
- ◆ 作業環境測定の結果が第三管理区分の作業場所に対する措置の強化への取組

2 ずい道等建設工事における粉じん対策

- ◆ 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策の徹底
- ◆ 元方事業者は、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等の実施

3 じん肺健康診断の着実な実施

じん肺健康診断の実施の徹底及びじん肺有所見者に対する健康管理教育等の推進

4 離職後の健康管理の推進

じん肺管理区分が管理2又は3の離職予定者に対する健康管理手帳交付申請方法等の周知

5 アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

- ◆局排等の適正な稼働並びに検査、点検の実施
- ◆呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- ◆作業環境測定の実施、特別教育の徹底、たい積粉じん対策及び健康管理対策の推進

重点事項	関係団体	事業場
基本的事項	★会員事業場に対する「講ずべき措置」等の周知 ★講習会・セミナーの開催 ★月間中のパトロールの実施	★「粉じん対策の日」の設定 ★じん肺健診の実施 ★労働衛生教育の実施
呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底	★労働者や一人親方を含む関係請負人への法令の各規定に定める措置の周知に関する要請 ★電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨	★着用の必要性に関する教育の実施 ★粉じん保護具着用管理責任者による着用管理 ★電動ファン付き呼吸用保護具の使用の推進
ずい道等建設工事における粉じん対策	★「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」及び「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」の周知	★「ガイドライン」に基づく対策の徹底 ★粉じん発生源措置、換気装置による換気及び粉じん濃度測定等の実施 ★呼吸用保護具の使用（動力掘削、動力積み込み及びコンクリート吹付作業等は電動ファン付呼吸用保護具に限る）
じん肺健康診断の着実な実施	★「じん肺健康診断結果証明書」の適正な作成に関する要請	★職歴・作業歴の確実な記入などの健診記録の適正な作成と保存 ★じん肺健康管理実施状況報告の提出の徹底
離職後の健康管理の推進	★健康管理手帳交付申請制度の周知	★管理2または管理3の離職予定者への健康管理手帳申請方法の周知 ★合併症予防の観点から禁煙の働きかけ
アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策	★呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底等の周知	★局所排気装置等による作業環境の改善 ★呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底 ★特定粉じん作業への対策

令和7年度全国労働衛生週間スローガン

「ワーク・ライフ・バランスに意識を向けて
ストレスチェックで健康職場」

【詳しくは
こちら】



小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業のご案内

登録産業医による産業保健活動を体験してみませんか？

小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業では、一部の地域産業保健センター（地産保）において、労働者数50人未満規模の事業場を対象に、職場巡視や健診結果に対する医師による意見聴取をパッケージにして、地産保に登録された同一の登録産業医（登録産業医）により支援します。

産業医を自主的に選任して、労働者の健康管理等を行うことに関心がある事業場のうち、労働者数が30～49人規模の事業場のみなさまに、特にご利用をオススメします。

※申込受付期間：令和7年4月～11月末



利用可能なサービス内容

以下のサービス内容について、必要なサービスを選択して申し込むことが可能です。

（必須）意見交換

事業場の業務内容、作業内容、作業環境管理、作業管理、メンタルヘルス対策等の現状・課題を踏まえ、労働衛生管理等について登録産業医と意見交換。

（選択）職場巡視

（※年2回以内。危険有害業務・化学物質取扱事業場は年4回以内）

作業場等の巡視を行い、改善が必要な場合には助言を行う。登録産業医と相談の上、職場と併せて健康管理等に関する簡単な講義を依頼することも可能。

（選択）意見聴取（年1回）

労働安全衛生法に基づく健診結果に対する登録産業医による意見聴取。

※本事業を利用いただく場合、サービス終了後、本モデル事業による効果や、産業医活動に係る費用の考え方に関するアンケートへの回答にご協力いただきます。

対象地産保

※R7.4月時点。対象は変更になる可能性があります。

青森：八戸 埼玉：熊谷、大宮 東京：台東区、北、西多摩、東京東部

新潟：上越、新潟 石川：石川中央、加賀・江沼

福井：福井、奥越、南越、嶺南 山梨：中北、峡東 京都：京都上

兵庫：尼崎、西脇 奈良：葛城 鳥取：西部、中部 岡山：東備

広島：広島北 山口：小野田 鹿児島：鹿児島 沖縄：那覇

ご利用の流れ

事業者

①利用申し込み（～11月末まで）

事業場が表面の対象地産保の対象地域
範囲内に所在する場合、利用可能です。
お近くの地産保までお問い合わせくだ
さい。

②実施日等の調整

③サービスの実施（～3月上旬まで）

④アンケートの回答

地産保

Q&A



Q.利用は無料ですか？

A.他の地産保のサービスと同様、無料です。



Q.この事業による支援と、既存の地産保サービスは併用可能ですか？

A.併用可能です。例えば以下のようなケースがあります。

（例）モデル事業により、以下を申し込み。

意見交換（必須）・職場巡視（年1回）・意見聴取（年1回）
加えて、既存の地産保サービスとして、以下を申し込み。
長時間労働者への医師による面接指導の相談



お問い合わせ先

小規模事業場向け産業医活動支援モデル事業を実施している地域産業保健センターの連絡先については、下記のQRコードからご確認ください。なお、QRコードの読み取りができない場合は、下記の連絡先までお問い合わせください

労働者健康安全機構勤労者医療・産業保健部産業保健課

電話番号：044-431-8660

お問い合わせが重なると繋がりにくい場合があります。あらかじめご了承ください。



治療と
仕事の
両立支援

「治療と仕事の両立支援セミナー」 のご案内

主催：兵庫県地域両立支援推進チーム

治療方法の進歩に加え、労働者の高齢化が進むことが見込まれる中、事業場において、疾病を抱えながら働く労働者の「治療と仕事の両立支援」への対応が、今後さらに必要となることが想定されます。その後押しとなるべく、労働施策総合推進法の改正により、「**治療と仕事の両立支援が企業の努力義務**」となります（令和8年4月1日施行）。

本セミナーは、「治療と仕事の両立支援」に取り組もうとする企業の方に向けた内容となっております。実際に取り組んでおられる企業による事例発表もありますので、ぜひご参加ください。

日時：令和7年10月7日（火）14時00分～16時15分

会場：クリスタルホール（神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号神戸クリスタルタワー3階）

内容：治療と仕事の両立支援について～疾病を抱えた労働者へのサポートについて（仮）～

講演：社会保険労務士 伊藤貴志氏

『これから始める治療と仕事の両立支援

～“治療しながら働く”を支えるために～』

事例発表：株式会社イボキン

『やってよかった両立支援の環境整備』

参加費：無料

定員：100名（受付サイトでの申し込み、先着順）



▲神戸クリスタルタワー アクセス

本セミナーへの参加申込みの方法につきましては、令和7年8月20日（水）、以下のページに掲載予定です。

厚生労働省

兵庫労働局

兵庫労働局 治療と仕事の両立支援



https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/tiryoutosigotonoryouritu.html



全国労働衛生週間の取組

令和7年度

「治療と仕事の両立支援セミナー」を開催しました！

兵庫労働局労働基準部 健康課

1 兵庫県地域両立支援推進チーム

兵庫労働局では、病気を抱える労働者が治療をしながら仕事ができる環境を整備するため、平成29年度に県内の地方自治体、医療機関、関係団体等を構成員とする「兵庫県地域両立支援推進チーム」（以下「**推進チーム**」といいます。）を設置し、各構成員の役割分担を明確にした相談窓口の開設をはじめ、相談窓口数や開設時間の拡充などを行いました。

2 アクションプラン！（5か年計画）

令和4年3月より、県内事業場の気運の醸成、各相談窓口間の連携の強化等、より具体的な取組を推進させるため、**新たなアクションプラン！（5か年計画）**を定め、**3つのワーキンググループ**を設置し、それぞれの活動を行っています。

令和6年度は、県内の企業の取組事例を掲載した事例集、相談窓口紹介リーフレットを作成しました。

3 3つのワーキンググループ

- 好事例集作成部会
- 相談支援機関分科会
- イベント・セミナー作業部会



4 令和7年度 治療と仕事の両立支援セミナー

■ 概要

アクションプラン！（5か年計画）に基づき、推進チームの主催により、令和7年10月7日（火）、**「治療と仕事の両立支援セミナー」**を神戸クリスタルホールで開催しました。

本セミナーに招聘した各講師から、「治療と仕事の両立支援」に企業が取り組むことの意義や、労働施策総合推進法の改正により「治療と仕事の両立支援」に取り組むことが令和8年4月1日から企業の努力義務となることなどが周知されました。



岡本労働基準部長の開会挨拶



伊藤貴志氏による講演の様子



吉田朋子氏による発表の様子

セミナー内容

【講演】

『これから始める治療と仕事の両立支援
～“治療しながら働く”を支えるために～』
(講師) 伊藤貴志 社会保険労務士事務所 社会保険労務士 伊藤貴志 氏

【企業取組事例 発表】

『やってよかった両立支援の環境整備』
(講師) 株式会社イボキン 執行役員管理本部長 吉田朋子 氏



治療と仕事の 両立支援 事例集

 厚生労働省 **兵庫労働局**

兵庫県地域両立支援推進チーム





はじめに

治療と仕事の両立とは「病気を抱えながら働く能力のある労働者が仕事を理由に治療機会を逃すことなく、また治療を理由に職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、いきいきと就労を続けられること」を指しています。

近年は健康経営の一環として、職場における治療と仕事の両立支援（以下、「両立支援」という）に取り組む企業が増えていますが、支援方法や医療機関等との連携に悩む事業場の担当者も少なくありません。

この事例集は、両立支援に少しでも取り組もうと考えている事業場のヒントとなるよう、様々な業種や規模の事例を紹介しています。

令和6年10月
兵庫県地域両立支援推進チーム



目次

①	なぜ両立支援が必要か	2
②	両立支援に取り組むことによる効果	3
③	両立支援の取組	4
	・ 事前の環境整備	
	・ 個別の労働者への支援	
	・ 両立支援運用の流れ	
	・ 用語説明	
④	事例紹介	7
⑤	兵庫産業保健総合支援センターのご案内	16
⑥	参考情報	17
⑦	兵庫県内の相談窓口	18

1.なぜ両立支援が必要か

近年の診断技術や治療方法の進歩により、「がん患者の5年相対生存率」が年々上昇しているように、かつては不治の病とされた病気でも、長く付き合う病気になりつつあり、労働者が病気になったからといって、すぐに離職しなければならない状況が必ずしも当てはまらなくなってきました。

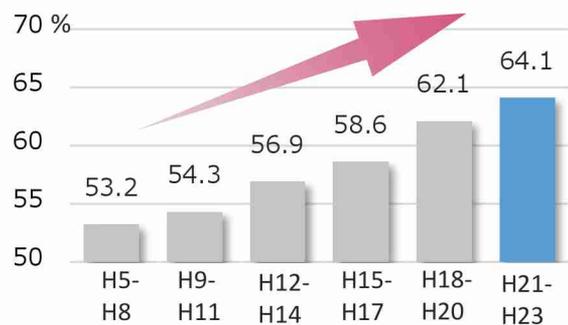
また、年齢が上がるほど病気を抱える労働者の割合が高くなる傾向にあり、「仕事をもちながらがんで通院している者」のデータからもその傾向を見ることができます。

労働者の高齢化が進む中、事業場において、病気を抱えた労働者への支援が必要となる場面が今後さらに増えることが予想されます。

病気を抱える労働者が勤め先を退職する理由は、治療と仕事を両立させることへの諦めが多く占めており、事業場での支援体制の構築・整備が求められています。

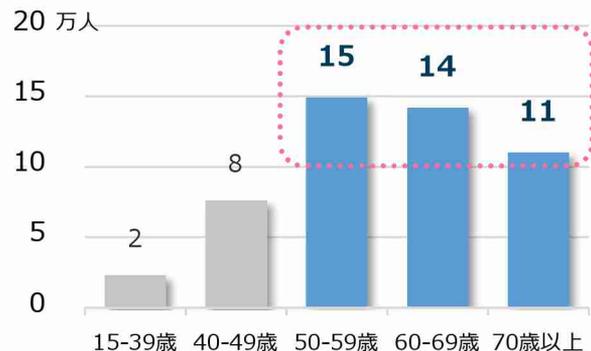
病気を抱える労働者は高齢者層のみではなく、若年者層も含まれます。少子化が進み人手不足が深刻な状況になる中、事業場において重要な役割を担っている労働者が病気になり、就業を継続できなくなることは、労働者本人だけでなく、現在の事業場にとっても、将来の事業場にとっても大きな損失となります。

がん患者の5年相対生存率の推移



資料：全国がん罹患モニタリング集計 2009-2011年生存率報告（国立研究開発法人国立がん研究センターがん対策情報センター,2020）、独立行政法人国立がん研究センターがん研究開発費「地域がん登録精度向上と活用に関する研究」平成22年度報告書をもとに作成

仕事をもちながらがんで通院している者

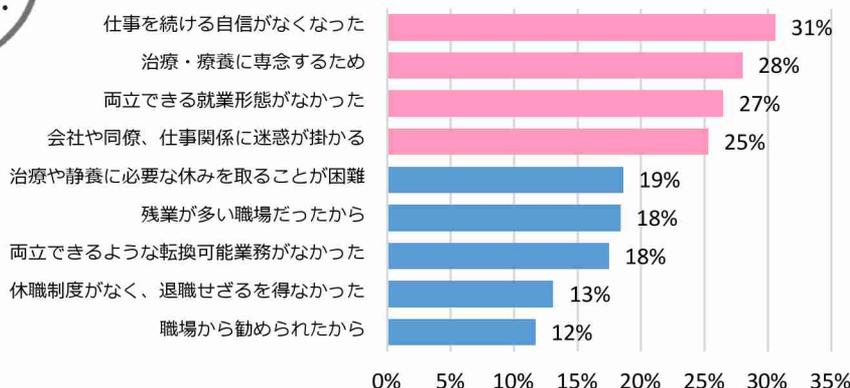


資料：厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」をもとに集計

仕事を続ける自信が・・・
治療に専念しなければ・・・
両立できる就業形態であれば・・・



勤め先の退職理由



資料：独立行政法人 労働政策研究・研修機構 2024年3月「治療と仕事の両立に関する実態調査（患者WEB調査）」をもとに作成

2. 両立支援に取り組むことによる効果

近年は健康経営（両立支援を含む）への注目度が高まっており、その一例として、経済産業省が実施する健康経営度調査への協力企業の数も、2016年の726件から2023年の3,520件へと増加しています。（経済産業省『健康経営の推進について』より）

※「健康経営」については6頁で解説します。

経済産業省によると、就活生や転職者に対するアンケートを行った結果、求職者が働く職場に望むものは「心身の健康を保ちながら働ける」がトップとなりました。

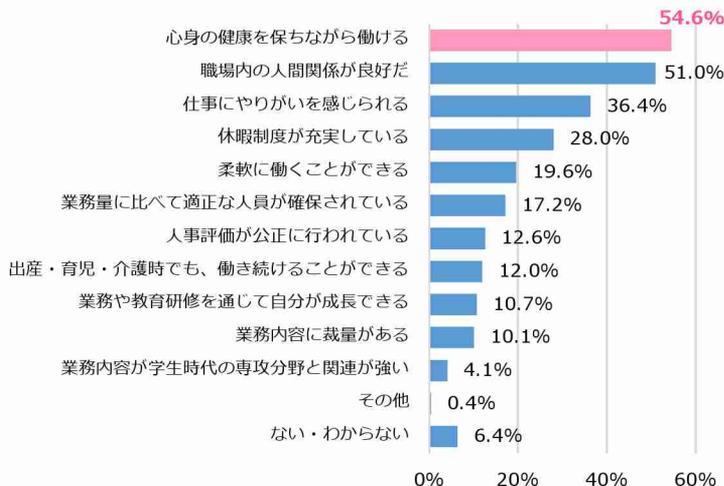
働き方が多様化している時代での人材確保には、健康経営に取り組むことが重要な要素になっています。

両立支援を行うための環境整備の取組として、柔軟な働き方を可能にするような勤務制度や休暇制度を導入し、仕事の進め方を見直すことは、病気を抱える労働者だけでなく、すべての労働者にとって働きやすい職場環境に繋がります。また、両立支援に取り組んでいることを事業場の内外に発信することは、事業場の魅力を高めることにも繋がります。

参考になりますが、健康経営に取り組む企業での離職率が**全国平均の半分以下であること**も魅力的です。

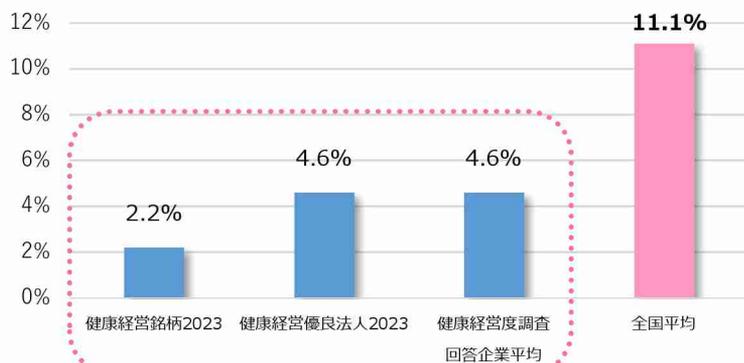
今後、労働力人口が減少する我が国において、両立支援を含む労働者への健康配慮は、**人材を定着させ企業経営を持続させるために重要な取組**になるでしょう。

あなたが働く職場に望むものはなんですか（3つまで）



資料：経済産業省『健康経営の推進について』をもとに作成

健康経営銘柄、健康経営優良法人における離職率



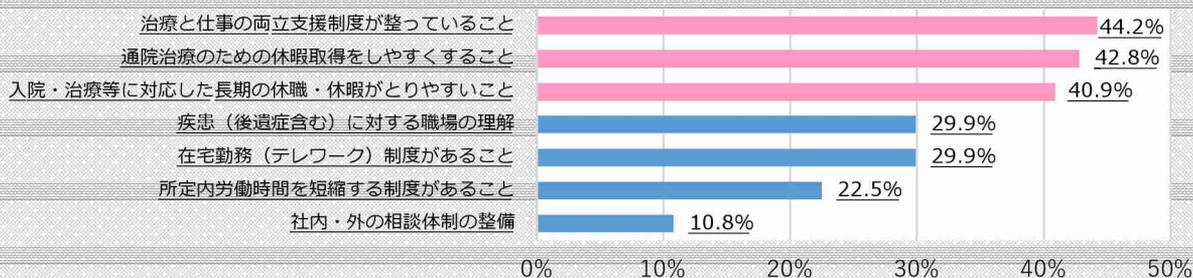
資料：経済産業省『健康経営の推進について』をもとに作成



治療と仕事の両立に関する実態調査（患者WEB調査）

独立行政法人 労働政策研究・研修機構が2022年に実施した患者WEB調査において、「治療と仕事を両立し、就業継続するにはどのような制度・配慮があるとよいですか」（複数回答）と尋ねたところ、「治療と仕事の両立支援制度が整っていること」が44.2%と最も多く、次いで、「通院治療のための休暇取得をしやすいこと」（42.8%）、「入院・治療等に対応した長期の休職・休暇がとりやすいこと」（40.9%）など、休暇・勤務制度等の整備を求める人の割合が高い結果となりました。

「治療と仕事を両立し、就業継続するにはどのような制度・配慮があるとよいですか」（複数回答）



資料：独立行政法人 労働政策研究・研修機構 2024年3月「治療と仕事の両立に関する実態調査（患者WEB調査）」をもとに作成

3. 両立支援の取組

全ての労働者にとって働きやすい職場を目指し、両立支援に取り組みましょう。

両立支援の取組は、「事前の環境整備」と「個別の労働者への支援」の大きく2つに分けられます。

事前の環境整備

両立支援が必要な労働者がいる場合のほか、新たに必要となった場合に速やかに対応できるよう、事業場において両立支援を行うための環境を整備することはとても重要です。

環境整備として取り組むことが望ましい事項は以下の4つです。

1. 基本方針等の表明

両立支援の必要性を共有し、両立支援を行いやすい職場風土を醸成する。

具体的には、事業場内に設置した衛生委員会等で調査審議を行った上で、基本方針や具体的な対応方法等の事業場内ルールを労働者に周知する。

2. 研修等による意識啓発

支援を希望する労働者が相談しやすい環境づくりをする。

具体的には、事業場内ルールの周知、両立支援に関する意識啓発、相談窓口や個人情報の取扱方法等について、管理職、労働者等に対して研修を行う。

※意識啓発の方法として「兵庫さんぽセンター」（16頁参照）が実施するセミナー等に参加することもお勧めです。

3. 相談窓口等の明確化

労働者が安心して相談・申出を行えるよう、相談窓口及び相談が行われた場合の情報の取扱い等を明確にする。

具体的には、相談窓口の設置を労働者へ周知するほか、相談の有無や相談内容に関する個人情報の管理方法を取り決める。

4. 休暇・勤務制度等の整備

短時間の治療が定期的に繰り返される場合や、通勤に負担がかかる場合等に対応できるよう、各事業場の実情に応じて、以下の休暇・勤務制度の導入を検討する。

時間単位の年次有給休暇	労使協定により、年5日を上限として1時間単位の有給休暇の取得が可能
傷病休暇・病気休暇	法定の年次有給休暇とは別に事業者が自主的に設ける休暇制度
時差出勤制度	通勤ラッシュなどによる負担軽減のために出勤時間をずらす制度
短時間勤務制度	身体の負担を軽減するため、所定労働時間を短縮する制度
テレワーク制度	通勤による身体の負担を軽減するための制度
試し出勤制度	長期間休業していた労働者の円滑な職場復職を支援するため、勤務時間や勤務日数を短縮する制度
両立支援コーディネーターの育成	関係者の連携を支える者。事業場の人事労務担当者や産業保健スタッフ、医療機関の医療従事者、支援機関の相談員などが役割を担う。

※「両立支援コーディネーター」については6頁にて詳細を説明しています。

個別の労働者への支援

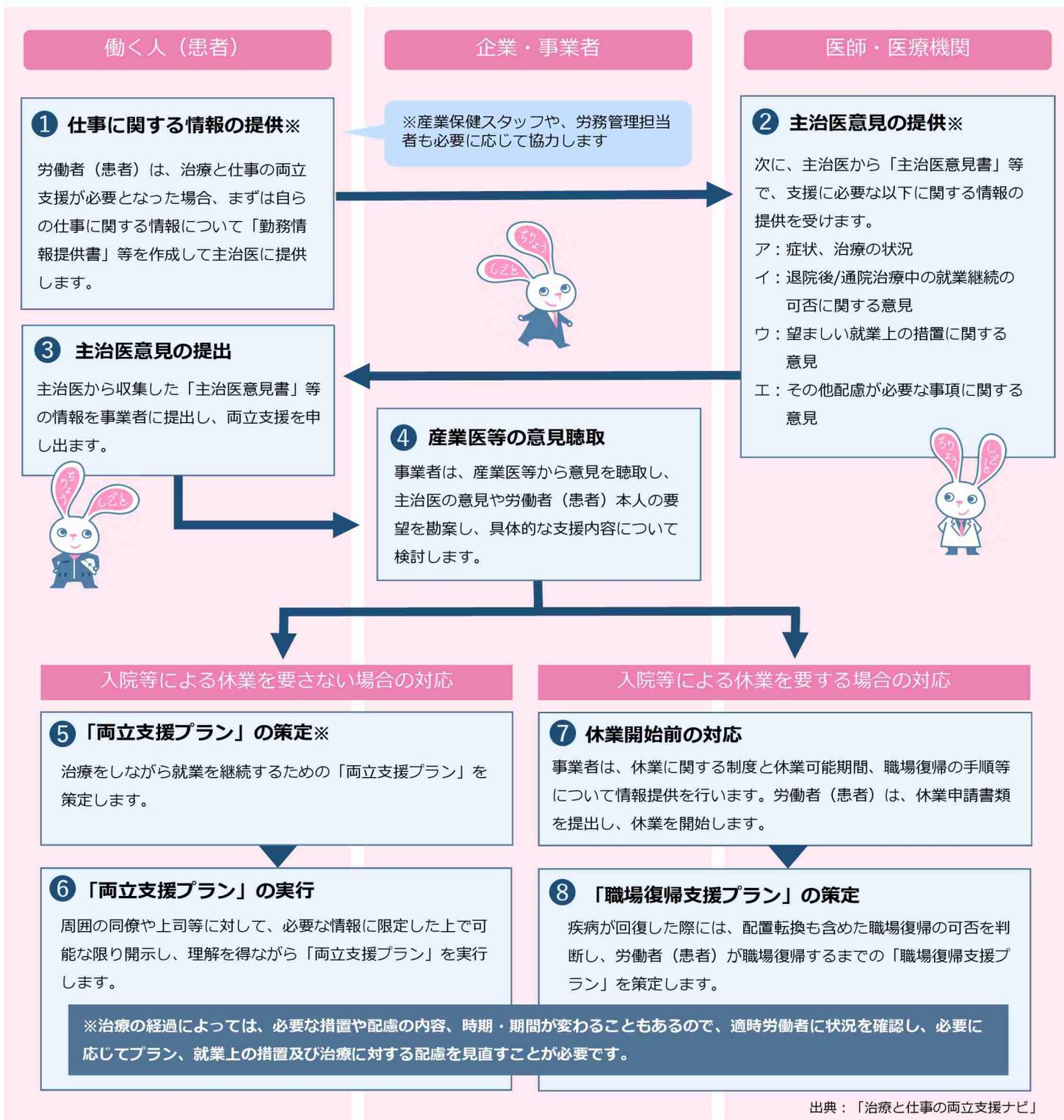
事前の環境整備を行った後は、5. ～ 7. に留意の上、8. を策定し、両立支援の運用を実施してください。

5. 関係者の連携	両立支援を受ける労働者、その家族、事業場、医療機関、その他の関係機関が連携し両立支援を行う。
6. 就業上の措置	両立支援を受ける労働者の就業場所の変更、作業転換、労働時間の短縮、深夜業の回数減少などに配慮する。
7. 周囲の者の負担軽減	両立支援を受ける労働者に対し就業上の措置や治療に対する配慮を行うことにより、周囲の同僚や上司等に過度な負担が掛からないよう組織的に対応する。
8. 両立支援プラン等の策定	両立支援の具体的な措置、配慮の内容、スケジュール等の計画を策定する。 具体的な流れは次頁を参照ください。

両立支援運用の流れ

両立支援の実際の運用は、以下の流れで進めることが望ましいです。

なお、両立支援は、支援を必要とする労働者が事業者に対して支援を申し出ることからスタートするため、労働者が安心して支援の申出が出来るよう、事業者は相談窓口等の明確化を含めた事前の環境整備を行うことが重要です。



- ※
- 1の提供内容** □職種 □職務内容 □勤務形態 □勤務時間 □通勤方法・通勤時間 □休業可能期間 □有給休暇日数 □利用可能な休暇・勤務制度
- 2の記載項目** □病名 □現在の症状 □治療の予定 □就業継続の可否 □望ましい就業上の措置（避けるべき作業等） □その他の配慮事項（通院時間等の確保等）
- 5の記載項目** □治療、投薬等の状況、今後の予定 □就業上の措置や治療への配慮を行う時期 □業務内容 □その他の就業上の配慮事項（休憩時間等） □その他（プランの見直し時期等）

治療と仕事の両立支援ナビ



さらに詳しくは
◀こちら

<https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp>



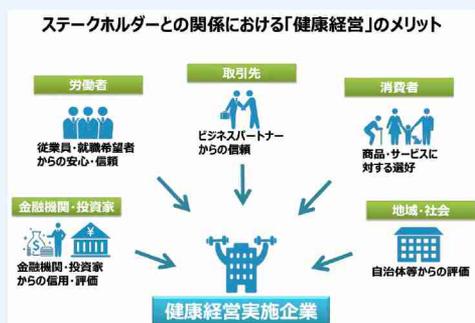
▶ 健康経営とは

健康経営とは、「従業員が健康に働ける職場を作ることが、将来的に企業の収益につながる」という考え方です。また、優良な健康経営を実践する企業を顕彰する制度として、経済産業省が2016年から運用を開始している「健康経営優良法人認定制度」があり、両立支援の取組も認定要件の1つに挙げられています。

大規模法人部門、中小規模法人部門のそれぞれから「健康経営優良法人」が認定されます。

認定を受けることにより、ロゴマークを企業のPRなどで使用できるほか、中小企業向けの補助金や自治体の公共調達における加点、政策金融の財政投融資支援、金融機関の低利子融資などの優遇措置を受けることができます。

認定数は、近年大幅に増加しており、企業の中に健康経営の考え方が根付きつつあります。



出典：経済産業省『健康経営の推進について』

健康経営優良法人認定数の推移



資料：経済産業省『健康経営の推進について』をもとに作成

▶ 両立支援コーディネーターとは

両立支援コーディネーターは労働者が仕事を辞めずに続けられるよう、労働者に寄り添いながらサポートする者です。

病気を抱えることとなった場合、労働者本人が職場と医療機関との間に立って情報共有することとなりますが、ご自身の病気のこと、仕事のこと、家庭のこと等、様々な困りごとがある中で、複雑な医療情報を的確に職場に伝えることは非常に困難です。そこで、企業の人事労務担当者や医療機関の医療従事者等が両立支援コーディネーターとなり、主治医意見書の作成支援を行う等、労働者に寄り添いながらサポートします。

両立支援コーディネーターになるためには、独立行政法人労働者健康安全機構が実施する「動画配信研修」と「WEBライブ講習」を組み合わせた約8時間の両立支援コーディネーター基礎研修を受講する必要があります。

研修では、専門家の講師から幅広い分野に関する知識を体系的に学ぶことができ、実際にがんを経験された方やそのご家族による体験談、Zoomのアンケート機能を活用した他の参加者の意見なども知ることができます。

詳しくは「労働者健康安全機構のHP」（右の二次元コード）にてご確認ください。



次ページより、
事業者様の取組事例をご紹介します！



4.事例紹介

01

川崎重工業株式会社
川崎車両株式会社
カワサキモータース株式会社

企業
情報

所在地：神戸市
業種：輸送用機械器具製造業
従業員数：3社連結 18,057人

基本
方針

組織として『治療と仕事の両立支援』に
前向きに取り組んでいることを積極的に
従業員へ周知する。

制度の活用に向けた わかりやすい情報発信



両立支援のきっかけ

治療と仕事を両立するための社内制度は、従前からあったが、実務担当者も認識が不十分であった。そのため、厚労省からの両立支援のガイドラインの発出を受けて、ガイドラインの考え方を反映して会社としての基本方針を制定した。また、社内にあった制度を【治療と仕事の両立支援】の視点で整理しなおした。

取組にあたり配慮したこと

国より治療と仕事の両立支援のガイドラインが発行された当時、既に社内では、休暇制度や勤務制度、復職支援などの制度は整っていた。

しかし、従業員への周知が不十分な状態であり、日常的に業務にあたっている人事・健康管理部門の担当者においても認識が不十分であったため、十分に活用できている状況とは言えなかった。

そのため、まず会社としての支援の方針を設定し、会社として前向きに取り組んでいくという姿勢を明確にしたうえで、当該方針を従業員に周知した。

周知の手段として、社内イントラネットのダイバーシティ推進サイトに既設されていた育児や介護に関する両立支援のページに「治療と仕事との両立に関するページ」を追加した。このページで治療と仕事の両立を支援しているという会社の基本方針に加えて実務的な内容として以下の項目も掲載した。

- ・社内制度や相談体制などの対象者本人が仕事を続けるための情報
- ・自部門に治療中の人がいる場合の上長や同僚としての心構え、並びに対応などのアドバイス

また、人事担当者の会議体などの機会を利用して社内の実情把握に努め、従業員からの意見なども聴取し、課題点などを把握した。加えて、10月の全国労働衛生週間には、重点活動項目の1つとして織り込み、従業員への周知に加えて、実務担当者への理解と浸透を図った。その後も、休職中でも社内制度等の確認ができるように、従業員専用アプリにも同様の情報を掲載するなど関係者の意見を反映しながら、改善等に努めている。

当社としては、すでに制度は整っており、治療が必要となった従業員が利用できる社内外の情報にアクセスし活用できるようガイドラインの認識を広めることが重要だと考えている。そのため、健康教育や各種社内セミナー等の機会を通じて、引き続き当該施策の周知に努めていく。

取組内容

- ・基本方針の表明
 - ・社内ルール作成
 - ・相談窓口の設置
 - ・傷病休暇・病気休暇
 - ・時差出勤
 - ・フレックスタイム制
 - ・リモートワーク
 - ・リハビリ出勤制度
 - ・関係者の連携
 - ・両立支援プラン等の策定
 - ・就業上の措置
 - ・周囲の者の負担軽減
 - ・その他
- 両立支援マップの作成
(社内外の制度を一元にまとめ
利用しやすいようなマップを
作成し、イントラに掲載。)

取組んでみて感じたこと



制度があっても、認識されていないことで、制度の活用に至らない従業員が少なからず存在していた。

このような情報のリテラシーは、従業員自身と担当者の認識においても差があることが分かった。

従業員にとってわかりやすい情報発信を行うとともに、担当者間の情報共有によって、より高いレベルでの知識の向上に努めていきたい。

シスメックス健康経営宣言

『両立支援』の取組を**加速**

02 シスメックス株式会社

企業情報

所在地：神戸市
業種：電気機械器具製造業
従業員数：3,689人

基本方針

従業員が安心して働き、キャリアを育むことができるよう、両立支援の職場環境を整備する。



両立支援のきっかけ

従業員数の増加や平均年齢の上昇に伴い、治療と仕事の両立を必要とする従業員が増えてきた。その背景を踏まえ、従業員が安心して働きつつキャリアを進めることができる環境を整えるため、両立支援の仕組みの構築に取り組んでいる。

企業としても労働力の確保や生産性の向上といったメリットを期待できる。

取組にあたり配慮したこと

これまで行ってきた安全衛生活動・健康増進・両立支援などの施策展開をさらに加速させるため、2020年に「シスメックス健康経営宣言」を策定。マテリアリティの1つとして「両立支援」を進めている。

① 働き方の両立支援

2022年より全従業員を対象に、就業場所や就業時間を選択できる「スマートワーク制度」を導入した。特に治療継続者にとっては治療スケジュールに対応しやすくなる他、通勤に伴う負担軽減や移動時間の有効活用に繋がり、安心してキャリアを継続できると従業員に積極的に利用されている。

② 病気の早期発見～復職支援体制

定期健康診断に加え、人間ドックや女性ががん検診を実施。個人でオプション検査を受けられる機会も提供している。病気の早期発見に向けての受診推奨の取組みの一環として、二次検査の受診費用を補助。扶養者を含めた子宮がんなどのワクチン接種を補助する制度も備えている。

また、休業者への支援として、年次有給休暇の積立制度や私傷病休業制度、GLTD保険加入による所得補償等がある。怪我や病気で長期休職した際は、復職後も継続的に配慮できる体制を整備。段階的に勤務時間を延長して復職を判断する「ならし入社制度」の他、本人の意思や主治医の意見に基づいて個別に就業配慮を検討する機会を設ける復職支援を行っている。

③ 保健医療スタッフの相談窓口の整備

産業医・保健師を配置した相談窓口を設置し、保健指導や健康相談・健康診断後のフォロー業務・健康セミナーを行っている。また、産業医や専門知識を持つ外部講師によるセミナーを実施し、健康増進の支援を進めている。

取組内容

- 基本方針の表明
- 事業場内ルールの作成
- 研修の実施
- 相談窓口の設置
- 傷病休暇・病気休暇
- 時差出勤
- 短時間勤務
- テレワーク
- 試し出勤制度
- 関係者の連携
- 両立支援プラン等の策定
- 就業上の措置
- 周囲の者の負担軽減
- その他
 - 検診内容拡充
 - 医療費補助制度
 - 休職中の経済支援制度

取組んでみて感じたこと



エンゲージメントサーベイの「安心して働ける職場」に関する質問に対し、80%以上の従業員が好意的に回答。これは、従業員が働く上での安心感に貢献できていると考えている。

企業
情報

所在地：神戸市
業種：電気機械器具製造業
従業員数：4,118人

基本
方針

働く意欲のある従業員が治療を理由に
離職しなくても済むよう、十分な治療を
受けながら安心して働き続けられる環境
と制度を整える

復職後に活躍する従業員の 存在が職場に良い影響を与える



両立支援のきっかけ

従業員の離職面談の際、病気を理由にして離職する従業員が毎年一定数いることが分かった。

そこで、働く意欲がある従業員が離職せずに済むよう、十分な治療を受けながら安心して働き続けられる環境整備が必要だと考えた。

取組にあたり配慮したこと

- ① 相談窓口の設置：健康推進室に相談窓口を設置し、専門の従業員を配置することで、必要な部門へのフォローを依頼し、ヒアリングや支援を行っている。
- ② 時間単位の年次有給取得：育児、介護、治療の事由で半日又は時間単位の休暇を取得出来る。
- ③ 傷病休暇・病気休暇：年に5日付与される積立休暇制度があり、20日を上限に積立が可能。この休暇は、私傷病や指定疾患の治療で連続3日以上通院する場合に利用出来る。
- ④ 時差出勤：フレックス勤務制度を導入しており、通院後の出社や、通院時間の中抜けも可能。仕事に穴を開けずに通院ができるため利用者は多い。
- ⑤ 短時間勤務：5.5H/6.0H/6.5H/7.0H/7.5Hより選択できるが、指定疾患の治療については必要性に応じて個別に設定することとしている。適用期間についても、治療の必要性に応じて、個別に設定する。
- ⑥ テレワーク：基本は週1回出社というガイドラインを設けているが、個別事情があれば、所属長の判断で出社頻度の調整が可能。
- ⑦ 試し出勤制度：復職までは、産業医による面談や復職訓練・通勤訓練などを行い、復職可となった後の一定期間は就業時間を遵守し、就労する。
- ⑧ 関係者の連携：相談窓口の担当者がキーマンとなり、関係部門との連携を図っている。
- ⑨ その他：
 - ・休職から復職までの流れをまとめた資料を社内イントラに掲載している。
 - ・「がん対策推進企業アクション」へ登録し、従業員への情報発信を強化している。
 - ・がん治療に関する専門家と当事者を招いてのオンラインセミナーを実施している。
 - ・社内で「治療と仕事の両立支援ハンドブック」を作成し、従業員へ公開している。

取組内容

- ・相談窓口の設置
- ・時間単位の年次有給休暇
- ・傷病休暇・病気休暇
- ・時差出勤
- ・短時間勤務
- ・テレワーク
- ・試し出勤制度
- ・関係者の連携
- ・その他（上記「取組にあたり配慮したこと」参照）

取組んでみて感じたこと



- ・制度を利用して完治後に復職し活躍する従業員が多数おり、制度があっよかったと感じた。
- ・復職後も活躍する社員がいることで、良きロールモデルとなっているため、今は持病のない社員にも良い影響を与えていると感じている。
- ・セミナーの参加状況から、いつか来るかもしれない病気治療について、従業員の関心は非常に高いことが解った。これからも使える制度や事例など、社内での情報発信を続けたい。

企業
情報

所在地：神戸市
業種：道路貨物運送業
従業員数：1,050人

基本
方針

個人によって様々な働き方がある中で、より働きやすく、より長く働くことができるよう、環境整備や支援を行うこと。



両立支援のきっかけ

休職対応を進める中で、休職の原因や症状は多岐にわたり、臨機応変に対応しなければいけないことがわかった。

本人や現場と連携していくうちに、それまでの自社の制度だけでは不十分であることがわかった。個人によって様々な働き方がある中で、より働きやすい形、より長く働ける形はどういうものかを考え、環境整備や支援を行うに至った。

取組にあたり配慮したこと

- ① 相談窓口の設置
病気等で休職中は会社の制度や社会保障制度について、誰に相談してよいかわからないことが多いため、問い合わせ先を社内報等で広報し、人事が相談窓口として対応を行っている。
- ② 時差出勤
主に新型コロナウイルスへの感染を防ぐため、公共交通機関で出勤する際に混雑を避けた時間帯での出勤を推奨した。
- ③ 積立有給休暇
傷病時等に利用できるよう、上限30日分まで失効した年休を積み立てる制度。従来は正社員のみが利用できたところ、パート社員含む全ての社員が利用できるよう、対象者の範囲を拡大した。
- ④ 短時間勤務
病気等で長期間休職していた社員が、心身の負担を軽減するために、主治医及び産業医の意見を受け、労働時間を短縮して就労することを認めている。早く仕事に復帰しようと焦る気持ちにより、復職直後から無理をしないよう配慮をしている。
- ⑤ 試し出勤制度
精神疾患等で長期間休職していた社員が、主治医及び産業医の意見を受け職場復帰に向けて取り組む際に、試し出勤で通勤や職場環境に少しずつ慣らしていくことで、本人の心身への負担の軽減を図っている。
- ⑥ 関係者の連携
治療に消極的であった者に対して、上司、人事担当者及び産業医が連携して面談を行い、専門医の受診に導いたケースがある。
- ⑦ 就業上の措置
復職の際、直ぐに元の職場に戻れないときは、配置転換を検討し、無理なく復職できるように配慮している。
- ⑧ 健康経営の取組
多くの社員に健康で長く働いてもらえるよう、病気（治療）を未然に防ぐ取り組みを行っている。（人間ドック費用補助・健康習慣づくり・健康相談等）

取組内容

- ・相談窓口の設置
- ・傷病休暇・病気休暇
- ・時差出勤
- ・短時間勤務
- ・試し出勤制度
- ・関係者の連携
- ・就業上の措置
- ・その他（健康経営の取組）



取組んでみて感じたこと



- ・支援をすることで、うまく仕事を続けることができる社員が増えているように感じる。
- ・こういった支援がこの社員には必要なのか、日々考えさせられる。
- ・休職者を未然に防ぐことが必要と思い、健康経営を推進している。

05

パナソニックエレクトロニクス
ワークス池田電機株式会社

柔軟な働き方に向け コアタイムなし のフレックス勤務を導入

企業
情報

所在地：姫路市
業種：電気機械器具製造業
従業員数：305人

基本
方針

病気を治療しながら働き続けやすい
仕組みを構築する。



両立支援のきっかけ

上部団体からの横展開の他、従業員アンケートを基にした労働組合からの両立支援に対する様々な要望があったため。

取組にあたり配慮したこと

- ① 基本方針の表明、事業場内ルールの作成
労働組合と連携し、労働組合から従業員への制度の案内を行うとともに、就業規則に明文化して周知している。
- ② 時間単位の年次有給休暇
従業員の通院や入院等に臨機応変に対応できるよう、年5日の範囲内で時間単位の年次有給休暇を認めている。
また、年12日の範囲内で半日単位の年次有給休暇も認めており、時間単位年休との併用を可能とすることで融通が利くようにしている。
さらに、いざという時のために年休の積み立てが63日までできるようにしている。
- ③ 傷病休暇・病気休暇（治療休暇）
復職後の通院により年次有給休暇を使いきる従業員がいたため、従来より制度化していた不妊治療休暇と同様に、悪性新生物（がん）についても年5日間を限度として治療休暇を取得出来るようにした。
今後、実際にこの制度を使用する者がいることが見込まれている。
- ④ 時差出勤
多様化する働き方に対応するため、コアタイムなしのフレックス勤務を導入し、実質的に時差出勤を可能にした。
- ⑤ 就業上の措置
病気を抱える従業員の状況に応じて、担当業務、作業場所、作業環境のそれぞれを可能な限り配慮している。

取組内容

- ・時間単位の年次有給休暇
- ・傷病休暇・病気休暇
- ・時差出勤
- ・就業上の措置



取組んでみて感じたこと



採用活動等において当社の制度を自信を持ってお勤めできること等、両立支援に取組んだことによる効果が認められており、取り組んで良かったと感じている。

06

株式会社イボキン

企業
情報

所在地：たつの市
業種：産業廃棄物処理業
従業員数：150人

基本
方針

組織としての支援方針を周知することで
安心感を醸成し、多様な従業員が働き
甲斐を以て職場に貢献できるようにす
る。

ガイドラインと GLTD保険を活用し、 安心して働ける環境を整備



両立支援のきっかけ

社員の定着率の向上や採用活動に取り組む中で、性別や年齢、家族構成、心身の状態など、社員一人一人に出来るだけ寄り添いながら、安心して働くことが出来る環境を整備することは、会社として重要なことだと認識したため。

取組にあたり配慮したこと

- ① 基本方針の表明
組織として多様性に対応し、仕事との両立に努力する社員が働き甲斐をもって職場に貢献できるよう取り組むことを宣言し、社員に周知するとともに、自社Webサイトでも公表している。
- ② 相談窓口の設置
総務部門に相談窓口を設置し、その存在を社内報により社員に周知している。
- ③ 関係者の連携、両立支援コーディネーターの育成、両立支援プランの作成
2023年、労災による休業についても、総務担当者（両立支援コーディネーター）が、会社で加入しているGLTD保険（団体長期障害所得補償保険）等による支援について説明を行い、従業員が安心して治療に専念できるようにした。
また、復職にあたっては、主治医と産業医の双方とコミュニケーションを取りながら、当該従業員や所属部署の責任者も交えて作成した復職プランに基づいて職場復帰を実施した。現在も定期的に面談を行いながら支援をしている。
なお、主治医や産業医とのやり取りや、復職プランについては「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（厚生労働省作成）に掲載されている様式を活用した。

取組内容

- ・基本方針の表明
- ・相談窓口の設置
- ・テレワーク
- ・関係者の連携
- ・両立支援コーディネーターの育成
- ・両立支援プラン等の策定



取組んでみて感じたこと



従業員が一日でも長く働くことが出来る環境を整備することはもちろんのこと、環境整備について従業員にしっかりと伝えて安心してもらうことが大切だと感じた。

積立有休制度の要件緩和 社員の不安を軽減へ

企業情報

所在地：姫路市
業種：化学工業
従業員数：320人

基本方針

従業員の高齢化、病気、育児の不安に対し相談しやすい環境を整備し、従業員が長く健康で働けるよう健康経営を進める。



両立支援のきっかけ

現在、病気（糖尿病等）の治療を続けながら就業している従業員がいるが、社員の高齢化が進んでいることもあり、今後は病気を抱えた社員が増加すると考えられる。

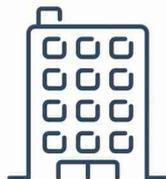
健康経営を進める上でも病気を抱えた社員への対応が重要な課題となってくるので、両立支援の取組を進めていかなければならないと思った。

取組にあたり配慮したこと

- ① 事業場内ルールの作成、傷病休暇・病気休暇の整備
従来より「積立有休制度（失効する有休を利用出来る制度）」を制定していたが、利用できる条件として、有休をすべて消化していなければならず、かつ利用目的は傷病・育児等に限定されていた。このため、治療等で有休と積立有休をすべて使ってしまうと、欠勤となり給与が減額されてしまっていた。「有休消化後使用可」の条件を無くすことで、有休が残っていても治療のために積立有休が利用出来るようになり、有休は私用に使えるようになったため、欠勤になる率の低下を見込める。
- ② 相談窓口の設置
相談窓口の担当者を2名から4名に増員し、併せて「相談カード」を利用してもらうことで、情報が漏れない相談ルートを確保し、相談しやすい環境を作った。また、健康について不安のある社員が希望すれば、産業医と面談が出来るようにしている。
- ③ 就業上の措置
治療中の社員及びその上司と面談し、残業により通院の妨げとならないよう業務の割振り考えた。また、上司から周囲の社員に事情を説明し、部内で助け合う環境を作った。

取組内容

- ・事業場内ルールの作成
- ・相談窓口の設置
- ・傷病休暇・病気休暇整備
- ・就業上の措置



取組んでみて感じたこと



面談を通じて、病気を抱えて働くという不安は、こちらが想像する以上に大きいと思い知った。相談窓口の利用等でその不安を軽減していきたい。

また、精神疾患の社員は離職率が高いので、その対策も考えていきたい。（相談窓口と産業医、専門医との連携等）

そのほかの取組事例（社名非公開）

経営トップの 基本方針表明が重要

企業 情報

業種：卸売業
従業員数：99人

基本 方針

従業員の健康と福祉を最優先し、治療を継続しながら安心して働くことが出来るよう、職場環境を整備する。

事例提供者様のご希望により社名は伏せさせていただきますが、社内の重要課題として両立支援の取組を実施されておりますので、ご紹介させていただきます。



両立支援のきっかけ

人手不足が深刻な課題となっている中、長期的な治療が必要な病気に罹患した社員が現れたことが両立支援のきっかけとなった。

がんを含む重大な病気に罹患した社員が離職することなく、生活の質を保ち、復職後の職場でのパフォーマンスを維持するためには、両立支援の取組が重要と考え、組織全体で支援を行うことにした。

取組にあたり配慮したこと

- ① 基本方針の表明
治療を継続しながら社員が安心して働ける環境を整備するため、社長が明確な基本方針を表明し、組織全体での共通の価値観となっている。
この基本方針の一環として、従業員のために通常の休職期間を上回る柔軟な対応を提供し、職場復帰をサポートすることを積極的に実行している。
- ② 相談窓口の設置
総務部門に専用の相談窓口を設置している。また、情報漏洩を防ぐため、厳格な個人情報保護管理規定を策定し、全社員に周知している。
- ③ 短時間勤務制度の導入
無理なく職場に復帰できるよう、短時間勤務制度を導入し、スムーズなフルタイム勤務への復帰の促進に成功している。
- ④ 関係者の連携
当事者が所属する部署内だけでなく、他部署からのサポートも受けながら、業務を円滑に行えるようにした。
- ⑤ 就業上の措置
労働時間の短縮や通院時間の確保により、従業員のストレスを軽減した。

取組内容

- ・基本方針の表明
- ・相談窓口の設置
- ・短時間勤務
- ・関係者の連携
- ・就業上の措置



取組んでみて感じたこと



- ・経営トップが基本方針を表明することが、会社が従業員の健康と福祉を真剣に考えているというメッセージとなり、職場の理解や協力が得られやすくなった。
- ・サポート時に他部署の業務に触れたことで新たなアイデアや視点が生まれ、業務効率が向上した。
- ・従業員は職場のサポートと理解を受けて精神的な健康状態が向上し、復職後のパフォーマンスが向上した。
- ・休職者へのサポートは、組織全体の健康と成長にもつながると思う。

紙面の関係上、一部ではございますが、他のご協力戴きました事業者様の取組状況もご紹介させていただきます。



株式会社東豊精工

所在地：豊岡市 業種：金属製品製造業 従業員数：114人

個々の従業員に寄り添った支援を心掛ける

人手不足のため、会社として従業員の病気治療への対応は重要であることから、相談窓口の設置、時間単位の年次有給休暇、時差出勤、短時間勤務などの制度を導入することで、個々の従業員の状況に応じた柔軟な対応を取られています。両立支援には様々なケースがあり、非常に難しい問題と感じているとのことでした。

株式会社岩崎電機製作所

所在地：丹波篠山市 業種：電気機械器具製造業 従業員数：312人

病気になったときにこそ支援に工夫を

従業員が治療と仕事を両立させて安心して働けるよう、各々の従業員の疾病の状況に沿った労働環境の提供を心掛けてられ、病気にかかったことが仕事をする上で精神的な負担にならないよう、心のケアも含めて工夫を凝らした支援を行っておられます。

アスカカンパニー株式会社

所在地：加東市 業種：化学工業 従業員数：252人

個々の従業員とのコミュニケーションを重視

従業員の個別の事情に応じた柔軟な対応を重視し、育児・介護に対する支援と同レベルの両立支援制度を整備されています。また、綿密なコミュニケーションや情報共有により、周囲の従業員からの治療に対する理解を得られやすい環境となっています。

兵庫トヨタ自動車株式会社

所在地：神戸市 業種：小売業 従業員数：1,008人

従業員のメンタル不調にも配慮した支援環境を構築

全従業員を対象としたメンタルヘルスのセルフケア研修の実施や、専門的内容も気軽に相談できる保健師が常駐する相談窓口の設置、病気による長期休業に配慮した休暇制度の整備などにより、復帰時、復帰後にも安心して長く働ける職場環境を構築されています。

各事業者様へは、本事例集を作成するにあたり、ご多忙中にもかかわらず多大なご厚意並びにご協力いただきましたこと、制作関係者一同より厚く御礼申し上げます。



働く人の「こころ」と「からだ」の健康管理について相談できる窓口があります

さんぽセンターへ

ご相談ください。



両立支援に関する専門の相談員を配置し、
以下の支援を行っています。

◆ 個別訪問支援

これから両立支援に取り組まれる事業場を訪問し、制度導入などの助言をします。

【支援内容】

- ・管理監督者向け両立支援教育
- ・勤務制度・休暇制度の整備
- ・事業場内体制の整備
- ・両立支援の進め方
- ・事業場内規程等の整備
- ・両立支援に係る情報提供 など

◆ 研修・セミナー

両立支援の普及・啓発を目的とするセミナーや専門的研修を開催します。また、「両立支援にかかる事例検討会」や両立支援コーディネーター基礎研修を修了された方の交流会も開催しています。

◆ 相談対応

電話・面談等により、労働者（患者）や事業主等からの相談に応じています。

◆ 個別調整支援（労働者本人の同意が必要）

医療機関との連絡調整など両立支援をスムーズに行うためのサポートをします。

【支援内容】

- ・労働者との治療に対する配慮の検討
- ・職場復帰支援プランの作成
- ・両立支援の進め方
- ・主治医等への相談
- ・両立支援プランの作成
- ・就業上の措置についての検討 など

※ 利用は全て無料ですが、窓口相談や個別訪問支援等については予約制となっております。

ご予約については、電話、申込書のFAXによる他、ホームページからも申し込み出来ます。

詳しくは下記の二次元コードをご確認ください。

兵庫

さんぽセンター

産業保健総合支援センター



〒651-0087

神戸市中央区御幸通6-1-20

ジイテックスアセントビル8階

TEL：078-230-0283 FAX：078-230-0284

開所時間：平日8時30分～17時15分



相談聞く
ソウ～!

<https://www.hyogos.johas.go.jp/>

6. 参考情報

治療と仕事の両立支援のためのガイドライン&マニュアル

両立支援を行うための留意事項や環境整備、支援の進め方が記載されています。

また、労働者が勤務情報を主治医に対し提供するための様式、主治医から意見を求めるための様式、企業と主治医がやり取りを行う文書の様式例や、両立支援プラン等の作成例等についても掲載されています。

なお、ガイドラインの参考資料として作成された「企業・医療機関連携マニュアル」には、企業と医療機関との連携例が事例形式で具体的に示されています。



ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」

治療と仕事の両立支援について、支援者（人事労務担当者、上司・同僚、産業保健スタッフ、経営者）等への的確な情報提供の基盤を整備することを目的としたサイトです。

「どのように取り組めばよいのか」、「どこに相談すればよいのか」、「どのような支援があるのか」などの様々な疑問に、既存の情報と新規に作成する情報を一元化して「探しやすい」、「見やすい」、「理解しやすい」情報として提供することを目的としています。例えば、事業者に向けて、両立支援の取組方法、取組事例、イベント、助成金、相談ができる支援機関、両立支援コーディネーター等の支援人材、主要疾患（がん、脳卒中等）に関する情報を発信しています。



働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

働く方、ご家族の方、事業者の方、部下を持つ方、支援する方へのメンタルヘルス総合支援サイトです。

働く人の「こころの耳電話相談」も合わせてご利用ください。

◆フリーダイヤル：0120-565-455 ◆月・火 17時～22時／土・日 10時～16時

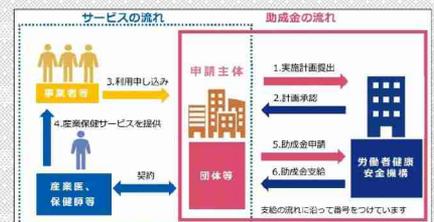


団体経由産業保健活動推進助成金

事業主団体等を通じて、中小企業等の産業保健活動の支援を行う助成金です。

助成対象となる産業保健サービスには、両立支援に係る相談対応、医療機関等との連携、就業可否に関する意見（医師に限る）、就業上の措置や配慮等の検討の支援、環境整備支援等が含まれます。

- ◆ 助成対象：商工会等の事業主団体等や労災保険の特別加入団体
- ◆ 助成対象事業：傘下の中小企業等や個人事業主に対して行う産業保健サービス
- ◆ 助成額：上記サービスに要する費用及びサービス提供に係る事務費用の90%（上限500万円、一定の要件を満たした団体※は1,000万円。1団体につき年度ごとに1回限り）※事業主の構成数が50以上であること等
- ◆ 活用例：事業主団体等が両立支援コーディネーター、産業医、社会保険労務士と契約し、傘下企業の「治療と仕事の両立」を全面的にサポートし、継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着・生産性の向上につなげる。



7.兵庫県内の相談窓口

病気や治療に関する相談窓口



相談窓口	連絡先、相談可能日時	相談できる内容の例
兵庫産業保健総合支援センター 〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-20 ジイテックスアセントビル8F 	ご予約 (TEL) 078-230-0283 ※ メール、FAXでも受付しています。 (詳しくは左記サイト参照) 平日 8時30分～17時15分 (土日祝日・年末年始除く)	<ul style="list-style-type: none"> 両立支援の進め方（個別訪問支援制度あり） 病気休業者が発生した場合の対応方法 病気休職者の職場復帰に際しての注意点 病気を治療しながら働く際の困りごとに関する相談 助成金などの支援制度に関する相談
神戸大学医学部附属病院 患者支援センター 〒650-0017 神戸市中央区楠町7丁目5-2 ▶ 総合相談窓口  ▶ 難病 (神戸市難病相談支援センター)  ▶ がん (腫瘍センター) 	ご予約 総合相談窓口 (TEL) 078-382-5111 (代表) 平日 8時30分～17時 (土日祝日・年末年始除く) 難病 (神戸市難病相談支援センター) (TEL) 078-382-6600 平日 9時～17時 (土日祝日・年末年始除く) がん (腫瘍センター) (TEL) 078-382-5830 平日 8時30分～17時 (土日祝日・年末年始除く)	<ul style="list-style-type: none"> 難病、がんの治療など医療に関する一般的な相談 難病、がんの治療に伴う生活上の困りごとに関する相談 難病、がんの治療に伴い予測される仕事への影響に関する相談
兵庫県立がんセンター がん相談支援センター 〒673-8558 明石市北王子町13-70 	ご予約 (TEL) 078-929-2967 ● がんに関する相談 月～金 9時～17時 (休日除く) ● 両立支援の相談 木のみ 11時～14時 (休日除く) 出張相談 (ハローワーク明石) 火のみ 10時～13時 (休日除く)	<ul style="list-style-type: none"> がんの治療など医療に関する一般的な相談 がんの治療に伴う生活上の困りごとに関する相談 がんの治療に伴い予測される仕事への影響に関する相談 がん患者が利用できる社会保障制度についての相談 両立が難しい場合の転職・就職の相談等
独立行政法人 労働者健康安全機構 神戸労災病院 治療と仕事の両立支援窓口 〒651-0053 神戸市中央区籠池通4-1-23 	ご予約 (TEL) 078-231-5901 (代表) 平日 8時15分～17時 (土日祝・年末年始除く)	<ul style="list-style-type: none"> 治療と仕事の両立支援に関する相談 治療をしながら働く際の困りごとの相談 療養に伴う生活上の困りごとに関する相談 患者が利用できる社会保障制度についての相談
社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 ひょうご若年性認知症支援センター 〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター内 	ご予約 (TEL) 078-242-0601 平日 9時～12時、13時～16時 (土日祝日・年末年始除く)	<ul style="list-style-type: none"> 若年性認知症の方・ご家族への助言・相談 電話相談、来所による面談相談（電話予約要） 市町及び医療・福祉・就労等の関係機関と連携 そのほかにも若年性認知症のご本人やそのご家族の孤立を防ぐための各種取組を実施しておりますので、お気軽にお問い合わせください
日本産業カウンセラー協会 関西支部兵庫事務所 〒650-0012 神戸市中央区北長狭通5-1-21 福建会館5F 	ご予約 (TEL) 078-367-5815 火・水・金 受付時間 10時～16時30分 (相談室は月曜～土曜開設)	<ul style="list-style-type: none"> 治療と仕事の両立支援に伴う職場環境改善 人間関係、就労条件等の相談 長期休業あるいは職場復帰に伴う各種相談

<p>独立行政法人 労働者健康安全機構 関西労災病院 治療就労両立支援センター</p> <p>〒660-8511 尼崎市稲葉荘3丁目1番69号</p> 	<p>ご予約 (TEL) 06-6416-1221 (病院代表)</p> <p>平日 8時15分～17時 (土日祝日・年末年始除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • どのようにしたら治療と就労の両立ができるのか共に考えます。 • お仕事を休んでおられる方の職場復帰の方法を共に考えます。 • 職場復帰後の仕事内容についても共に考えます。 • 経済的不安についても制度等ご紹介します。
<p>公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会 兵庫県医療ソーシャルワーカー協会</p> <p>〒663-8501 西宮市武庫川町1-1 兵庫医科大学病院 認知症疾患医療センター内</p> 	<p>協会ホームページに協会員がいる医療機関を掲載していますので、ご覧ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 医療ソーシャルワーカーは、医療、保健の分野で働く福祉の専門家です。病気にとまっておこる生活上の様々な問題について相談をお受けします。たとえばこんな時… <ul style="list-style-type: none"> ▶ 医療費について心配なこと、わからないことがある ▶ 家族のことや生活費が心配 ▶ 退院後の生活に不安がある ▶ 介護が必要になったが、どうしたらいいかわからない ▶ 福祉制度や施設のことについて知りたい



制度・運用に関する相談窓口

相談窓口	連絡先、相談可能日時	相談できる内容の例
<p>兵庫労働局 職業安定部職業安定課 長期療養者職業相談窓口</p>  <p>① ハローワーク神戸 〒650-0025神戸市中央区相生町1-3-1</p> <p>② ハローワーク姫路 〒670-0947姫路市北条字中道250</p> <p>③ ハローワーク明石 〒673-0891明石市大明石町2-3-37</p>	<p>● 詳細は各ハローワーク・最寄りのハローワークへお尋ねください</p> <p>平日 8時30分～17時15分 (土日祝・年末年始を除く)</p> <p>① (TEL) 078-362-4575</p> <p>② (TEL) 079-222-4431</p> <p>③ (TEL) 078-912-2305</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 長期療養者職業相談窓口を設置して、がん・肝炎等で長期療養されている方の再就職支援を実施しています • 長期療養者就職支援ナビゲーターが担当者制でご相談いたします • 難病のある方への就労支援として、ハローワーク神戸・尼崎・姫路に専門職員を配置し、予約制による相談を実施しています <p>※ 予約相談・オンライン相談もご利用ください</p>
<p>特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会 関西事務所</p> <p>〒530-0047 大阪市北区西天満5-9-7</p> 	<p>30分無料相談： 電話、オンライン (zoom)</p> <p>← 二次元バーコードからお申込ください。</p>	<p>私たちキャリアカウンセラーは、一人ひとりに合った働き方について相談にのり、納得のいく選択と行動をともに考えていく専門職です。</p> <p>【相談項目】体力低下や治療の副作用による就労不安、復帰時期、退職、転職の迷い、復職や就職に向けた準備、周囲への理解や伝え方、関係性、心身と仕事、制度との折り合い、これまでの経験を内省し、就職、復職活動の相談・支援など</p>
<p>兵庫県社会保険労務士会</p> <p>〒650-0011 神戸市中央区下山手通7丁目10番4</p> 	<p>ご相談を希望される場合は、電話でご予約ください。 (TEL) 078-360-4864</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 総合労働相談 (労務、社会保険等) 毎週月・金 (祝日を除く) 13時～16時 • 年金相談 毎月第1・3 水曜日 13時～16時

お役立ちサイトのご紹介



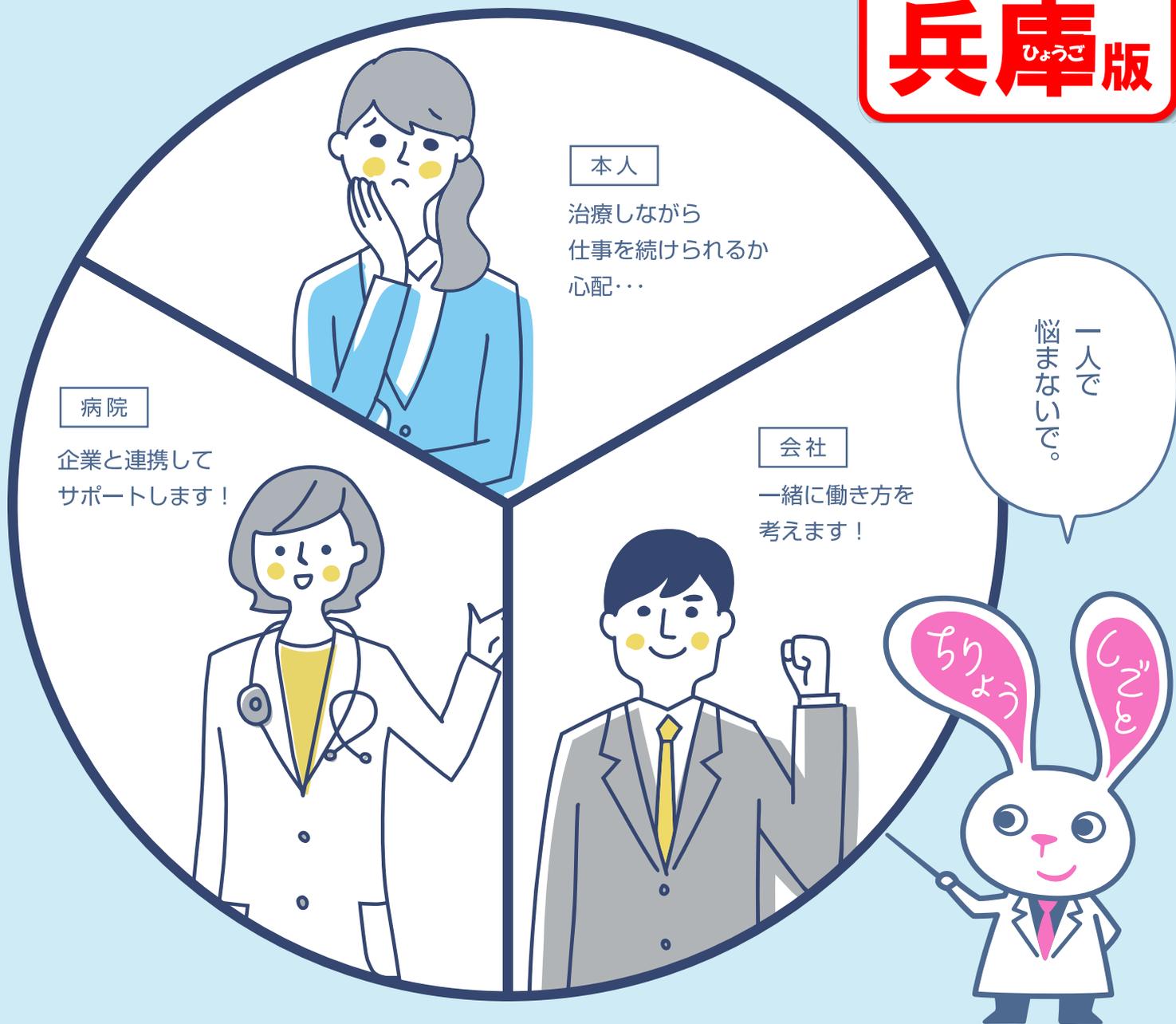
<p>両立支援チェックサイト</p> 	<p>取り組むべき課題抽出への第一歩に！</p> <p>自社の「治療と仕事の両立支援」の実践内容について、自社の強みと改善すべき点を把握できます。</p> <p>「30項目チェックリスト」の結果は全国平均と比較もできます。</p>
<p>兵庫労働局ホームページ 治療と仕事の両立支援サイト</p> 	<p>兵庫労働局での治療と仕事の両立支援の取り組みを掲載しております。</p> <p>兵庫県下での治療と仕事の両立支援を推進しているチームの取り組み状況なども掲載しております。</p>

◆ 兵庫県地域両立支援推進チーム 構成員 (順不同)

(1)兵庫県経営者協会 (2)日本労働組合総連合会兵庫県連合会 (3)一般社団法人兵庫県医師会 (4)兵庫県保健医療部疾病対策課 (5)兵庫県保健医療部健康増進課 認知症対策班 (6)兵庫県立がんセンターがん相談支援センター (7)独立行政法人労働者健康安全機構兵庫産業保健総合支援センター (8)独立行政法人労働者健康安全機構関西労災病院治療就労両立支援センター (9)独立行政法人労働者健康安全機構神戸労災病院治療就労両立支援部 (10)兵庫県社会保険労務士会 (11)公益社団法人日本医療社会福祉協会兵庫県医療ソーシャルワーカー協会 (12)一般社団法人日本産業カウンセラー協会関西支部兵庫事務所 (13)特定非営利活動法人日本キャリア開発協会 (14)一般社団法人兵庫労働基準連合会 (15)神戸市健康局保健所保健課 (16)神戸大学医学部附属病院内患者支援センター (17)兵庫県社会福祉協議会ひょうご若年性認知症支援センター (18)兵庫労働局職業安定部職業安定課 (19)神戸公共職業安定所 (20)明石公共職業安定所 (21)兵庫労働局労働基準部健康課

治療のこと、 会社に相談しましたか？

兵庫^{ひょうご}版



治療しながら働くことを応援する

治療と仕事の両立支援



「治療」と「仕事」の両立に悩んだら

病気の治療は、体調の変化や薬の副作用、定期的な通院など、負担は少なくありません。
治療を受けながら働きたいけれど、誰にも相談できずに一人で悩んでいませんか？

まずはどこに相談すればいいですか？

本人

会社

病院



会社に相談する

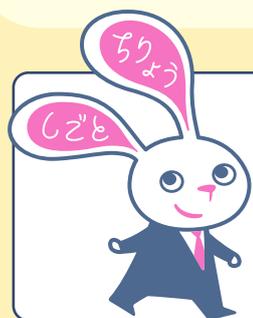
今の状況や
自分の気持ちを
整理する

病院に相談する

仕事をする上での不安・困りごとを相談する
会社で活用できる制度（休暇、手当、勤務
形態の変更等）について説明を受ける

仕事や治療の状況から
働きたい気持ちがまとまったら、
どのような働き方をしたいか整理する

治療の内容や方針がわからない場合、
会社への病状の説明の仕方に悩んだ場合は、
主治医や患者相談窓口相談する



働きたい気持ちが固まったら、
勤務先や病院と一緒に
両立支援プランを立ててみましょう。



お近くの相談窓口

「治療と仕事の両立支援ナビ」では、支援機関別、都道府県別に相談窓口を掲載しています。



各都道府県労働局でも相談内容に応じた地域の相談窓口を案内しています。
お気軽にお問い合わせください。



全国の産業保健総合支援センター（さんぼセンター）では、産業保健の専門スタッフが、両立支援に関する相談を受け付けています。ぜひご利用ください。



治療と仕事の両立支援 ハンドブック



両立を始める前に考えるポイントや困った時の相談先、社内制度や活用できる支援制度など、「治療と仕事の両立」を進める時に必要な情報を掲載しています。





病気や治療に関する相談窓口



相談窓口	連絡先、相談可能日時	相談できる内容の例
<p>兵庫産業保健総合支援センター</p> <p>〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-20 ジイテックスアセントビル8F https://www.hyogos.johas.go.jp/about/balance-support-2/</p> 	<p>ご予約 (TEL) 078-230-0283 ※ メール、FAXでも受付しています。 (詳しくは左記サイト参照)</p> <p>平日 8時30分～17時15分 (土日祝日・年末年始除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 両立支援の進め方（個別訪問支援制度あり） 病気休業者が発生した場合の対応方法 病気休職者の職場復帰に際しての注意点 病気を治療しながら働く際の困りごとに関する相談 助成金などの支援制度に関する相談
<p>神戸大学医学部附属病院 患者支援センター</p> <p>〒650-0017 神戸市中央区楠町7丁目5-2</p> <p>総合相談窓口： https://www.hosp.kobe-u.ac.jp/soudan/helpdesk.html</p> <p>難病（神戸市難病相談支援センター）： https://www.hosp.kobe-u.ac.jp/knanbyo/</p> <p>がん（腫瘍センター）： https://www.hosp.kobe-u.ac.jp/oncol/effort/advice/index.html</p> 	<p>ご予約 総合相談窓口： (TEL) 078-382-5111（代表） 平日 8時30分～17時 (土日祝日・年末年始除く)</p> <p>難病（神戸市難病相談支援センター）： (TEL) 078-382-6600 平日 9時～17時 (土日祝日・年末年始除く)</p> <p>がん（腫瘍センター）： (TEL) 078-382-5830 平日 8時30分～17時 (土日祝日・年末年始除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 難病、がんの治療など医療に関する一般的な相談 難病、がんの治療に伴う生活上の困りごとに関する相談 難病、がんの治療に伴い予測される仕事への影響に関する相談
<p>兵庫県立がんセンター がん相談支援センター</p> <p>〒673-8558 明石市北王子町13-70 https://hyogo-cc.jp/patients/support.html</p> 	<p>ご予約 (TEL) 078-929-2967</p> <p>がんに関する相談： 月～金 9時～17時（休日除く） 両立支援の相談： 木のみ 11時～14時（休日除く） 出張相談（ハローワーク明石）： 火のみ 10時～13時（休日除く）</p>	<ul style="list-style-type: none"> がんの治療など医療に関する一般的な相談 がんの治療に伴う生活上の困りごとに関する相談 がんの治療に伴い予測される仕事への影響に関する相談 がん患者が利用できる社会保障制度についての相談 両立が難しい場合の転職・就職の相談等
<p>独立行政法人労働者健康安全機構 神戸労災病院 治療と仕事の両立支援窓口</p> <p>〒651-0053 神戸市中央区籠池通4-1-23 https://www.kobeh.johas.go.jp/combine.html</p> 	<p>ご予約 (TEL) 078-231-5901（代表）</p> <p>平日 8時15分～17時 (土日祝・年末年始除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 治療と仕事の両立支援に関する相談 治療をしながら働く際の困りごとの相談 療養に伴う生活上の困りごとに関する相談 患者が利用できる社会保障制度についての相談
<p>社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会 ひょうご若年性認知症支援センター</p> <p>〒651-0062 神戸市中央区坂口通2丁目1-1 兵庫県福祉センター内 http://www.hyogo-wel.or.jp/public/jakunen.php</p> 	<p>ご予約 (TEL) 078-242-0601</p> <p>平日 9時～12時、13時～16時 (土日祝日・年末年始除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 若年性認知症の方・ご家族への助言・相談 電話相談、来所による面談相談（電話予約要） 市町及び医療・福祉・就労等の関係機関と連携 そのほかにも若年性認知症のご本人やそのご家族の孤立を防ぐための各種取組を実施しておりますので、お気軽にお問い合わせください
<p>日本産業カウンセラー協会 関西支部兵庫事務所</p> <p>〒650-0012 神戸市中央区北長狭通5-1-21 福建会館5F https://kansai.counselor.or.jp/</p> 	<p>ご予約 (TEL) 078-367-5815</p> <p>火・水・金 受付時間10時～16時30分 (相談室は月曜～土曜開設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 治療と仕事の両立支援に伴う職場環境改善 人間関係、就労条件等の相談 長期休業あるいは職場復帰に伴う各種相談

<p>独立行政法人 労働者健康安全機構 関西労災病院 治療就労両立支援センター 〒660-8511 尼崎市稲葉荘3丁目1番69号 https://www.kansaih.johas.go.jp/kakuka/center_list/yobou/shien.html</p> 	<p>ご予約 (TEL) 06-6416-1221 (病院代表)</p> <p>平日 8時15分～17時 (土日祝日・年末年始除く)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • どのようにしたら治療と就労の両立ができるのか共に考えます。 • お仕事を休んでおられる方の職場復帰の方法を共に考えます。 • 職場復帰後の仕事内容についても共に考えます。 • 経済的不安についても制度等ご紹介しします。
<p>公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会 兵庫県医療ソーシャルワーカー協会 〒663-8501 西宮市武庫川町1-1 兵庫医科大学病院 認知症疾患医療センター内</p> 	<p>協会員がいる医療機関は協会ホームページに掲載しております。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 医療ソーシャルワーカーは、医療、保健の分野で働く福祉の専門家です。病気にともなっておこる生活上の様々な問題について相談をお受けします。たとえばこんな時・・・。 ○医療費について心配なこと、わからないことがある ○家族のことや生活費が心配 ○退院後の生活に不安がある ○介護が必要になったが、どうしたらいいかわからない ○福祉制度や施設のことについて知りたい



制度・運用に関する相談窓口

相談窓口	連絡先、相談可能日時	相談できる内容の例
<p>兵庫労働局 職業安定部職業安定課 長期療養者職業相談窓口</p> <p>① ハローワーク神戸 〒650-0025神戸市中央区相生町1-3-1</p> <p>② ハローワーク姫路 〒670-0947姫路市北条字中道250</p> <p>③ ハローワーク明石 〒673-0891明石市大明石町2-3-37</p> <p>https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/newpage_00685.html</p> 	<p>① (TEL) 078-362-4575</p> <p>② (TEL) 079-222-4431</p> <p>③ (TEL) 078-912-2305</p> <p>平日 8時30分～17時15分 (土日祝・年末年始を除く)</p> <p>●詳細は各ハローワーク・最寄りのハローワークへお尋ねください</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 長期療養者職業相談窓口を設置して、がん・肝炎等で長期療養されている方の再就職支援を実施しています • 長期療養者就職支援ナビゲーターが担当者制でご相談いたします • 難病のある方への就労支援として、ハローワーク神戸・尼崎・姫路に専門職員を配置し、予約制による相談を実施しています <p>●予約相談・オンライン相談もご利用ください</p>
<p>特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会 関西事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満5-9-7</p>	<p>30分無料相談： 電話、オンライン (zoom) 二次元バーコードからお申込ください。</p> 	<p>私たちキャリアアカウンセラーは、一人ひとりに合った働き方について相談にのり、納得のいく選択と行動をとるに考えていく専門職です。</p> <p>【相談項目】体力低下や治療の副作用による就労不安、復帰時期、退職、転職の迷い、復職や就職に向けた準備、周囲への理解や伝え方、関係性、心身と仕事、制度との折り合い、これまでの経験を内省し、就職、復職活動の相談・支援など</p>
<p>兵庫県社会保険労務士会 〒650-0011 神戸市中央区下山手通7丁目10番4 https://www.sr-hyogo.gr.jp/counseling/</p> 	<p>ご相談を希望される場合は、電話でご予約ください。 (TEL) 078-360-4864</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 総合労働相談 (労務、社会保険等) 毎週月・金 (祝日を除く) 13時～16時 • 年金相談 毎月第1・3水曜日 13時～16時

お役立ちサイトのご紹介

<p>両立支援チェックサイト</p> 	<p>取り組むべき課題抽出への第一歩に！</p> <p>自社の「治療と仕事の両立支援」の実践内容について、自社の強みと改善すべき点を把握できます。</p> <p>「30項目チェックリスト」の結果は全国平均と比較もできます。</p>
<p>兵庫労働局ホームページ 治療と仕事の両立支援サイト</p> 	<p>兵庫労働局での治療と仕事の両立支援の取り組みを掲載しております。兵庫県下での治療と仕事の両立支援を推進しているチームの取り組み状況なども掲載しております。</p>

兵庫県地域両立支援推進チーム 構成員 (順不同)

(1) 兵庫県経営者協会(2) 日本労働組合総連合会兵庫県連合会(3) 一般社団法人兵庫県医師会(4) 兵庫県保健医療部疾病対策課(5) 兵庫県保健医療部健康増進課認知症対策班(6) 兵庫県立がんセンターがん相談支援センター(7) 独立行政法人労働者健康安全機構兵庫産業保健総合支援センター(8) 独立行政法人労働者健康安全機構関西労災病院治療就労両立支援センター(9) 独立行政法人労働者健康安全機構神戸労災病院治療就労両立支援部(10) 兵庫県社会保険労務士会(11) 公益社団法人日本医療社会福祉協会兵庫県医療ソーシャルワーカー協会(12) 一般社団法人日本産業カウンセラー協会関西支部兵庫事務所(13) 特定非営利活動法人日本キャリア開発協会(14) 一般社団法人兵庫労働基準連合会(15) 神戸市健康局保健所保健課(16) 神戸大学医学部附属病院患者支援センター(17) 兵庫県社会福祉協議会ひょうご若年性認知症支援センター(18) 兵庫労働局職業安定部職業安定課(19) 神戸公共職業安定所(20) 明石公共職業安定所(21) 兵庫労働局労働基準部健康課

< 店長



店長

聞いたことあるで。
工場とかで必要な人でしょ？

既読
11:07

店長、化学物質管理者って知ってます？



化子

既読
11:23

いや、リスクアセスメント対象物っていう化学物質を、製造・
取扱・譲渡・提供する全ての事業場で化学物質管理者の選任が
必要らしいですよ。



そうなんや。まあ、うちは飲食やし、
化学物質を使ってないから関係ないで。

既読
16:19

リスクアセスメント対象物って、洗剤とかも該当する可能性が
あるそうですよ。店舗で使用している物を把握してますか？



え、そうなんっ?!
まあ大体は・・・。

既読
18:07

じゃあ、使用してる物の中で、どれにリスクアセスメント対象
物が含まれているか知っていますか？



いや、知らん…。

既読
19:06

そもそも、リスクアセスメント対象物かどうかってどうやって
調べるか知ってますか？

既読
20:10

化学物質管理者ってどんなお仕事をする人
なんですかね？



20:15

店長、聞いてますかー??



店長ピンチ!
既読・未読無視で乗り切れる?!

- ・ 店長と同じくピンチな人
- ・ 質問に一つでも答えられなかった人
- ・ 全部答えられたけど、詳細を知りたい人

裏面

へ

GO

兵庫労働局 「化学物質管理者」と「リスクアセスメント対象物」

化学物質管理者

化学物質のラベル表示・SDS 通知・リスクアセスメント等が適正に実施されているか管理する者です。

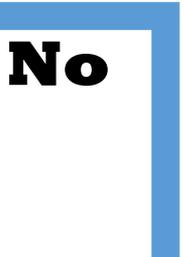
化学物質管理者は、工場や研究所のみならず、リスクアセスメント対象物を**製造**し、又は**取り扱う事業場**並びに**譲渡**又は**提供を行う事業場**ごとに、労働者から、要件に該当する者を選任する必要があります。**飲食店**や**スーパー**なども化学物質管理者の選任が必要な場合があります。

化学物質管理者の選任が必要か確認しましょう！

 **Yes**

化学物質（混合物を含む）を使っていますか？

名称に「化学」がつく「化学薬品」等は分かりやすいですが、消毒液や洗剤（漂白剤）、食品添加物なども化学物質に該当する場合があります。

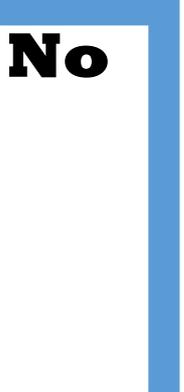


 **Yes**

取り扱う化学物質にリスクアセスメント対象物が含まれていますか？

検索ツールを利用して、取り扱う化学物質に「リスクアセスメント対象物」が含まれているか調べましょう。

ケミサポ リスクアセスメント対象物  or  (ケミサポ)



 **No**

一般消費者の生活用に提供される製品ですか？

医薬品やラベル表示対象物質が密閉された状態で取り扱われる製品（電池など）が該当します。

なお、スーパーやホームセンターで一般消費者も入手可能な方法で譲渡・提供されている製品でも、**業務用洗剤**など**業務に使用することが想定される製品**は、SDSの交付・リスクアセスメントの実施義務があるため、「**一般消費者の生活用に提供される製品**」に該当しない場合があります。

必要

不要

災害事例

掃除中の中毒



換気の不十分なトイレにて、洗剤(フッ化水素含有)を使用して清掃作業中、咳、発熱等が現れ、ふらつき等の症状が激しくなったため病院を受診すると「フッ化水素中毒」と診断された。

ガスボンベによる



カセットコンロ用の使用済みガスボンベ(ボタンガス)を廃棄するために穴を開ける作業中に発生した火災により火傷を負った。

講演会

R6.4.1 化学物質改正法令施行

職場に潜む化学物質の危険性

～飲食・清掃業を含むすべての業種が対象です～

「うちの会社は化学物質使ってないから関係あらへん！」

タイトルを見て、そう感じた事業者や労働者の方がいるのではないのでしょうか。しかし、化学物質は、私たちの職場に溶け込んでいることから、気付かないうちに使用し、また、気付かないうちに健康が蝕まれている可能性があります。このような性質を持つ化学物質について、令和6年4月より改正法令が施行され、**第三次産業を含む全ての事業場**に対して化学物質の管理が義務付けられたことを背景に、今回の講演会を開催します。これを機に、冒頭の考えが、「うちの会社も化学物質を使っているかも。確認しよか！」と、化学変化したら幸いです。

講演

化学物質管理の転換点
～事業場が今すべきこと～

(独) 労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター 化学物質情報管理部
特任研究員 (元 化学物質情報管理研究センター長代理)

講師

伊藤 昭好 氏

開催日時

2月10日(月) 午後2時～午後4時30分

会場

神戸クリスタルホール
(神戸市中央区東川崎町1-1-3 3階)



受付サイト



- ・無料
- ・先着200名
- ・1/1～2/5

<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings/Mzc0NA=/c31f6ca155ea4b5cb56f23817ac4d4b3>

主催 兵庫労働局 / (一社) 兵庫労働基準連合会
後援 兵庫県



第1回 化学物質管理強調月間 (R7.2.1～2.28)

【正しく理解 正しく管理 化学物質と向き合おう】

厚生労働省

兵庫労働局



(第1回化学物質管理強調月間講演会)

化学物質による労災を防ごう

ひょうご総合

強調月間創設受け、兵庫労働局が講演会

化学物質が原因となる労働災害を防ごうと、兵庫労働局などは、神戸市中央区東川崎町1の神戸クリスタルホールで、専門家を招いた講演会を開いた。各地の事業所から約200人が参加し、法改正による規制対象の拡大について理解を深めた。

厚生労働省は労働安全衛生法を改正し、2024年4月から化学物質規制の新基準を全面施行。これまではクロロホルムや水銀など約120種を対象としていたが、26年4月までに約2900物質に拡大する。取り扱う業種も飲食や宿泊業など第3次産業に及ぶことから、厚労省は25年から毎年2月を「化学物質管理強調月間」と定めて、啓発活動に力を入れる。

この日、労働安全衛生総合研究所特任研究員の伊藤昭好さんが講演。国内では

来年4月までに2900種に規制拡大

安全管理の斬



化学物質が原因で毎年約400人が命を落としたり、けがしたりする状況を報告した。また兵庫労働局によると、県内では年に30〜40件の報告があるという。

その上で伊藤さんは、飲食店の調理場など身近な場所ですら強力な洗剤や水酸化ナトリウムで皮膚障害が生じることにも言及。規制対象の拡大を踏まえ「今後は規則による法令順守型から自律的な管理が求められる」と強調した。

(千葉翔大)



講演会『職場に潜む化学物質の危険性』を開催しました

～ (一社)兵庫労働基準連合会との共催(後援:兵庫県) ～



講演会の様子@神戸クリスタルホール

令和7年2月10日(月)、兵庫労働局(局長 赤松俊彦)は、一般社団法人兵庫労働基準連合会との共催(後援:兵庫県)により、神戸クリスタルホール(神戸クリスタルタワー3階)において、「職場に潜む化学物質の危険性～飲食・清掃業を含むすべての業種が対象です～」を開催しました。

当講演会には、166社約200名と多くの方にご参加いただきました。

講師には、(独)労働者健康安全機構 化学物質情報管理研究センターの特任研究員(元センター長代理)である伊藤昭好先生をお迎えし、「化学物質管理の転換点～事業場が今すべきこと～」についてご講演いただきました。



化学物質管理の転換点について講演をする伊藤先生



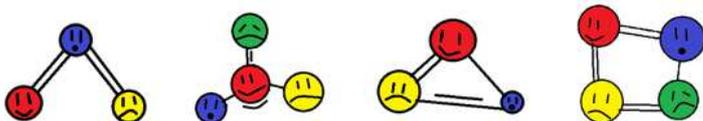
開会挨拶をする兵庫労働局労働基準部 岡本部長



後援挨拶をする兵庫県環境部 上西次長



閉会挨拶をする兵庫労働基準連合会 高尾専務理事



更なる化学物質の自律的管理の周知に邁進します



令和6年4月に、化学物質管理に関する改正法令が全面施行となり、1年が経過しようとしています。第三次産業や中小零細事業場への周知や実施状況については、浸透していないのが現状です。当局においても、化学物質を起因とした災害防止のため、「化学物質管理強調月間(毎年2月)」をはじめとして、今後更なる周知啓発活動に邁進してまいりますので、引き続き、ご協力をお願いします。



職場のあんぜんサイト



職場の化学物質管理の道しるべケミガイド

解体・改修工事を行う 施工業者の皆様へ

 建築物に係る石綿の事前調査は、適切に調査を実施するために、必要な知識を有する者として、厚生労働大臣が定める者に行わせなければなりません！

令和5年10月1日
着工の工事から

建築物の事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者」又は「日本アスベスト調査診断協会の登録者」が行う必要があります！

 建築物の事前調査を実施することができる者

- ◇ 特定建築物石綿含有建材調査者
- ◇ 一般建築物石綿含有建材調査者
- ◇ 一戸建て等石綿含有建材調査者
※一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定
- ◇ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者



石綿総合情報ポータルサイト

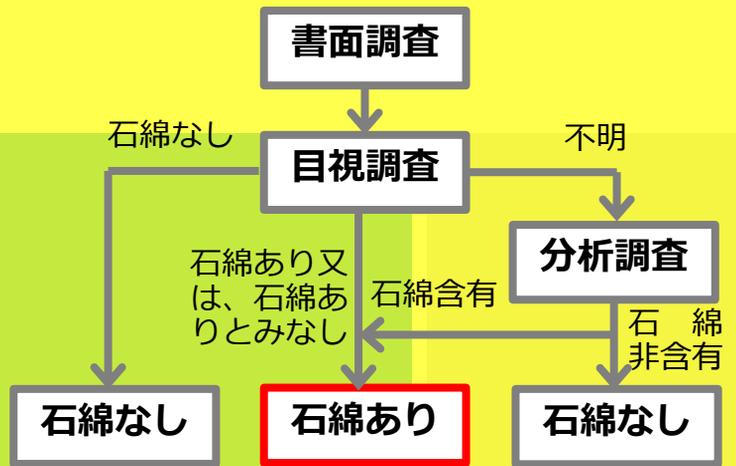
検索



事前調査

建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、**事前に石綿の使用の有無の調査**を行わなければなりません！

事前調査の流れ



一定規模以上の工事は、あらかじめ、元請事業者が労働基準監督署に対して、「**事前調査結果の報告**」を行う必要があります！

 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。システムの利用にはGビズIDが必要です。**GビズIDの発行手続き** ↓

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

石綿事前調査結果報告システム

検索



事前調査結果報告の対象工事

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物（建築物に設ける建築設備を含む）	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡メートル以上
	改修	請負金額が税込100万円以上
特定の工作物	解体・改修	請負金額が税込100万円以上

一部の工作物の
解体・改修・メンテナンス等の工事にあたっては

ボイラーも
(簡易ボイラー含む)

送配電用ケーブルも

焼却設備も

工業炉も

発電設備も
(非常用発電設備含む)

変圧器・キュービクルも

貯蔵設備も

配管設備も
(高圧配管・下水管含む)

反応槽も
(オートクレーブ含む)
対象工作物の詳細は裏面をご確認ください。

義務化スタート!!

2026年1月1日以降着工の工事から有資格者による調査

工作物石綿 事前調査者 による事前調査が必要です!

調査者の資格を取得するためには、
労働局登録講習機関の講習を修了する必要があります。

工作物 事前調査 講習 検索



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/course/#c03>

無資格者による石綿事前調査は法令違反になります

区分	対象工作物	事前調査の資格
特定工作物 (厚生労働大臣及び環境大臣が定める工作物)	① 反応槽 ② 加熱炉 ③ ボイラー及び圧力容器 ④ 焼却設備 ⑤ 発電設備 (太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ⑥ 配電設備 ⑦ 変電設備 ⑧ 送電設備 (ケーブルを含む。) ⑨ 配管設備 (建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。) ⑩ 貯蔵設備 (穀物を貯蔵するための設備を除く。)	工作物石綿事前調査者のみ!!
	⑪ 煙突 (建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ⑫ トンネルの天井板 ⑬ プラットホームの上家 ⑭ 遮音壁 ⑮ 軽量盛土保護パネル ⑯ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ⑰ 観光用エレベーターの昇降路の囲い (建築物であるものを除く。)	
特定工作物以外の工作物	上記 (①~⑰) 以外の工作物 (※) 塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。	下記のいずれか <ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物石綿事前調査者 ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 2023年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

原則、すべての建築物・工作物・鋼製の船舶の解体・改修工事において、石綿の使用の有無を調査 (事前調査) しなければなりません。

対象範囲についての詳しい資料はこちらです。必ずご確認ください。→

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/investigator-structures/>



建築物 工作物 船舶 の解体・改修工事の着工前に 労基署及び自治体への石綿事前調査結果の報告はお済みですか？

一定規模以上の解体・改修工事については、
着工前に事前調査結果の報告を行うことが義務付けられています。

Point 1 石綿が無い場合でも、「石綿無し」を報告することが必要！

Point 2 石綿の使用が禁止された2006年9月以降の建築物等[※]であっても、事前調査結果の報告が必要！ ※書面調査により2006年9月1日以降の着工であることを確認する

Point 3 報告対象外の小規模な工事でも原則事前調査の実施は必要！

事前調査対象の解体・改修工事

原則、すべての解体・改修工事が事前調査の対象！

報告対象の工事

工事対象	工事の種類	対象となる工事
建築物 ^{※1}	解体	解体部分の床面積の合計が80㎡以上の工事
	改修	請負金額100万円以上の工事 (税込)
特定工作物 ^{※1}	解体・改修	請負金額100万円以上の工事 (税込)
船舶 (鋼製のものに限り) ^{※2}	解体・改修	総トン数が20トン以上の工事

※1 建築物と工作物が混在する場合は建築物及び工作物の両方を含めた工事全体の請負金額100万円以上 (税込) であれば報告対象

※2 船舶に関する工事については、地方公共団体への報告は不要で、労働基準監督署のみに報告を行えば足ります。

事前調査結果の報告は
石綿事前調査結果報告システムから
実施していただけます



<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/result-reporting-system/>

石綿調査 報告 検索

兵庫第10次粉じん障害防止総合対策

資料 7 - 2

期間 令和5年度～令和9年度

趣旨

兵庫労働局では、粉じん障害を防止するため、昭和56年以降、9次にわたり総合対策に取り組んできました。

その結果、兵庫労働局管内におけるじん肺新規有所見者数は、大幅に減少していますが、依然として毎年発生しています。

当局では、新たに「兵庫第10次粉じん障害防止総合対策5か年計画」（令和5年度から令和9年度）を策定しました。

事業者におかれては「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」に基づき、対策の徹底をお願いします。

重点事項

- 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- ずい道等建設工事における粉じん対策
- じん肺健診の着実な実施
- 離職後の健康管理の推進
- アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん対策

具体的な取組

1 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

- 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底、及び保守管理の推進
- 保護具着用管理責任者の選任と職務の励行
- 電動ファン付き呼吸用保護具の使用の推進
- 作業環境測定の結果が第三管理区分の作業場所に対する措置の強化への取組

2 ずい道等建設工事における粉じん対策

- 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策の徹底
- 元方事業者は、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導援助
清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等の実施



3 じん肺健康診断の着実な実施

じん肺健康診断の実施の徹底及びじん肺有所見者に対する健康管理教育等の推進

4 離職後の健康管理の推進

じん肺管理区分が管理2又は3の離職予定者に対する健康管理手帳交付申請方法等の周知

5 アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策

- 局所排気装置等の適正な稼働並びに検査、点検の実施
- 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- 作業環境測定の実施、特別教育の徹底、たい積粉じん対策及び健康管理対策の推進

毎年9月は粉じん障害防止対策推進強化月間です！

重点事項	関係団体	事業場
基本的事項	<ul style="list-style-type: none">★会員事業場に対する「講ずべき措置」等の周知★講習会・セミナーの開催★月間中のパトロールの実施	<ul style="list-style-type: none">★「粉じん対策の日」の設定★じん肺健診の実施★労働衛生教育の実施
呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底	<ul style="list-style-type: none">★労働者や一人親方を含む関係請負人への法令の各規定に定める措置の周知に関する要請★電動ファン付き呼吸用保護具の使用勧奨	<ul style="list-style-type: none">★着用の必要性に関する教育の実施★保護具着用管理責任者による着用管理★電動ファン付き呼吸用保護具の使用の推進
ずい道等建設工事における粉じん対策	<ul style="list-style-type: none">★「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」及び「新版ずい道等建設工事における換気技術指針」の周知	<ul style="list-style-type: none">★「ガイドライン」に基づく対策の徹底★粉じん発生源措置、換気装置による換気及び粉じん濃度測定等の実施★呼吸用保護具の使用（動力掘削、動力積み込み及びコンクリート吹付作業等は電動ファン付呼吸用保護具に限る）
じん肺健康診断の着実な実施	<ul style="list-style-type: none">★「じん肺健康診断結果証明書」の適正な作成に関する要請	<ul style="list-style-type: none">★職歴・作業歴の確実な記入などの健診記録の適正な作成と保存★じん肺健康管理実施状況報告の提出の徹底
離職後の健康管理の推進	<ul style="list-style-type: none">★健康管理手帳交付申請制度の周知	<ul style="list-style-type: none">★管理2または管理3の離職予定者への健康管理手帳申請方法の周知★合併症予防の観点から禁煙の働きかけ
アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん障害防止対策	<ul style="list-style-type: none">★呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底等の周知	<ul style="list-style-type: none">★局所排気装置等による作業環境の改善★呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底★特定粉じん作業への対策



兵庫労働局発表
令和7年5月29日

[照会先]
兵庫労働局 労働基準部 健康課
課長 高石 康子
専門監督官 横手 浩一
(TEL) 078-367-9153
(FAX) 078-367-9166

報道関係者 各位

『今夏もクールワークキャンペーンを実施』 ～ 職場における熱中症対策が義務化されます ～

- ◎ 夏季を中心に熱中症の発生が相次ぐ中、職場においても例年、熱中症が多数発生しており、ここ数年、重篤化して死亡に至る事例が全国で年間 30 人程度発生する状態が続いています。兵庫県下における令和6年の熱中症による労働災害は、死亡災害は発生していませんが、46人が4日以上仕事を休んでおり、前年より64%増加しています。さらに、約500人が医療機関で治療を受けており、依然として多数の熱中症による労働災害が発生しています。
- ◎ 厚生労働省及び兵庫労働局では、職場における熱中症予防対策の一層の推進を図ることを目的として、今夏も各災害防止団体及び使用者団体等と連携して「**STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン**」を実施し、各事業場が実施すべき熱中症予防対策の周知を図っています。
- ◎ 熱中症による死亡災害の原因には「初期症状の放置、対応の遅れ」などが多く見られることから、本年4月に、**労働安全衛生規則が改正され、令和7年6月1日から施行**されます。改正の概要は、熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、その状況に応じて、迅速かつ適切に対応することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」を事業者に義務付けるものとなっています。
- ◎ 上記キャンペーンの取組の一環として、改正労働安全衛生規則の概要と熱中症から命を守る基本的な対策等について、6月12日と7月7日に兵庫産業保健総合支援センター及び兵庫労働基準連合会との共催で、「職場における熱中症予防セミナー」を開催します。

令和7年6月12日と7月7日に『職場における熱中症予防セミナー』を開催します

- 第1回 日時：令和7年6月12日(木) 13時30分開始
会場：クリスタルホール
(神戸市中央区東川崎町1丁目1-3 神戸クリスタルタワー3階)
- 第2回 日時：令和7年7月7日(月) 14時00分開始
会場：兵庫労働基準連合会講習会場
(神戸市中央区雲井通4丁目2-2 マークラー神戸ビル4階)

(※ セミナーを取れいただける場合は、お手数ですが開催の2日前までに兵庫労働局健康課へご連絡をお願いします。)

【参考資料】

- 別添1 熱中症による労働災害統計
- 別添2 「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」リーフレット
- 別添3 「令和7年STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱
- 別添4 「職場における熱中症予防セミナー」開催案内
- 別添5 「改正労働安全衛生規則」周知用リーフレット
- 別添6 改正労働安全衛生規則

熱中症災害発生状況

1 職場における熱中症による死傷者数の推移(全国) (平成27年～令和6年) (人)

	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
全産業 (死亡者数)	464 (29)	462 (12)	544 (14)	1,178 (28)	829 (25)	959 (22)	561 (20)	827 (30)	1,106 (31)	1,257 (31)
製造業	85 (4)	97	114	221 (5)	184 (4)	199 (6)	87 (2)	145 (2)	231 (4)	235 (5)
建設業	113 (11)	113 (7)	141 (8)	239 (10)	153 (10)	215 (7)	130 (11)	179 (14)	209 (12)	228 (10)
警備業	40 (7)	29	37 (2)	110 (3)	73 (4)	82 (1)	68 (1)	91 (6)	114 (6)	142 (2)
運送業	62 (1)	67	85	168 (4)	110 (2)	137	61 (1)	129 (1)	146 (1)	186 (3)

(*確定値)

2 職場における熱中症による死傷者数の推移(兵庫県) (平成27年～令和6年) (人)

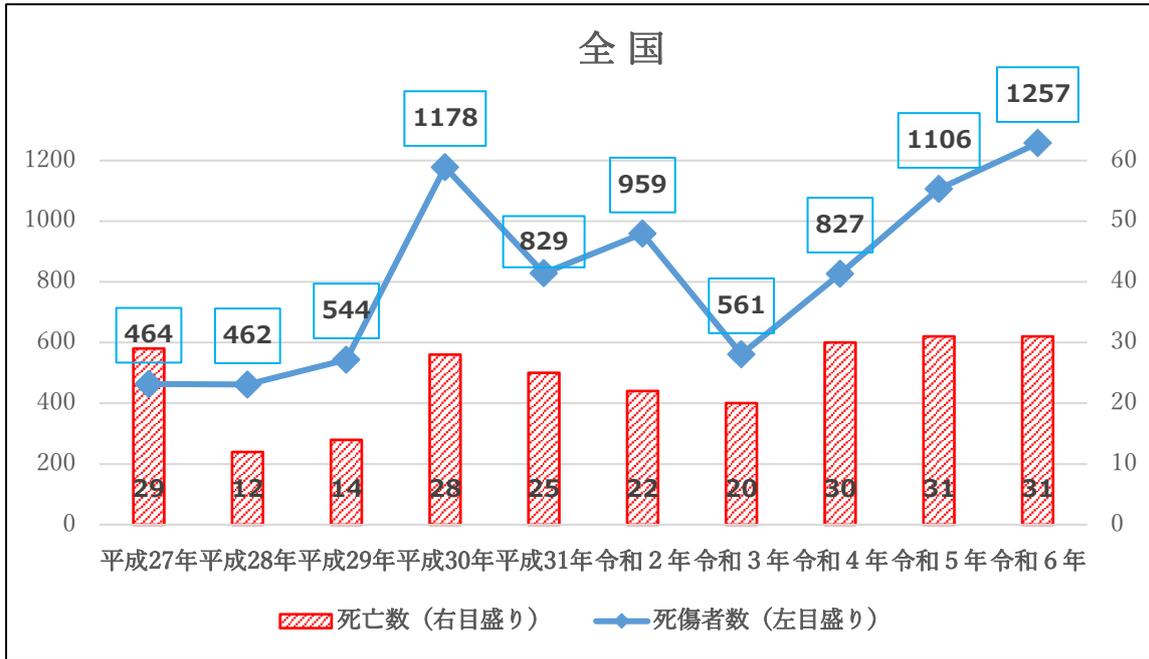
	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
全産業 (死亡者数)	9 (1)	22 (0)	16 (1)	41 (3)	30 (0)	43 (1)	12 (1)	29 (1)	28 (2)	46 (0)
製造業	0	8	1	10	8	8	3	6	6	5
建設業	3	3	2	8 (2)	2	12	2 (1)	5 (1)	4 (1)	7
警備業	1 (1)	3	1 (1)	6 (1)	3	2 (1)	0	5	7 (1)	6
運送業	2	4	7	6	6	5	1	1	5	11

(*確定値)

※休業4日以上の死傷者数

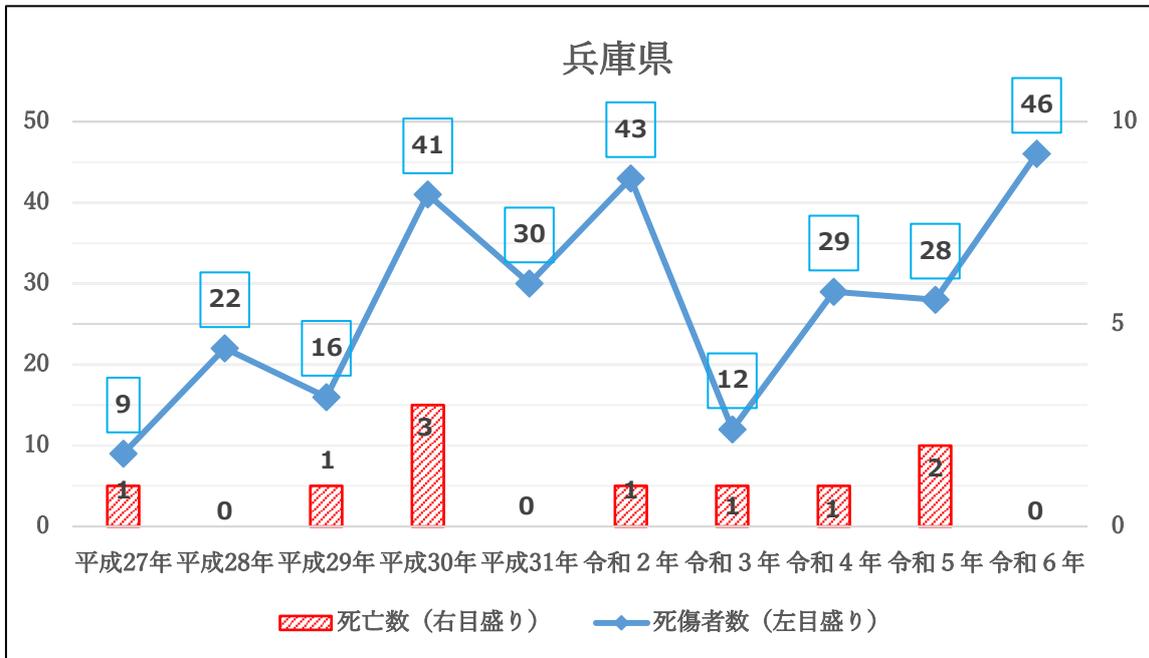
※ () 内の数値は死亡者数であり、死傷者数の内数である。

1 職場における熱中症による死傷者数の推移(全国) (平成27年～令和6年)



(*確定値)

2 職場における熱中症による死傷者数の推移(兵庫県) (平成27年～令和6年)



(*確定値)



熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月	5月	6月	7月	8月	9月
準備			重点取組		

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画 e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風する**ことなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

熱中症を防ごう！

「職場における熱中症予防セミナー」

のご案内



熱中症から命を守る基本的な対策等についてのセミナーを開催します。
また、令和7年6月1日から熱中症対策の強化について労働安全衛生規則が改正されます。是非、ご参加ください。

開催日時

2025年 **6月12日(木)**
13:30 ~ 15:30

参加費
無料

会場

クリスタルホール (神戸クリスタルタワー3階)

内容

- ▶ 熱中症対策の義務化等について
講師：兵庫労働局 担当官
- ▶ 職場における熱中症予防について
講師：兵庫産保センター 豊田 隆俊 氏

定員

90名

申込方法等

下記受付サイトからWebでの申し込みとなります。
詳細は「六甲展望6月号」及び「兵庫労働局HP」でお知らせします。



令和7年5月12日から下記受付サイトで参加申し込みが出来ます。

労働基準関係 説明会一覧



スマートフォンでも見られます。



<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings>

主催：兵庫労働局 共催：兵庫産業保健総合支援センター、兵庫労働基準連合会



「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が施行されます 」

職場における 熱中症対策の 強化について

今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける



(例) 作業員の様子がおかしい…

判断する



(例) 医療機関への搬送、救急隊要請

対処する



(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却

現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとします。

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症を防ごう！

第2回

「職場における熱中症予防セミナー」 のご案内



熱中症から命を守る基本的な対策等についてのセミナーを開催します。
また、令和7年6月1日から熱中症対策の強化について労働安全衛生規則が改正されます。是非、ご参加ください。

開催日時

令和7年7月7日(月)
14:00 ~ 16:00

参加費
無料

会場

一般社団法人兵庫労働基準連合会 講習会場
神戸市中央区雲井通4-2-2 マークラー神戸ビル4階

内容

- ▶ 熱中症対策の義務化等について
講師：兵庫労働局 担当官
- ▶ 職場における熱中症予防について
講師：労働衛生コンサルタント 森中 秀法 氏
(令和6年度厚生労働大臣安全衛生推進賞受賞)

定員

100名

申込方法等

下記受付サイトからWebでの申し込みとなります。
詳細は兵庫労働局HPでお知らせします。



令和7年5月19日から下記受付サイトで参加申し込みが出来ます。

労働基準関係 説明会一覧



スマートフォンでも見られます。



<https://www.roudoukyoku-setsumeikai.mhlw.go.jp/briefings>

主催：兵庫労働局 共催：兵庫労働基準連合会



令和7年6月1日に 「改正労働安全衛生規則」が施行されます

罰則付き

職場における熱中症対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

死亡災害が2年連続で30人レベル。

そのほとんどが

「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

現場において

死亡に至らせない（重篤化させない）
ための適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方

見つける



判断する



対処する



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※ 報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図を参考例として）の作成及び関係作業員への周知

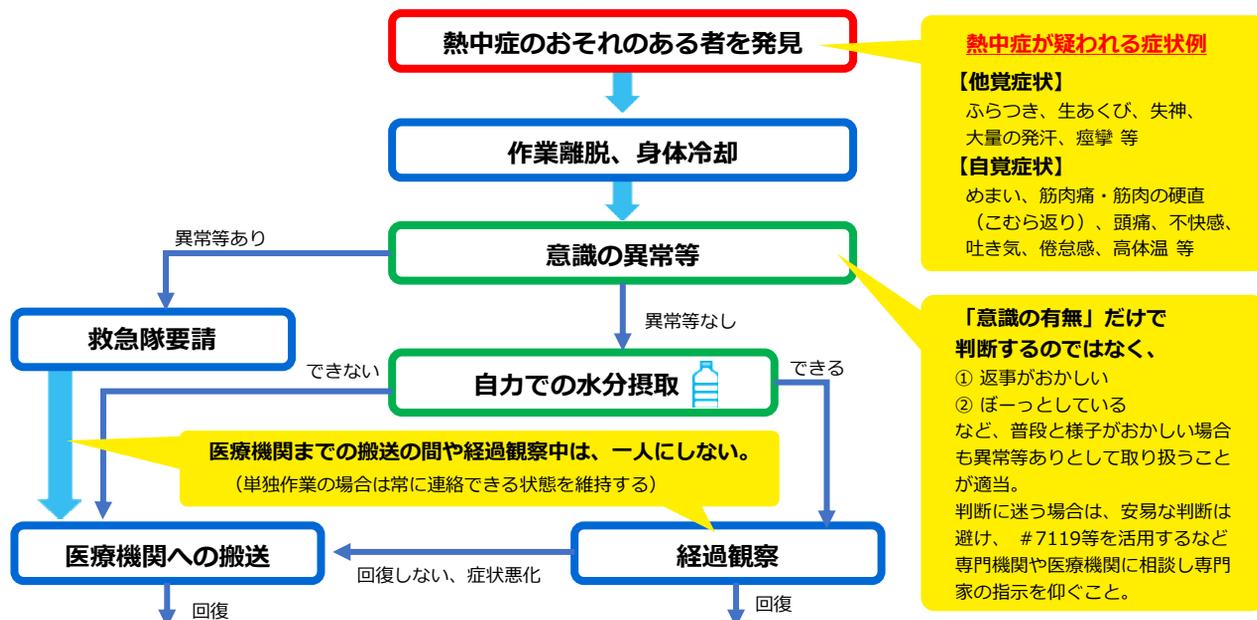
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、何かおかしい

手足がつる

立ちくらみ・めまい

吐き気

汗のかき方がおかしい

汗が止まらない／汗がでない



これも初期症状

何となく体調が悪い

すぐに疲れる

あの人、ちょっとヘン

イライラしている

フラフラしている

呼びかけに反応しない

ボーッとしている

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

去年の職場での熱中症死傷者46人 過去10年で最多 兵庫

05月29日 17時27分



兵庫県内で去年1年間に発生した職場での熱中症による死傷者の数は46人で、この10年で最も多くなったことが、兵庫労働局のまとめでわかりました。

来月（6月）1日からは職場での熱中症対策が義務化され、兵庫労働局は企業に対して適切な対策を

取るよう呼びかけています。

兵庫労働局の29日の発表によりますと、県内で去年1年間に発生した職場での熱中症で4日以上仕事を休み、「死傷者」として数えられている人の数は46人でこの10年で最も多くなりました。

業種別の割合では、貨物運送業が24%と最も多く、次いで建設業が15%、警備業が13%、製造業が11%などとなりました。

また、年代別では、年齢が高くなるにつれ死傷者の数が増える傾向で、全体の6割余り（63%）が50代以上となりました。

6月1日からは職場で適切な熱中症対策を取ることが企業に対して罰則付きで義務づけられます。

兵庫労働局は「今回の法改正は、熱中症で死亡や重篤な症状になるのを防ぐことが目的だ。企業には熱中症対策への適切な対応をお願いしたい」と呼びかけています。

令和7年6月12日配信

(YouTube サンテレビニュースにもアップ)

トップ 速報 ライブ エキスパート オリジナル みんなの意見 ランキング 有料

主要 国内 国際 経済 エンタメ スポーツ IT 科学 ライフ 地域

トピックス一覧

職場での熱中症予防セミナー 対策が義務化／兵庫県

6/12(木) 20:13 配信  

サンテレビ

熱中症が多発する本格的な夏の暑さを前に「職場における熱中症予防セミナー」が兵庫県神戸市内で開かれました。



神戸市内で行われた「職場における熱中症予防セミナー」

神戸市内で行われたセミナーは、兵庫労働局が毎年この時期に開催しているもので、県内の事業所およそ130社が参加しました。

兵庫労働局によりますと兵庫県内では、去年熱中症で4日以上仕事を休んだ人が46人と前の年より64%増加しているということです。

熱中症の重篤化や死亡災害は初期症状の放置や対応の遅れが原因と指摘されていて、6月1日から、熱中症の疑いがある人を見つけた場合の連絡体制の整備や重症化を防ぐための手順を定めることなどを各事業者義務付けています。

セミナーでは、ふらつきや筋肉痛、大量の発汗などの初期症状の他、熱中症の疑いがある場合には身体を冷やして医療機関に相談するなど、迅速な対応を行うための連絡体制の整備や周知の重要性を説明していました。

セミナーは7月7日にも開かれます。

◎ 記事に関する報告

この記事はいかがでしたか？
リアクションで支援しよう

 2  0  0
学びがある わかりやすい 新しい視点

【関連記事】

兵庫県医師会が熱中症対策呼び掛け 6月から職場では義務化
夏の間も、兵庫社会の目標はまる 7月5日開幕 164校参加

乗り換えで初期導入費無料 

冷蔵庫を置くだけ!

置き型100円

社食

OFFICE DE YASAI



2ヶ月無料トライアル実施中

まだ入れてない?! 

100円

社食

2ヶ月無料でお試しくささい

OFFICE DE YASAI

R7.6.12

サンテレビ（17:05～NEWS×情報キャッチ）にて健康課開催の熱中症予防セミナーが放映されました！



6月12日 5:11

今月から対策義務化 職場での熱中症対策セミナー

兵庫県内

去年 熱中症で4日以上仕事を休んだ人が46人
 前年より64パーセント増加

6月から対策義務化 職場での熱中症予防セミナー
 サンテレビニュース
 チャンネル登録者数11.9万人

6月12日 5:11

今月から対策義務化 職場での熱中症対策セミナー

令和7年6月1日に「改正労働安全衛生規則」が施行されます

職場における熱中症対策の強化について

職場における熱中症による死亡災害の傾向
 死亡災害が2年連続で30人レベル
 そのほとんどが「初期症状の改善・対応の遅れ」

早期に求められる対応
 現場において 死に至らせない（重傷化させない）
 ための適切な対策の実施が求められる

6月から対策義務化 職場での熱中症予防セミナー
 サンテレビニュース
 チャンネル登録者数11.9万人

6月12日 5:11

今月から対策義務化 職場での熱中症対策セミナー

今月から各事業者に義務化
 熱中症の疑いがある人を見つけた場合の連絡体制の整備
 重症化を防ぐための手順を定めることなど

6月から対策義務化 職場での熱中症予防セミナー
 サンテレビニュース
 チャンネル登録者数11.9万人

YouTube 検索

6月12日 5:11 キャラ子

今月から対策義務化 職場での熱中症対策セミナー



セミナー

熱中症の疑いがある場合には
身体を冷やし医療機関に相談するなどの対応を説明

6月から対策義務化 職場での熱中症予防セミナー

サンテレビニュース
チャンネル登録者数 11.9万人

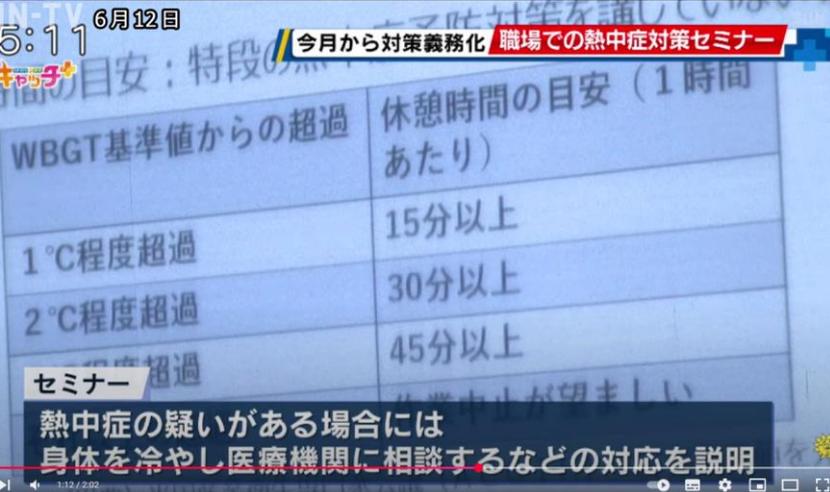
チャンネル登録

3 共有 保存

YouTube 検索

6月12日 5:11 キャラ子

今月から対策義務化 職場での熱中症対策セミナー



WBGT基準値からの超過	休憩時間の目安 (1時間あたり)
1°C程度超過	15分以上
2°C程度超過	30分以上
3°C程度超過	45分以上

セミナー

熱中症の疑いがある場合には
身体を冷やし医療機関に相談するなどの対応を説明

6月から対策義務化 職場での熱中症予防セミナー

サンテレビニュース
チャンネル登録者数 11.9万人

チャンネル登録

3 共有 保存

YouTube 検索

6月12日 5:11 キャラ子

今月から対策義務化 職場での熱中症対策セミナー



セミナー

熱中症の疑いがある場合には
身体を冷やし医療機関に相談するなどの対応を説明

6月から対策義務化 職場での熱中症予防セミナー

サンテレビニュース
チャンネル登録者数 11.9万人

チャンネル登録

3 共有 保存

YouTube 検索

6月12日

5:11

キャラ子

今月から対策義務化 職場での熱中症対策セミナー

参加した企業は—

鉄を真っ赤かに熱してそれを圧延機で薄く延ばす作業をしている会社

6月12日 1:22 / 2:02

6月から対策義務化 職場での熱中症予防セミナー

サンテレビニュース チャンネル登録 11.9万人

チャンネル登録

3 共有 保存

YouTube 検索

6月12日

5:12

キャラ子

今月から対策義務化 職場での熱中症対策セミナー

参加した企業は—

素早く対応できるように (熱中症対策の)体制づくりはしていきたい

6月12日 1:41 / 2:02

6月から対策義務化 職場での熱中症予防セミナー

サンテレビニュース チャンネル登録 11.9万人

チャンネル登録

3 共有 保存

YouTube 検索

6月12日

SUN-TV

5:12

キャラ子

今月から対策義務化 職場での熱中症対策セミナー

セミナーは来月7日にも開催

6月12日 1:47 / 2:02

6月から対策義務化 職場での熱中症予防セミナー

サンテレビニュース チャンネル登録 11.9万人

チャンネル登録

3 共有 保存

電離放射線障害防止規則等の改正について

安全対策の強化と特別教育の拡充

厚生労働省は「労働安全衛生規則」(以下「安衛則」)、「電離放射線障害防止規則」(以下「電離則」)と「透過写真撮影業務特別教育規程」(以下「特別教育規程」)を改正し、令和7年10月29日(一部規定は令和8年4月1日または令和9年10月1日)から順次施行します。

主な改正内容は以下の通りです。

令和9年10月1日施行

※下線部は改正内容

電離則第17条第2項ないし第6項

工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務拡大、安全装置の設置義務化、医療用の特定エックス線装置に関する措置

工業用等の特定エックス線装置の自動警報装置の設置義務拡大

工業用の特定エックス線装置(波高値による定格管電圧10kV以上の装置)すべてについて、自動警報装置の設置が義務化されます。

- 従来は管電圧150kV超の装置に自動警報装置の義務がありましたが、施行後は管電圧10kV以上の装置が設置義務の対象となります。なお、医療用のエックス線装置は除外されます。また、自動警報装置を含む周知の措置は、関係者が確実に認識できる方法でなければなりません。

工業用等の特定エックス線装置の安全装置設置の義務化

工業用等の特定エックス線装置(主に波高値による定格管電圧10kV以上の装置)について、インターロックや安全ロックキー、リミットスイッチ連動の照射停止装置等のような、意図しない偶発的な被ばくを防ぐフルプルーフのための安全装置の設置が義務化されます。

- 当該「安全装置」については、安衛則第28条および第29条による、有効保持や無効化時の事業者の許可等の義務についても適用されます。なお、医療用のエックス線装置は除外されます。
- 事業者は、工業用等の特定エックス線装置のフルプルーフのための安全装置を無効化したり取り外したりする場合には、その代替措置が必要です。

※今回新たに自動警報装置または安全装置を設置しなければならない工業用の特定エックス線装置のうち、①既にメーカーが現存しない装置、②改修に必要な図面がなかったり部材が手に入らない装置、③改修により装置の機能や安全性に問題が生じる装置については、自動警報装置や安全装置の設置に代わる措置により対応ください(経過措置)。

医療用の特定エックス線装置に関する措置

電離則における「医療用」のエックス線装置について、医療法施行規則や獣医療法施行規則と同様の被ばく低減措置を、電離則においても義務づけます。

- 合わせて、電離則における「医療用」の示す範囲を明確化しました(※公布日施行)。

電離則第47条、第52条の2

エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務拡大

令和8年4月1日施行

自動警報装置の異常時の措置 作業の方法の決定と放射線業務従事者の指揮

エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者は自動警報装置の異常時には、事業者による装置の使用を止めさせるなどの必要な措置をとらせてください。また、放射線業務従事者の被ばくをできるだけ少なくするように作業の方法を定め、放射線業務従事者を指揮してください。

令和9年10月1日施行

安全装置の有効保持のための点検、その異常時の措置 安全装置を無効化する際の代替措置の確認

エックス線作業主任者は、エックス線装置の使用中にフルプーフのための安全装置が有効に動作していることを確認し、またそれら安全装置の異常時には事業者による装置本体の使用を停止させるなどの必要な措置を取らせてください。また点検などの際に安全装置を無効化等した場合に代替措置が適切に行われているか確認してください。

- 安全措置を無効化した際の代替措置または1(2)に記載の経過措置が確実に実施されていることを、事業者はエックス線作業主任者に確認させてください。

令和8年4月1日施行

電離則第52条の5、特別教育規程 特別教育の実施対象業務の拡大

エックス線装置、ガンマ線照射装置を扱う業務全体に特別教育を実施

エックス線装置またはガンマ線照射装置に関する特別教育は、従来は「透過写真撮影業務」に限定されていましたが、これらの装置を取り扱う業務全体に対象を拡大しました。

- なお、新たに特別教育が必要となった業務に従事する労働者について、既に改正前の電離則による透過写真撮影業務の特別教育を受けている場合や、他法令による教育を受けている場合は、安衛則第37条の規定により、重複する科目を省略できます。

特別教育の対象業務拡大
作業主任者職務追加(作業の方法・労働者の指揮等)
令和8年4月1日施行

自動警報装置義務拡大
安全装置義務化作業主任者職務追加(安全装置関係)
令和9年10月1日施行

改正の詳細はこちら



作業主任者の職務が追加されます 電離放射線障害防止規則等の改正

厚生労働省は「電離放射線障害防止規則」(以下「電離則」)等を改正し、令和7年10月29日(一部規定は令和8年4月1日または令和9年10月1日)から順次施行します。

改正に伴い、工業用の特定エックス線装置について自動警報装置および安全装置の設置が義務化等されるほか、エックス線作業主任者・ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務が追加されます(※)

電離則に掲げられている標識の掲示や安全のための措置、放射線測定器の装着等の確認等の従来の職務に以下の職務を追加します。

※改正省令の内容は
こちら



電離則第47条

エックス線作業主任者の職務拡大

令和8年4月1日施行

自動警報装置の異常時の措置

作業の方法の決定と放射線業務従事者の指揮

自動警報装置の異常時には、事業者の使用を止めさせるなどの必要な措置を取ってください。また、放射線業務従事者の被ばくをできるだけ少なくするように作業の方法を定め、放射線業務従事者を指揮してください。

令和9年10月1日施行

安全装置の有効保持のための点検、その異常時の措置

安全装置を無効化する際の代替措置の確認

エックス線装置の使用中にフルプルーフのための安全装置が有効に動作していることを確認し、またそれら安全装置の異常時には事業者が装置本体の使用を停止させるなどの必要な措置を取ってください。また点検などの際に安全装置を無効化等した場合に代替措置が適切に行われているか確認してください。

令和9年10月1日施行

改修が著しく困難な装置に関する経過措置の確認

今回新たに自動警報装置または安全装置を設置しなければならない工業用等の特定エックス線装置のうち、①既にメーカーが現存しない装置、②改修に必要な図面がなかったり部材が手に入らない装置、③改修により装置の機能や安全性に問題が生じる装置については、自動警報装置や安全装置の設置に代わる措置により対応ください。

電離則第52条の3

ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務拡大

令和8年4月1日施行

自動警報装置の異常時の措置

作業の方法の決定と放射線業務従事者の指揮

自動警報装置の異常時には、事業者の使用を止めさせるなどの必要な措置を取ってください。

また、放射線業務従事者の被ばくをできるだけ少なくするように作業の方法を定め、放射線業務従事者を指揮してください。

<職務> (電離則第47条)

エックス線作業主任者の職務

- ① 電離則第3条第1項(管理区域)又は第18条第4項(立入禁止)の標識がこれらの規定に適合して設けられるように措置すること。
- ② 第10条第1項の照射筒若しくはしぼり又は第11条のろ過板が適切に使用されるように措置すること。
- ③ 第12条各号(間接撮影時の措置)若しくは第13条各号(透視時の措置)に掲げる措置又は第18条の2(透過写真の撮影時の措置等)に規定する措置を講ずること。
- ④ 前2号に掲げるもののほか、放射線業務従事者の受ける線量ができるだけ少なくなるように照射条件等を調整すること。
- ⑤ 第17条第1項の措置(エックス線装置への電源供給の周知)がその規定に適合して講じられているかどうかについて点検すること。
- ⑥ 第17条第1項の措置(エックス線装置への電源供給の周知)に異常を認めるときは、直ちに必要な措置を講ずること。(令和8年4月1日から)
- ⑦ 安全装置を点検すること。(令和9年10月1日から)
- ⑧ 安全装置に異常を認めるときは、直ちに必要な措置を講ずること(令和9年10月1日から)
- ⑨ 安全装置を取り外し又は無効にした場合に、代替措置が講じられていることを確認すること。(令和9年10月1日から)
- ⑩ 照射開始前及び照射中、第18条第1項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。
- ⑪ 第8条第3項の放射線測定器が同項の規定に適合して装着されているかどうかについて点検すること。
- ⑫ 前各号に掲げるもののほか、労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように作業の方法を決定し、放射線業務従事者を指揮すること。(令和8年4月1日から)

<職務> (電離則第52条の3)

ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務

- ① 電離則第3条第1項(管理区域)又は第18条第4項(立入禁止)の標識がこれらの規定に適合して設けられるように措置すること。
- ② 作業の開始前に、放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の機能の点検を行うこと。
- ③ 伝送管の移動が第18条の4第1号の規定に適合して行われているかどうか及び放射線源の取出しが第18条の3の規定に適合して行われているかどうかについて確認すること。
- ④ 照射開始前及び照射中に、第18条第1項の場所に労働者が立ち入っていないことを確認すること。
- ⑤ 第17条第1項の措置(照射中の周知)が同項の規定に適合して講じられているかどうか及び第8条第3項の放射線測定器が同項の規定に適合して装着されているかどうかについて点検すること。
- ⑥ 第17条第1項の措置(照射中の周知)に異常を認めるときは、直ちに必要な措置を講ずること。(令和8年4月1日から)
- ⑦ 第18条の2の措置(作業従事者のいない方向に照射)を講ずること。
- ⑧ 第18条の4第2号の措置(コリメーター等の使用)を講ずること。
- ⑨ 前2号に掲げるもののほか放射線業務従事者の受ける線量ができるだけ少なくなるように照射条件等を調整すること。
- ⑩ 作業中、放射線測定器を用いて放射線源の位置、遮蔽の状況等について点検すること。
- ⑪ 第19条第1項の点検(使用後の線源の格納点検)をすること。
- ⑫ 第42条第1項第4号に掲げる事故(放射線源の脱落等)が発生した場合、同条に定める措置を講じ、かつ、当該事故が発生した旨を事業者に報告すること。
- ⑬ 第42条第1項第4号に掲げる事故(放射線源の脱落等)が発生した場合において、放射線源を線源容器その他の容器に収納する作業を行うときは、第18条の10第1項の措置(遮へい等)を講じ、かつ、鉗子等を使用させることにより当該作業に従事する労働者と放射線源との間に適当な距離を設けること。
- ⑭ 前各号に掲げるもののほか、労働者が電離放射線を受けることをできるだけ少なくするように作業の方法を決定し、放射線業務従事者を指揮すること。(令和8年4月1日から)

特別教育の対象業務を拡大します 電離放射線障害防止規則等の改正

厚生労働省は「労働安全衛生規則」(以下「安衛則」)、「電離放射線障害防止規則」(以下「電離則」)と「透過写真撮影業務特別教育規程」(以下「特別教育規程」)を改正し、令和7年10月29日(一部規定は令和8年4月1日または令和9年10月1日)から順次施行します。

改正に伴い、工業用の特定エックス線装置について自動警報装置および安全装置の設置が義務化等されるほか、特別教育の実施対象となる業務が拡大されます(※)。

主な改正内容は以下の通りです。

※改正省令の内容は
こちら



令和8年4月1日施行

電離則第52条の5、特別教育規程 特別教育の実施対象業務の拡大

エックス線装置またはガンマ線照射装置に関する特別教育は、従来は対象業務が「透過写真撮影業務」に限定されていましたが、これらの装置を取り扱う業務全体に拡大しました。

ただし、装置の内部にのみ管理区域が存在し、かつ、エックス線またはガンマ線の照射中に労働者の身体の全部または一部がその内部に入ることのないように遮へいされた構造を備えた装置(いわゆるボックス型の装置)を使用する業務は対象に含まれません。

- なお、新たに特別教育が必要となった業務に従事する労働者について、既に改正前の電離則による透過写真撮影業務の特別教育を受けている場合や、他法令による教育を受けている場合は、安衛則第37条の規定により、重複する科目を省略できます。

エックス線装置及びガンマ線照射装置取扱業務特別教育規程

科目	範囲	時間
エックス線装置又はガンマ線照射装置を取り扱う業務に係る作業の方法に関する知識	作業の手順、電離放射線の測定、被ばく防止の方法、事故時の措置	1.5h
エックス線装置又はガンマ線照射装置の構造及び取扱いの方法に関する知識	エックス線装置を取り扱う業務を行う者にとっては、次に掲げるもの エックス線装置の原理、エックス線装置のエックス線管、高電圧発生器及び制御器の構造及び機能、エックス線装置の操作及び点検	1.5h
	ガンマ線照射装置を取り扱う業務を行う者にとっては、次に掲げるもの ガンマ線照射装置の種類及び型式、線源容器の構造及び機能、放射線源送出し装置又は放射線源の位置を調整する遠隔操作装置の構造及び機能、放射線源の構造及び放射性物質の性質、ガンマ線照射装置の操作及び点検	1.5h
電離放射線の生体に与える影響	電離放射線の種類及び性質、電離放射線が生体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	0.5h
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則中の関係条項	1.0h

※下線部は、特別教育規程において改正により変更される箇所